

令和6年2月28日（水）

令和6年（2024年） 第1回

川崎市議会定例会会議録

【速報版】

（第4日）

この会議録は速報版です。速報版は、正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

また、正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

議事日程

第1

令和6年度施政方針

第2

- 議案第1号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第2号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 川崎市コミュニティセンター条例の制定について
- 議案第7号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
- 議案第12号 川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 川崎市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第26号 労働会館改修工事請負契約の締結について

- 議案第27号 労働会館改修電気設備工事請負契約の締結について
議案第28号 労働会館改修空気調和設備その他工事請負契約の締結について
議案第29号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第30号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について
議案第31号 神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について
議案第32号 市道路線の認定及び廃止について
議案第33号 川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の締結について
議案第34号 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
議案第35号 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
議案第36号 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
議案第37号 訴訟上の和解について
議案第38号 令和6年度川崎市一般会計予算
議案第39号 令和6年度川崎市競輪事業特別会計予算
議案第40号 令和6年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
議案第41号 令和6年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
議案第42号 令和6年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
議案第43号 令和6年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第44号 令和6年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
議案第45号 令和6年度川崎市介護保険事業特別会計予算
議案第46号 令和6年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
議案第47号 令和6年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
議案第48号 令和6年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
議案第49号 令和6年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
議案第50号 令和6年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
議案第51号 令和6年度川崎市公債管理特別会計予算
議案第52号 令和6年度川崎市病院事業会計予算
議案第53号 令和6年度川崎市下水道事業会計予算
議案第54号 令和6年度川崎市水道事業会計予算
議案第55号 令和6年度川崎市工業用水道事業会計予算
議案第56号 令和6年度川崎市自動車運送事業会計予算
議案第58号 令和5年度川崎市一般会計補正予算
議案第59号 令和5年度川崎市競輪事業特別会計補正予算
議案第60号 令和5年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第61号 令和5年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算
議案第62号 令和5年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
議案第63号 令和5年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算
議案第64号 令和5年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計補正予算
議案第65号 令和5年度川崎市下水道事業会計補正予算
報告第1号 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

請願・陳情

第4

- 議案第66号 川崎市立看護短期大学条例及び川崎市立看護短期大学奨学金貸付条例を廃止する条例の制定について
- 議案第67号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第68号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第69号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第70号 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第71号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第72号 川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第73号 川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第74号 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第75号 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第76号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第77号 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第78号 川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第79号 川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第80号 川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第81号 川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第82号 川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第83号 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第84号 川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並

びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第85号 川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第86号 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第87号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第88号 令和6年度川崎市一般会計補正予算

付議事件

議事日程のとおり

出席議員 (57人)

- 1番 重 富 達 也
- 2番 飯 田 満
- 3番 三 宅 隆 介
- 4番 嶋 凌 汰
- 5番 井 土 清 貴
- 6番 田 倉 俊 輔
- 7番 枝 川 舞
- 8番 柳 沢 優
- 9番 加 藤 孝 明
- 10番 山 田 瑛 理
- 11番 月 本 琢 也
- 12番 吉 沢 章 子
- 13番 齋 藤 温 子
- 14番 小 堀 祥 子
- 15番 那須野 純 花
- 16番 高 戸 友 子
- 17番 三 浦 恵 美
- 19番 長谷川 智 一
- 20番 嶋 田 和 明
- 21番 工 藤 礼 子
- 22番 浦 田 大 輔
- 23番 平 山 浩 二
- 24番 上 原 正 裕
- 25番 各 務 雅 彦
- 26番 本 間 賢 次 郎
- 27番 矢 沢 孝 雄
- 28番 末 永 直 郎
- 29番 市 古 次 郎
- 30番 後 藤 真 左 美
- 31番 渡 辺 学
- 32番 岩 田 英 高
- 33番 仁 平 克 枝
- 35番 林 敏 夫
- 36番 押 本 吉 司
- 37番 春 孝 明
- 38番 川 島 雅 裕
- 39番 河 野 ゆかり
- 40番 野 田 雅 之
- 41番 原 典 之

- 42番 青 木 功 雄
- 43番 橋 本 勝
- 44番 山 崎 直 史
- 45番 宗 田 裕 之
- 46番 井 口 真 美
- 47番 石 川 建 二
- 48番 木 庭 理 香 子
- 50番 岩 隈 千 尋
- 51番 織 田 勝 久
- 52番 雨 笠 裕 治
- 53番 田 村 伸 一 郎
- 54番 浜 田 昌 利
- 55番 かわの 忠 正
- 56番 松 原 成 文
- 57番 石 田 康 博
- 58番 浅 野 文 直
- 59番 大 島 明 夫
- 60番 嶋 崎 嘉 夫

欠席議員 (3人)

- 18番 高 橋 美 里
- 34番 鈴 木 朋 子
- 49番 堀 添 健

出席説明員

市長 福田紀彦
 副市長 伊藤弘
 副市長 加藤順一
 副市長 藤倉茂起
 上下水道事業管理者 大澤太郎
 病院事業管理者 金井歳雄
 教育長 小田嶋満二
 総務企画局長 中川耕滋
 財政局長 白鳥之茂
 市民文化局長 中村茂
 経済労働局長 久万竜司
 環境局長 三田村有也
 健康福祉局長 石渡一城
 こども未来局長 阿部浩二
 まちづくり局長 藤原徹一
 建設緑政局長 福田賢一
 港湾局長 磯田博和
 臨海部国際戦略本部長 玉井一彦
 危機管理監 飯塚健一
 川崎区長 中山慎一
 幸区長 赤坂慎一
 中原区長 板橋茂夫
 高津区長 高橋友弘
 宮前区長 南昭子
 多摩区長 藤井智弘
 麻生区長 山本奈保美
 会計管理者 柴田一雄
 交通局長 中上一夫
 病院局長 森有作
 消防局長 原田俊一
 市民オンブズマン事務局長 相澤照代
 教育次長 池之上健一
 市選挙管理委員会委員長 山田益男
 選挙管理委員会事務局長 田中眞一
 代表監査委員 大村研一
 監査事務局長 大畑達也
 人事委員会委員長 瀧峠雅介
 人事委員会事務局長 佐川道夫

出席議会局職員

局長 渡邊光俊
 総務部長 石塚秀和
 議事調査部長 小泉幸弘
 庶務課長 若林智
 議事課長 大磯慶記
 政策調査課長 渡邊岳士
 議事係長 柴田貴経
 議事課担当係長 蟬川千代
 議事課担当係長 田村健太郎
 外関係職員

午前10時0分開議

〔局長「ただいまの出席議員副議長とも55人」と報告〕

○副議長 岩隈千尋 昨日に引き続き、会議を開きます。

○副議長 岩隈千尋 本日の議事日程を報告いたします。本日の議事日程は、お手元の議事日程第4号のとおりであります。(資料編*ページ参照)

これより日程に従い、本日の議事を進めます。

○副議長 岩隈千尋 日程第1及び日程第2の各案件を一括して議題といたします。

昨日に引き続き、各会派の代表質問を行います。公明党代表から発言を願います。54番、浜田昌利議員。

〔浜田昌利登壇、拍手〕

○54番 浜田昌利 皆さん、おはようございます。私は、公明党川崎市議会議員団を代表して、令和6年第1回定例会に提案されました諸議案並びに市政一般について質問をいたします。

能登半島地震は、石川県を中心に大きな被害をもたらしました。被害に遭われた方々にお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、御遺族の皆様にご心からお悔やみを申し上げます。能登出身の大相撲の人気力士、遠藤関は、2月にふるさとへ戻り、前向きになってもらえればとの思いから、訪問先で何度も一緒に頑張りましたと語りかけたそうです。その言葉に多くの皆さんが力づけられたことと思います。能登という字はよく登るとも読めることから、一日も早い復旧・復興を心からお祈りいたします。

今回の大河ドラマ「光る君へ」は、1,000年の時を超えて読み継がれ、30以上の言語に翻訳されている大ベストセラー「源氏物語」を書かれた女性の話です。源氏物語には、歴史書に書かれたことは世の中の一側面でしかなく、物語にこそ人間の深層心理が存在するとの言葉があり、登場人物の思いどおりにならない人生と、それを裏で支える人々の描写など、リアリティあふれる表現が読み継がれる魅力の一つとされています。私たちも物価高などに直面する市民生活の現実を直視し、それをしっかりと支えることで共感が得られるように努めたいと決意を新たにしました。

市制100周年の本年、公明党は結党60年を迎えます。公明党川崎市議団は、大衆とともにこの結党の精神を胸に、市民に寄り添い、日本一暮らしやすい川崎を目指し、様々な課題に懸命に取り組むことを表明し、以下、質問してまいります。

初めに、行財政について伺います。令和6年度川崎市予算案についてです。一般会計は8,712億円と前年度比プラス0.5%の40億円増で、2年ぶりの増加となり、特別会計及び企業会計を合わせた全会計の予算規模は1兆5,903億円で、11年連続の過去最大となりました。市長は1月の新聞インタビューで、今回の100周年を行政のイベントということではなく、市民の皆さんが川崎を改めて知って、関わって、好きになる、そういう1年にしたいと述べられ、予算案発表の記者会見では、50年、100年を見据えて世界基準で戦える都市をつくと述べていました。市制100周年という歴史的な節目となる令和6年度予算案について、市長の思いを伺います。市長は昨年2月の議会答弁では、令和8年度には収支均衡が

図られるよう財政運営を行うと述べ、減債基金からの新規借入れをゼロとする期限を示しました。その後、電力、ガス、食料品等の価格高騰がありました。現時点における市長の財政運営に対する見解と今後の見通しを伺います。

ふるさと納税についてです。予算案では8億円の予算額で、17億円の寄附受入れを見込んでいますが、一方で、減収額の見込みは142億円です。がむしゃらになり、積極的に取り組むべきだと思います。ふるさと納税ポータルサイトの拡充が示されていますが、以前から提案している旅先納税について、令和4年時点での導入自治体は11市町村だったものが昨年末には40市町村に増え、今年2月からは札幌市や小樽市を中心とする11市町村がさっぽろ連携中枢都市圏として旅先納税を共同でスタートさせました。本市でも検討すべきです。見解と対応を伺います。

また、港区が行っている地域の大学と連携して卒業生に呼びかけるふるさと納税についても、財政局や市民文化局など関係する局が連携して検討すべきです。副市長の見解を伺います。

次に、防災・減災対策について伺います。1.5次避難、二次避難についてです。能登半島地震の被災者支援パッケージでは、災害関連死の防止に向け、高齢者など配慮が必要な人を優先的に1.5次避難所へ、自分で生活できる人は二次避難所へ移行するように促しています。本市においても、災害発生時、被災者に寄り添った支援ができるよう検討すべきですが、見解と対応を伺います。

トイレトレーラーについてです。横浜市は1月19日から能登半島地震の被災地支援として、トイレトレーラーを1台、輪島市に派遣しました。また、お笑いコンビのサンドウィッチマンが気仙沼市に寄贈したトイレトレーラーも輪島市に派遣され、注目されています。トイレトレーラーは太陽光発電を備え、個室の水洗式トイレが3室程度あり、約1,200回使用できる水を蓄えていることから衛生状態もよく、喜ばれています。災害時、食事は我慢できても、トイレは我慢できません。トイレトレーラーの長所は、大規模災害時には被災していない地域から被災地へ集結して支援することができ、それ以外のときには火災発生時の消防隊員支援や防災訓練などのイベントなどにも活用できることで、1台当たりの費用は1,500万円～2,400万円で、大阪府箕面市では消防庁の緊急防災・減災事業債とクラウドファンディングを使うことで、市の負担ゼロでの配備を目指しています。本市でも導入を検討すべきですが、見解と対応を伺います。

ドローンの活用についてです。能登半島地震の被災地では、ドローンが物資の配送で活躍しています。輪島市内の小学校や公民館へ国内初となる医薬品の配送も行われました。国家資格の交付数も、昨年11月30日時点で一等が689件、二等が4,819件に上るなど、ドローン活用に向けた環境整備が進んでいます。本市では、消防局が2台のドローンを所有し、情報収集をメインとして火災原因調査や防災訓練などでの活用はありますが、物資搬送用のドローンは配備されていません。救援活動にもつながるドローンを配備して訓練を実施すべきと考えますが、見解と対応を伺います。ドローンでの被災地支援や災害発生時の活用が各地で進む中、危機管理本部にはドローンの配備はなく、国家資格保有者もいないとのこと。ドローンの配備、活用を検討すべきと思いますが、見解と対応を伺います。

観光危機管理についてです。ビジネスや観光で本市に宿泊する人は令和4年度で171万人となりましたが、地元市民とは違い、観光客などは土地勘がなく、事前の避難訓練もで

きないため、災害発生時に観光客の被害を最小化するための減災対策が必要です。沖縄県では観光危機管理基本計画を策定し、1年に1回、国や市町村、観光関連団体等と連携し、帰宅困難となる観光客への支援対策を図上訓練しています。本市においても、災害発生時における観光客などへの情報発信や避難誘導、帰宅困難者対策等を定めた観光危機管理計画の策定に向け、県との調整、観光事業者との意見交換を進めるべきと考えますが、見解と対応を伺います。

災害時における情報発信についてです。令和5年第3回定例会の代表質問において、市のLINE公式アカウントを活用した情報発信を求めたところ、関係部局と連携を図りながら運用を検討してまいりたいとの答弁でした。その後の進捗状況を伺います。実効性を高めるためにLINE登録者を増やす取組が必要と考えますが、見解と対応を伺います。

防災体験施設の整備についてです。堺市の総合防災センターを視察したところ、当施設は実災害に近い災害体験を行うことができる体験型学習施設となっており、子どもから大人まで楽しみながら防災・減災を学ぶことができました。これまでも常設の防災体験施設を求めてきましたが、本市は啓発冊子の配布などの取組を示すものの、市民ニーズを的確に把握し、民間との連携による新たな可能性を探るとして、設置には消極的でした。防災意識の向上が期待でき、市民が自由に利用できる体験型学習施設の設置を検討すべきです。見解と対応を伺います。

下水道光ファイバーネットワークについてです。本市の下水道光ファイバーネットワークは本庁舎と区役所等を結ぶ情報通信の基盤となっていますが、能登半島地震では下水道施設に大きな被害がありました。本市では令和8年度に重要な医療機関や避難所と水処理センターを結ぶ下水道の耐震化率を100%にする予定ですが、光ファイバーが敷設されている下水道の耐震化も進めるべきです。現在の耐震化率と今後の対応を伺います。

神奈川県データ統合連携基盤の運用についてです。神奈川県では、新型コロナウイルス感染症対策を機に神奈川県データ統合連携基盤を導入し、令和3年度より市町村と連携して防災分野での実証事業を行ってきました。この基盤では、国勢調査やハザードマップなどのデータを統合し、被災想定区域の人口や世帯数を可視化することで、市町村における災害想定シミュレーションが可能となります。本市も利用すべきですが、見解と対応を伺います。

次に、教育施策について伺います。かわさきGIGAスクール構想についてです。市長は新聞インタビューで、学習状況調査について、これを児童生徒や保護者、教員が上手に活用することで、川崎の教育レベルは飛躍的に高まると思います、これも川崎モデルとして、日本の教育を変えていけるよう、全国へ発信していきますと考えを示しました。個別最適な学びに向けた構想のようですが、今後の具体的な取組を伺います。

不登校対策についてです。昨年20周年を迎えた認定NPO法人フリースペースたまりばが運営する川崎市子ども夢パークを先日我が党で視察しました。同施設は令和4年度の利用者が6万8,309人、団体利用や視察、取材などは990件と国内外から高い関心が寄せられています。38年の長きにわたり、不登校・ひきこもり状態の子ども、若者と関わってこられた西野理事長からは、不登校等に苦しんでいた子どもたちが子ども夢パークに通ううちに、自分から進んで高校へ進学し、自身の進路を見だし、海外で活躍している卒業生もいるという事例が紹介されました。学校、家庭、社会が寄り添い、共感と理解、受容の姿勢を持つことは、本市の不登校対策とも通ずるものがあります。昨年の不登校対策に係る

懇談会の開催状況と内容、それを受けての本市の見解と今後の取組を伺います。神奈川県教育委員会では、認定NPO法人フリースペースたまりばへ1年間の教員派遣研修を行っており、現場の先生が抱えるどうしたら生徒が登校できるかや、また、皆さんと同じ学習を受けさせなければいけないなどの葛藤や不安の解消につながっているようです。認定NPO法人フリースペースたまりば、川崎市子ども夢パークでの経験を通して、不登校児童生徒の気持ちに寄り添うことができるようになり、その後の教員生活、また、児童生徒への支援に大きく役立っているようです。川崎市教育委員会においても、認定NPO法人フリースペースたまりばへの教員派遣研修を取り入れるべきと思いますが、見解と今後の取組を伺います。

学校の健診についてです。健康診断をめぐっては、特に服装などの定めがなく、地域や学校によって運用が異なることから、上半身裸にならないといけないのかと児童生徒や保護者から不安の声があります。本年1月、文部科学省は、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備に取り組むよう、診断時の服装や学校側の運用などに関する考え方を通知しました。通知を受け、学校と保護者へ丁寧な案内が必要になりますが、本市の取組を伺います。日本医師会は、文部科学省からの周知依頼を受け、各県の医師会に検査、診察を行うまでの待機の際には着衣を、着衣のままでは診察できない検査項目はその部位をきちんと提示する等の具体的な通知を出し、地域の医師会と学校医が連携を図るよう依頼しています。本市における医師会と学校医との連携状況と今後の取組について伺います。

学校施設のバリアフリー化についてです。国は令和4年12月にバリアフリースイレーやエレベーターの整備、スロープによる段差解消等の計画的な取組を加速するよう通知を出し、令和7年度末までに緊急かつ集中的に整備するとの目標を決め、財政支援を強化しました。バリアフリースイレーについては、国の目標で避難所に指定されている全ての小中学校に整備するとなっていることから、避難所が開設される体育館への整備が望まれます。本市における整備計画と達成状況、今後の取組を伺います。学校施設の長寿命化に向けて、当初予算及び補正予算で合計約193億円の予算が計上されていますが、具体的な取組について伺います。

学校直結給水化についてです。過去に行ったモデル校でのアンケート調査では、学校直結給水化による効果が確認されたことから、令和4年度から令和9年度までの6年間で対象校を毎年14校程度増やす計画でしたが、現状と今後の対応について伺います。

令和5年度に2件の入札不調があったようですが、入札不調の原因と今後の対策を伺います。

蛇口をひねれば冷たくておいしい水が飲めることは、真夏に外で活動する子どもたちにとって大事な環境です。熱中症対策のためスピード感を持って取り組むべきですが、見解と今後の対応を伺います。

次に、子育て支援について伺います。児童手当についてです。次代を担う子どもの育ちと基礎的な経済支援として、児童手当の支給拡充が示されました。所得制限を撤廃し、高校3年生まで支給期間を延長、第3子以降は3万円に増額し、支給回数の変更等も行います。本市の対象者数を含めた制度概要と今後のスケジュール、取組を伺います。あわせて、児童扶養手当も拡充されますが、概要と今後の対応を伺います。

乳幼児健康診査事業についてです。出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施は、乳幼児の健康状態の把握と早期治療のために重要です。国の新年度予算案では、1か月児及び5歳児に対する健康診査の支援が盛り込まれました。本市においても1か月児健診を導入すべきと思いますが、見解と今後の取組を伺います。既に導入している5歳児健康診査支援事業については、特別な配慮が必要な子どもに対して早期の関わりを持つ等のフォローアップ体制が重要です。現状と対応を伺います。

新生児マススクリーニング検査に関する実証事業についてです。国の予算案には重症複合免疫不全症と脊髄性筋萎縮症という2疾患のモデル事業が示されました。導入が望まれますが、見解と今後の取組を伺います。

産後ケア事業についてです。さきの議会で、産後ケア事業について、1回当たり2,500円の支援を最大5回まで活用し、誰もが利用できるような内容の拡充と利用料軽減を求めました。その後の取組を伺います。日帰り型などの利用時間の拡大及び申込手続の完全オンライン化についても提案しました。その後の取組を伺います。

待機児童対策についてです。令和6年度の保育所等利用申請の結果が申請者に通知されました。一次申請の状況と今後の対応を伺います。保育所等の利用における多子世帯支援の拡充についてです。保育所等のきょうだい利用家庭への支援拡充を求めてまいりましたが、現状と今後の取組について伺います。

こども誰でも通園制度仮称の試行的事業の実施についてです。こども家庭庁は全ての子どもを育ちを応援し、良質な生育環境を整備することを目的に、就労要件を問わずに利用できる制度としていますが、本市の現状と今後の取組を伺います。あわせて、オンライン化についても見解と取組を伺います。保育総合支援担当が配置され、保育所と地域子育て支援センターの機能を有する中原区保育・子育て総合支援センターを市議団で視察しました。利用者の様子から保育相談や一時保育などにつながりという支援も実施しており、子育て世代包括支援の役割を担う施設としても利用されていました。一時預かり保育については、10名の定員に対して3倍を超える申込みがあることと、キャンセルが出た場合の待機者の利用が当日の電話対応となっていることに課題を感じました。一時預かり保育事業の見える化と完全オンライン化が求められます。見解と今後の取組を伺います。

保育士確保策についてです。保育所や認定こども園等における保育士不足について、現状と保育士確保策を伺います。リカレント教育も含めた保育士資格取得に対する支援について、市内保育事業者等と連携した対応策が求められます。見解と今後の取組を伺います。

川崎市地域子育て自主グループ支援事業についてです。補助金を交付するグループの要件がグループに在籍する乳幼児が、保育所及び幼稚園等に在籍せず保護者が保育に携わっていること、原則として2歳から5歳までの児童が5人以上在籍していること、ただし、そのうち3歳以上の児童が3人以上在籍していること等と定められています。令和6年度の保育所利用申請状況を見ると、1歳児の育児休業延長に対応する家庭が多く、育児に対する不安の声があることから、地域子育て自主グループ支援事業の補助対象要件については1歳児以上に緩和することが求められます。見解と今後の取組を伺います。

ヤングケアラーの支援体制についてです。家族の世話や介護に追われる子どもたちに周囲が気づき、支える体制が重要ですが、本人や家族にヤングケアラーの自覚がない場合は問題が顕在化しづらくなることから、実態把握が必要です。国は、ヤングケアラーへの支

援体制強化事業として、ヤングケアラー実態調査とともに、福祉、介護、医療、教育等の関係機関職員への研修等を実施する支援事業を示しています。本市としても、実態調査や研修が求められます。見解と今後の取組を伺います。支援体制構築のモデル事業としては、関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となるヤングケアラー・コーディネーターの配置とともに、相談支援体制も示されました。本市も実施すべきですが、見解と今後の取組を伺います。

次に、まちづくり施策について伺います。まちづくりDXの推進についてです。昨年、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の見直しの基本的な考え方が策定されました。地域発展の動向や人口動態の変化等を踏まえ、市制100年を迎える本年、次の100年に向け長期的な視野に立った将来像を明確にすることは重要です。自動運転等の次世代都市交通サービスの普及を見据え、実装を支える都市施設の構造や設備、管理、安全性などインフラの再構築も視野に入れることは不可欠です。見解と今後の取組を伺います。

エリアマネジメントについてです。国土交通省は、住民ニーズを的確に捉えたきめ細かい都市サービスを継続的に提供していくため、まちづくり団体等の民間主導による身近なエリアにおけるまちづくり活動——エリアマネジメントにデジタル技術を導入してエリマネ高度化を図るエリマネDXを推進するとしています。本市においての地域産業や商店街の活性化と生活利便施設の誘導を図り、地域の歴史や文化といった地域特性を生かしたまちづくりを推進する取組について、見解と今後の対応を伺います。

ウォークブル推進都市についてです。居心地がよく歩きたくなるまちなかづくりを目指すまちなかウォークブル推進事業があり、交付金は国が2分の1となっています。本市もウォークブル推進都市として指定されていますが、これまでの取組状況を伺います。この事業では、既存建造物を活用し、デジタルデバイス利用環境を整えた滞在・交流施設、通称まちなかハブの整備や、都道府県が事業主体となる場合の都道府県等が支援対象に追加されることになりました。全国都市緑化フェアが開催される新年度に通勤通学や買物、仕事等へ行く道中で、商店街の空き店舗の活用もしながら一時滞在できる場所を確保し、回遊性やエリア価値を向上させることが求められます。見解と今後の取組を伺います。

無電柱化についてです。能登半島地震では、電柱が軒並み倒れる被害も発生しました。防災、安全・快適、景観・観光の観点からも積極的、計画的に無電柱化を推進していくことは重要です。国土交通省では、無電柱化事業の低コスト化とスピードアップの手法などとともに、新たな取組として、道路整備と併せた無電柱化なども示しています。本市が管理する道路の無電柱化について、指定エリアの進捗状況と今後の取組を伺います。

コミュニティ交通についてです。高齢化が進み、年々身近な交通環境の整備要望が高まっており、地域の主体的な取組への支援と民間事業者と連携した取組への継続的な支援の拡充が求められています。これまでの進捗状況と今後の取組を伺います。

次に、高齢者施策について伺います。介護医療院整備計画についてです。高齢者の多様な居住環境の整備を目指す上で、要介護高齢者の生活を医療と介護で支える施設である介護医療院の整備は大変に重要です。第9期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案の介護医療院の整備計画では、今年度末にゼロ床となる見通しとなり、増床を目指した第8期から後退しました。現利用者に不安を与えるのみならず、今後の利用希望者へも影響を及ぼすと考えますが、現状の課題認識等について伺います。今後の人口推計を見据え、

多様な居住環境への選択肢を確保する上で、第9期計画案は着実に進める必要があります。増床へ向けての見通しと具体的な対応を伺います。整備促進を図るため、支援制度を整える手法も検討すべきです。見解と取組を伺います。

介護現場への支援についてです。厚生労働省は昨年12月22日、介護職員による高齢者への虐待の件数について調査結果を公表しましたが、2022年度は過去最多の856件となりました。市町村への相談・通報件数も増加したことから、介護現場における人手不足や業務負担等が深刻化していると推察されます。本市が把握している虐待の実態等を伺います。施設への指導監査等を通じた課題認識と対応等についても伺います。介護施設の人手不足は慢性的であり、有効な手だての一つとして介護ロボットの普及促進と導入支援などの取組が重要です。公益財団法人介護労働安定センターの調査結果報告書では、8割の施設で介護ロボットの導入が進んでいない現状が示されています。北九州市では、令和2年度の調査で特養における介護ロボットの導入率が45.7%と普及割合が高く、北九州モデルの実証結果からは、利用者とのコミュニケーション時間の増加と人員配置で1.4倍の生産性向上等が確認されています。今後の導入支援の在り方として、介護施設と一緒に現場の意識改革を含めて支援する伴走型とモデル施設の実証実験を含めて支援するモデル型の推進力強化が求められます。本市の導入率や導入支援の取組状況、課題や今後の取組を伺います。

高齢者等を取り巻くまちづくり支援策についてです。高齢化の進む地域等が抱える課題の一つに、食品や日用品など日常の買物に苦勞することが挙げられます。麻生区UR虹ヶ丘団地では、本市が共催した虹のまちにわフェスを皮切りに、ロープウエー方式の空中配送ロボットによる買物支援の実証実験が始まりました。実験の概要と期待される効果、本市の関わり等を伺います。ソラカラ便は在宅高齢者が主なターゲットですが、現金決済ができず、スマートフォンが必須であるなど、商品のラインアップも含め高齢者への配慮不足が懸念されます。本市も的確なニーズを捉えて意見の具申を行うなど、今後の効果的な支援につなげることが必要です。見解と今後の取組を伺います。

次に、障害者支援策について伺います。改正障害者差別解消法の施行についてです。障害者の移動や意思疎通などについて、それぞれの障害特性や困り事に合わせた合理的配慮を企業や店舗などの民間事業者にも義務づける改正障害者差別解消法が4月から施行されます。罰則等も含め、概要を伺います。改正法における事業者とは、企業や団体、店舗等が該当し、目的の営利、非営利、個人、法人の別は問われません。個人事業主やボランティア活動をするグループなども事業者に入ることから、行政機関による広報が大切です。見解と今後の取組を伺います。当事者が不当な差別を受けた場合の相談や事業者からの相談について、窓口の設置等、今後の取組を伺います。

川崎市子ども発達・相談センターについてです。障害のある子どもや発達に心配のある子どもの地域生活の充実に向け、段階的にセンターが拡充されてきました。新年度では、空白区であった中原区、高津区への整備が予定されています。今後の取組と期待する効果を伺います。

視覚障害者による投票についてです。視覚障害者の投票支援について、本市では、点字投票のほか、代理投票を実施しています。昨年統一地方選挙での利用実績や対応について伺います。点字を利用しない視覚障害者は代筆での投票を利用しますが、投票所では不

正防止のため2名の係員が担当し、視覚障害者が代筆をお願いする係員と書かれた内容が間違いないか、声を出して本人に確認する係員がいます。視覚障害者は周囲が見えないため、声を出して確認される場合、誰が聞いているか分からず、投票のたびに怖く、恥ずかしいとの声があり、投票を棄権する方もいるということです。厚木市では、昨年7月に実施された市議会議員選挙において、視覚障害者自身が候補者名を書いて投票することができる投票用紙記入補助具を導入しました。他都市でも導入が検討されていることから、本市でも早期に導入すべきです。見解と今後の取組を伺います。

次に、健康・医療施策について伺います。若年層の歯周疾患検診についてです。様々な病気リスクに影響する歯周病が若年層でも増えていることを受け、国では4月以降、健康増進法に基づく自治体の歯周病疾患検診の対象年齢を拡大し、20歳と30歳を追加する方針を示しました。我が党が令和3年9月議会において、20歳、30歳の若年世代への歯周病検診の拡大を求めたときには、国の動向を注視してまいりたいとの答弁でした。見解と今後の対応を伺います。

災害時医薬品提供についてです。能登半島地震では、被災地支援として多くの薬を収納でき、発電機や水タンクを搭載し、自立して調剤業務ができる災害対策医薬品供給車両、いわゆるモバイルファーマシーが被災者のお薬の不安を解決し、薬剤師共々、災害時医療の担い手となっています。本市における災害避難所での医薬品提供の対応を伺います。各地の避難所を回るができるモバイルファーマシーの導入を検討すべきと考えますが、見解と対応を伺います。

川崎市立看護大学の大学院設置についてです。令和7年度の大学院設置に向け、市立看護大学事務局に大学院設置準備担当が設置されますが、改めてサテライトキャンパスの立地を含めたこれまでの進捗と大学院設置までのスケジュールを伺います。社会人が通いやすい環境を整備するため、長期履修制度を導入する予定とのことですが、内容について伺います。大学や大学院で学んだことを生かせるようにするため、実習先の医療機関と連携を図り、就職しやすい環境づくりについても伺います。

地域包括ケアシステムの構築についてです。2025年までとしたシステム構築期の取組も仕上げの段階に近づいてきました。住まいや交通手段の確保など、一層の充実が求められます。現状の評価と課題、今後の取組を市長に伺います。

マイナ保険証についてです。消防庁は、マイナンバーカードに健康保険証の機能を持たせるマイナ保険証を救急搬送時の医療情報把握に活用する実証事業を5月中旬から開始するようです。これまで口頭で聞いていた患者の通院歴や処方薬などの情報がマイナ保険証で迅速に把握できるようになります。本市におけるマイナンバーカードの交付枚数とマイナンバーカードを健康保険証とひもづけている登録数、割合について伺います。マイナ保険証の活用を進めることが救急活動の円滑化につながると期待されますが、幾つかの局にまたがることから、伊藤副市長に見解と今後の取組を伺います。

次に、環境施策について伺います。プラスチックごみの再資源化についてです。脱炭素社会の実現と海洋プラスチックごみ問題の対応に向け、国は令和3年にプラスチック資源循環法を制定しました。本市においても、プラスチック製容器包装とプラスチック製品を一括回収し、再商品化を行うプラスチック資源一括回収事業を実施することにより、3Rの推進と焼却に伴う温室効果ガス発生的大幅な減少が期待されます。令和5年7月、臨海

部にJ&T環境株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、株式会社JR東日本環境アクセスの3社共同で首都圏最大級となる株式会社Jサーキュラーシステムが設立され、本市で一括回収したプラスチック資源の再商品化等を実施する受託候補者として決定しました。事業スキームと想定される効果について伺います。これまで焼却処理されていた使用済みプラスチック製品を高度に選別し、回収後は特性に応じてマテリアルリサイクルまたはケミカルリサイクルの原料として再資源化することですが、本市のCO₂削減効果について伺います。

脱炭素につながるデコ活についてです。環境省は、2050年のカーボンニュートラルと2030年の削減目標に向けて、国民、消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、デコ活を推進しております。本市も脱炭素アクションみぞのくちの取組等を通し、デコ活宣言を行っております。本市では、富士通株式会社と連携し、環境アプリ「Green Carb0n Club」やまちづくりゲーム「Green Carb0n Farm」の実証実験を行っておりますが、これまでの成果と今後の取組について伺います。若年層への行動変容につながる効果が期待できることから、本アプリの登録者増に向けての取組についても伺います。

太陽光発電設備等設置費補助金についてです。市域への再エネ普及、地産地消に向けた住宅用太陽光発電設備と蓄電池等の導入支援のための新たな補助金が2億円余り計上されましたが、概要について、また、県の補助金メニューとの併用について伺います。

次に、中小企業支援について伺います。賃上げへの取組についてです。2023年の春闘では、平均賃金引上げ率が3.58%と30年ぶりの高水準となりました。しかしながら、それでも物価高には追いつかず、賃上げが全くできていない中小企業、小規模事業者も少なくないことから、中小企業の賃上げをいかに広げていくか、持続的なものにしていくかが今後の課題と考えます。賃金と物価が安定的に上昇する経済の好循環を生み出すための中小企業の賃上げについて、また、デフレ脱却に向け、大企業の下請となっている中小零細企業での賃上げ分の価格転嫁について、スムーズに実行できるような環境づくりが重要です。見解と取組を伺います。2024年度税制改正では、賃上げ促進税制が強化され、具体的には女性活躍や子育て支援に積極的な企業への法人税控除の上乗せ措置が創設されます。市内企業への周知を図るべきですが、対応を伺います。賃上げに取り組む企業の裾野が広がるよう、赤字でも賃上げを行う中小企業などを対象に控除し切れなかった税額控除分を5年間にわたって繰り越せる措置が創設されます。期待される効果と市内企業への広報について伺います。

川崎市エネルギー最適化補助金についてです。これは、急激な原油価格上昇、物価高騰等の影響により厳しい経営環境にある中小企業等に対して、太陽光発電設備等の創エネルギー設備やLED照明等の省エネルギー設備の導入への補助金交付により、エネルギー調達コストの負担軽減と経営基盤の強化を目的に募集されていましたが、昨年12月28日に完了届が締め切られました。事業の実施設備の契約・発注実績や事業者の省エネ化、太陽光発電の設備導入等によるコスト削減効果について伺います。

働き方改革・生産性向上物流対策モデル創出事業についてです。本市は、中小企業の働き方改革や生産性向上を図る中で、物流の2024年問題に対応するため、物流を担う中小企業等に高い波及効果が見込まれ、業務の効率化に資する取組を募集し、2つの事業を採択しました。先進的事例を創出することで意識醸成を図り、経営基盤の強化等につながると

考えますが、採択された2つの事業の内容と実施効果を伺います。今後、効果検証等を行うと思いますが、事業の横展開に向けた見解と取組を伺います。

中小企業における高齢者雇用の促進についてです。国立社会保障・人口問題研究所は、2040年には15歳から64歳の生産年齢人口が現在の7,500万人から6,200万人へと2割減り、一方で、65歳以上人口は現在の3,600万人から3,900万人へと1割増え、3人に1人が高齢者になると予測しています。働く意欲のあるシニア人材の活用を産業全体で進めることで、供給制約の緩和や潜在成長率の押し上げにつながることを期待できます。ハローワークで職を探す65歳以上の有効求職者は国全体で25万人となり、10年間で2.2倍に増えていますが、本市におけるシニアの有効求職者数と職種、マッチングなどの現状について伺います。企業は、高年齢者雇用安定法の制定により、希望があれば65歳まで雇用する義務が課せられ、70歳までの雇用も努力義務となっています。働き続けるには別の職種や業種への転向が必要となり、希望する仕事内容とのミスマッチの解消が必要となるケースがあります。本市として、キャリアサポートかわさきなどを通してどのような対応をしているのか、現状と今後の取組を伺います。70歳を超える求人を見ると、業種に偏りが見られるようですが、生産性向上やデジタル化を推進することで事務的な仕事や専門職の求人確保が期待できると考えます。積極的な支援体制の構築でマッチング率向上を図るべきです。見解と取組を伺います。

観光振興の拡大についてです。本市への来訪者を増やすため、観光資源の開発、掘り起こしを進め、様々な観光資源を結びつけることで付加価値を生み出し、魅力アップを図ることが重要です。本年1月から本市は旅行会社などと連携し、市内を巡るインバウンド向け常設ツアーを開発して販売していますが、ツアー内容や実施状況を伺います。昨年12月に行われたモニターツアーについても、内容と反響などを伺います。市内中小企業が持つ観光資源を結びつけて魅力を高めていくことも重要ですが、見解と取組を伺います。北部地域への誘導も欠かせません。見解と取組を伺います。

川崎市商業活性化推進支援についてです。新年度予算案における商業者への補助金については、昨年度に比べ、川崎市商店街連合会補助金をはじめ多くのものが減額されています。生活者に密着した商業者への支援は、長引く物価高に苦しむ生活者支援や地域経済活性化支援に直結します。商店街をはじめとした商業者支援を強化すべきですが、見解と今後の取組を伺います。

次に、港湾施策について伺います。川崎港の物流促進の取組についてです。トラック運転手の人手不足が懸念される2024年問題への対応として、政府は、環境対策を含めトラック等で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい船舶や鉄道の利用へと転換するモーダルシフトの方針を示しています。川崎港はトラックやトレーラーシャーシを積み込んで輸送するRORO船によって日本各地の航路と結ばれていることから、モーダルシフトの中で内航船の拠点港としての役割も果たしていくと思われれます。昨年、2024年問題を見据え、物流拠点としての仙台港や仙台空港の活用を促すセミナーが、43の企業や団体が参加して仙台市で開かれました。物流促進の一環として、川崎港においても国内向けのポートセールスを増やすべきと思いますが、見解と対応を伺います。国土交通省は、2024年問題により、トラックドライバーを中心に労働者不足が生じるという課題を解決するため、コンテナターミナルでのコンテナ搬出入作業の迅速化、効率化への施設整備補助を行い、コンテ

ナターミナルゲートの高度化を支援しています。川崎港のコンテナターミナルにおける生産性向上や労働環境の改善についての見解と対応を伺います。

港湾施設の維持管理についてです。港湾法では、技術基準対象施設は、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように、建設し、改良し、または維持しなければならないと定められています。川崎港は国際戦略港湾に選定され、基幹的広域防災拠点としても重要な役割を担っており、その機能維持や大事故の未然防止のためには適切な維持管理が必要です。見解と対応を伺います。あわせて、国の補助金などの活用についても伺います。港湾の施設は、塩害など厳しい環境下に置かれ、海中部など目視では容易に劣化・損傷状況を把握できない部分が多いため、国土交通省は港湾施設の新しい点検技術として水中ドローンの活用を示していますが、本市の見解と対応を伺います。

次に、議案第11号、川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について伺います。女性をめぐる課題が複雑多様化する中で、新たな支援の枠組みの構築が必要となることから、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が成立し、今年4月に施行されます。これについては、県を中心に県域全体で施策を推進していますが、本市における当該施設の設置について見解を伺います。自治体の責務としては、目的や基本理念に女性の福祉の増進や人権の尊重、擁護などが明記されています。支援に必要な施策について、取組を伺います。法律は困難な問題を抱える女性を対象としており、多くの女性への支援が期待されることから、官民協働が掲げられています。本市の取組を伺います。人権の尊重などが掲げられ、対象者の定義の中に性被害が明記されました。心の回復を柱に据えた支援を期待しますが、見解と取組を伺います。当事者の立場に立った相談対応や心身の健康回復、自立促進のための支援などの実施が求められています。対応を伺います。これまでは、保護機能と自立支援機能が同じ場所で混在した支援だったため、秘匿性が優先され、地域でも存在を明らかにできない状態でした。自立支援機能については強化が求められますが、見解を伺います。

次に、議案第33号、川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の締結について伺います。本事業は、BTO方式により市立小学校103校、市立中学校51校で、普通教室や特別教室の空調設備を更新及び新設するというもので、昨年11月には事業者が選定されています。児童生徒が快適に学校生活を送れるよう、更新時期や長期間の維持管理などに配慮した事業の実施が期待されます。事業者の選定理由と事業概要を伺います。事業実施においては、地域経済の活性化に向け、地元事業者の積極的な参画と地元調達を事業者にどのように求めていくのか、見解と取組を伺います。

以上で質問を終わりますが、答弁によっては再質問いたします。(拍手)

○副議長 岩隈千尋 市長。

[市長 福田紀彦登壇]

○市長 福田紀彦 それでは、私から、ただいま公明党を代表されました浜田議員の御質問にお答えいたします。

予算についての御質問でございますが、私は、令和6年度予算を100年、その先予算と名づけたところでございますが、これは、まさに活気や活力をもたらす成長戦略として、臨海部における大規模な土地利用転換、新川崎における量子イノベーションパークの実現に向けた取組、脱炭素社会の実現に向けた取組など、これからの50年、100年を見据えた力強

い産業都市づくりを進めるとともに、まちに対する愛着を育てる成熟戦略として、保育所等における多子世帯への支援の拡充や、教育データの活用による未来社会の創り手の育成など安心のふるさとづくり、地域防災力の向上や救急体制の強化など成長と成熟を支える基盤づくりを着実に進めていく事業を予算化したことによるものでございまして、こうした取組をしっかりと推進していくことにより成長と成熟の調和による持続可能な「最幸のまち かわさき」を実現してまいります。一方で、引き続き厳しい財政環境が見込まれる中で、減債基金から新たな借入れを行わざるを得ない状況につきましては非常に危機感を持っておりますので、今後とも、持続可能な行財政基盤の構築に向けてしっかりと取り組むとともに、社会経済状況の変化に対応しながら、令和8年度の収支均衡に向けて、緊張感を持って財政運営に取り組んでまいります。

地域包括ケアシステムについての御質問でございますが、子どもから高齢者までを対象とした地域包括ケアシステムの構築に向けまして、これまで、意識づくり、地域づくり、仕組みづくりの取組を着実に進めてまいりました。こうした中、セルフケア意識の醸成や在宅療養が可能だと考えている人の割合が上昇するなど、一定の成果がある一方、介護や福祉人材の不足、移動手段の確保をはじめとする地域での課題、制度のはざまとなるニーズの増加等に対応していく必要があると考えております。今後につきましては、地域包括ケアシステムのさらなる進化を見据え、予防的な視点を重視した取組の充実や地域での課題解決に向けて多様な主体と連携した包括的な支援体制づくりを進めるなど、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現を目指して、全庁一丸となって取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 伊藤副市長。

〔副市長 伊藤 弘登壇〕

○副市長 伊藤 弘 初めに、ふるさと納税についての御質問でございますが、港区の取組につきましては、区内の大学等と連携して寄附金を募り、寄附者が指定した各種団体が行う公益的活動に対して補助金を交付するものであると認識しております。こうした取組の本市への導入につきましては、既存の寄附制度を含めた各種団体に関する制度との整合性の整理のほか、本市が団体に補助金を交付するに当たっては、公益的活動の範囲の精査や団体間の公平性の確保などの課題もございまして、本市財源の拡大に資する取組となるかどうかも含め、検討してまいります。

次に、マイナンバーカードについての御質問でございますが、初めに、地方公共団体情報システム機構からの報告によるカードの交付件数は、令和6年1月31日現在116万9,554件となっております。次に、本市国民健康保険加入者約23万1,000人中、カード保有者は、同年1月において約15万6,000人となっており、このうち、保険証利用登録者数は約11万4,000人、加入者に占める割合は約49%となっております。また、神奈川県後期高齢者医療制度の本市加入者約16万1,000人中、カード保有者は約11万5,000人で、このうち保険証利用登録者は約7万7,000人、加入者に占める割合は約48%となっております。次に、活用につきましては、総務省消防庁の令和4年度救急業務のあり方に関する検討会報告書によりますと、カードを救急現場で活用することで、救急隊員が正確な情報に基づき、迅速に搬送先医療機関の選定が可能となるとともに、搬送先医療機関においても傷病者が搬送されるまでの間に、事前に正確な情報を把握することで、より迅速な救命処置が可能となるな

ど、有用性が高いと考えられております。本市におきましては、今後も増加が見込まれる救急業務の迅速化、円滑化に資するものと期待をしており、総務省消防庁の実証事業に応募したところでございまして、引き続き、国の動向等を踏まえながら適切な対応を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 大澤太郎登壇〕

○上下水道事業管理者 大澤太郎 上下水道局関係の御質問にお答え申し上げます。

下水道光ファイバーについての御質問でございますが、下水道光ファイバーにつきましては、上下水道施設の情報ネットワーク機能や本庁舎と区役所等を接続する行政基盤ネットワーク機能として利用しており、行政基盤ネットワークについては、下水道光ファイバーと民間の回線により二重化することで、安全性、信頼性を確保しているところでございます。下水道光ファイバーが敷設されている管渠につきましては、重要な管渠として位置づけており、おおむね90%の管渠の耐震性が確保されておりますが、ネットワーク機能の安全性、信頼性の確保の観点から、耐震性のない管渠についても、現在、優先的に進めている重要な管渠の耐震化の完了後に進めてまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 財政局長。

〔財政局長 白鳥滋之登壇〕

○財政局長 白鳥滋之 財政局関係の御質問にお答え申し上げます。

ふるさと納税についての御質問でございますが、寄附受入額の拡大に向けた取組につきましては、令和6年4月以降、順次ポータルサイトの拡充を行うこととしておりました、その中で、二次元コードを利用した現地決済型ふるさと納税の導入を予定しているところでございます。これにより、本市へ訪れた方がその場で寄附をすることで宿泊費等の支払いに代えることが可能となるため、受入額の拡大につながるものと考えております。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 経済労働局長。

〔経済労働局長 久万竜司登壇〕

○経済労働局長 久万竜司 経済労働局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、観光危機管理についての御質問でございますが、観光危機管理計画は、危機・災害時の旅行者、観光客の安全確保と観光関連事業者の事業継続を目的とした地域防災計画の下位計画とされておりました、国では令和4年に事業者や自治体等に向けて観光危機管理計画等作成の手引きを作成するなど、観光客の安全確保等について検討を働きかけているところでございます。本市におきましては、観光客への対応は必要なことと考えておりますことから、地域防災計画震災対策編において、帰宅困難者の一部として観光客を位置づけるとともに、外国人旅行者を含む対策として、防災知識の普及啓発や支援体制を定めているところでございます。今後に向けましては、観光客へのさらなる安全確保に向けた取組について、関係局と連携しながら、神奈川県や観光事業者と意見交換をしてまいります。また、観光事業者との意見交換に当たりましては、宿泊施設等に対して、県が策定した観光事業者のための災害対応マニュアルに関する勉強会の開催を働きかけるなど、観光客が安心して来訪できるよう取り組んでまいります。

次に、中小企業の賃上げに向けた取組についての御質問でございますが、持続的な賃上

げの実施に向けましては、物価も賃金も上昇するという前向きな意識を、企業や労働者をはじめ、国民全体で共有した上で、企業における賃上げ原資の確保に向け、経営力の強化や円滑な価格転嫁を後押しする仕組みが必要であると認識しているところでございます。本市といたしましては、専門家による経営相談、社内人材の育成支援等を通じた市内中小企業の経営改善や競争力の強化をはじめ、下請企業の円滑な価格交渉の実現に向けて、国が設置した下請かけこみ寺、下請Gメンや女性活躍と子育ての両立支援に積極的な企業に対する賃上げ促進税制における上乘せ要件など、企業にとって有益な情報を本市、国、県等が連携して企業訪問を行うコーディネート支援活動、出張キャラバン隊により御案内するとともに、市のホームページや広報紙など様々な広報媒体を通じて積極的に情報提供することなどにより、賃上げに向けた取組を進めているところでございます。赤字法人等に対する繰越控除措置につきましては、これまで賃上げ促進税制を活用できなかった法人等においても、期限内に黒字を達成すれば、賃上げを実施した年度に控除し切れなかった金額を5年間繰り越して税額控除することが可能となりますことから、本市におきましても、市内企業における賃上げ意欲の向上や、それに伴う経済の活性化などの効果が発現するものと期待しているところでございます。こうした効果が最大限に発揮されるよう、分かりやすく解説した広報に努めるなど、本制度の活用促進に向けて取り組んでまいります。

次に、エネルギー最適化補助金についての御質問でございますが、令和5年度の本事業の実績につきましては、補助申請があった市内中小企業103者に対して設備導入補助を実施いたしまして、導入設備の内訳といたしましては、太陽光発電設備等の創エネルギー設備の導入が14件、照明・空気調和設備等の省エネルギー設備の導入が124件、エネルギー管理装置の導入が1件の合計139件となっております。導入効果等につきましては、申請時の専門家における事前調査により、エネルギー調達コストの負担軽減が認められる設備導入を補助対象としておりまして、現在、設備を導入した事業者向けアンケート調査を実施し、太陽光発電設備の発電量や新たな設備における電気・ガス料金等のエネルギー使用量の変化等について、定量的な把握を行っており、今年度中をめどに調査結果を取りまとめてまいります。

次に、働き方改革・生産性向上物流対策モデル創出事業についての御質問でございますが、当モデル事業につきましては、倉庫事業者による倉庫内の搬送ロボットの導入、運送事業者による廃棄物収集運搬業務の効率化システムの導入の2事業を採択し、実施したところでございます。当モデル事業の実施効果につきましては、デジタル化や先端設備の導入等により、作業時間や燃料費の削減、属人化の解消による業務の標準化などが見込まれ、物流機能の維持向上に寄与するものと考えておりまして、今後、その効果検証を行ってまいります。当モデル事業の横展開につきましては、物流の2024年問題への早期の対策が重要でありますことから、より多くの市内中小企業等にいち早く取組を波及させるため、市内業界団体等と連携し、多くの方々が集まる会合等の場で取組の成果等を御紹介するとともに、個別の企業訪問等により、当モデル事業に関連する企業に導入に向けた働きかけを行っているところでございます。今後に向けましては、引き続き、専門家派遣等を通じてこうした取組の横展開を図るなど、2024年問題への対応をはじめ、中小企業の様々な経営課題の解決に向けたきめ細やかな支援を実施してまいります。

次に、高齢者雇用の促進についての御質問でございますが、ハローワーク川崎、川崎北

の両管轄における一般常用及び常用パートの65歳以上の有効求職者数は、令和5年12月現在2,231人でございまして、希望職種は事務従事者が全体の約21%と最も多く、次いで運搬・清掃・包装等従事者が約16%、専門的・技術的職業従事者が約11%となっております。こうした状況も踏まえ、本市では、就業支援室「キャリアサポートかわさき」において、高齢者を含めた多様な人材と市内企業等とのマッチングを図るため、キャリアカウンセラーと求人開拓員が連携し、求職者のニーズに応じたきめ細やかな就業支援を行っており、令和4年度の実績といたしましては、60歳以上の方122名の就職決定につなげたところでございます。また、65歳以降も意欲や体力等に応じて生き生きと働き続けるためには、これまでの経験を生かせる求人の開拓やスキルアップなどが必要となりますことから、キャリアサポートかわさきでは、求人開拓員が希望に合った職種の求人開拓を行うとともに、新たなスキルを身につけるための各種講座を実施するなど、求職者、求人企業双方のニーズに応じたマッチングができるよう取り組んでいるところでございます。また、高齢者の希望職種への就労に向けましては、労働時間の削減や多様な働き方の実現など、働き方改革、生産性向上の取組を推進することで、就労者の適性や能力等に応じた業務の切り出しや標準化、就労環境の改善等が行われ、多様な人材の活用を前提とした求人数の確保につながるものと考えております。本市におきましては、市内中小企業の働き方改革、生産性向上の取組を支援するとともに、就業を希望する高齢者の方が、これまで培ってきた能力を生かして生き生きと活躍できるよう、ハローワーク等の関係機関と連携し、効果的な就業支援を実施してまいります。

次に、観光振興についての御質問でございますが、我が国では、昨年、訪日外国人旅行消費額が5兆円を超え過去最高に達するなど、インバウンド需要が急速に拡大していることから、本市におきましても、こうした需要の取り込みに向けて、訪日外国人観光客向け常設ツアーの造成を進めてきたところでございます。その第1弾として、川崎浮世絵ギャラリーの見学や切子体験など、川崎周辺の魅力的な施設を巡るツアーを昨年12月に発売いたしました。また、当該ツアーについて、国内在住の外国人を対象にモニターツアーを実施したところ、好評を得た一方で、ガイドによる案内方法の改善や東海道の歴史に関する解説を求める意見などが寄せられたため、これらの意見を反映し、現在、海外への販売に向けたプロモーションを実施しているところでございます。市内商業者が持つ観光資源の活用につきましては、海外の方々を引きつける川崎らしい個店等が多々あることから、飲食店を紹介するパンフレットやまち歩きに使える地図を作成し、宿泊施設等に設置するなど、観光客の市内での回遊性を高め、魅力的な個店等への来訪につながるよう取組を進めてまいります。本市の北部エリアにつきましては、日本民家園や藤子・F・不二雄ミュージアムをはじめ、先般、よみうりランド内にポケパークカントーの開設が発表されるなど、今後さらに集客力の高いエリアになるものと考えていることから、SNSを活用した各施設の魅力やイベント情報などの発信をさらに推進するとともに、旅行会社と連携したツアー商品の開発などの取組を進めることで、さらなる誘客につなげてまいります。

次に、商業支援についての御質問でございますが、地域の活性化に向けて、商業によるにぎわいの創出や開業者の発掘等により、商店街をはじめとした商業者を支援することは大変重要であると考えております。本市では、これまでかわさき店舗出店支援プログラム「NOREN」や商業者の新商品開発などを促進する魅力あふれる個店創出事業等により、

新たな担い手の発掘、育成を進めるとともに、商店街等が実施するイベントを対象とした商店街魅力アップ支援事業や商店街等の課題解決に向けた取組を支援する商店街課題対応事業等により、魅力と活力ある商業地域の形成に向けた取組を進めてまいりました。今後につきましても、国の交付金等を有効に活用しながら、商店街等をはじめとする商業者の御意見を踏まえて必要な支援を行うことで、商業の活性化に取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 環境局長。

〔環境局長 三田村有也登壇〕

○環境局長 三田村有也 環境局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、プラスチック資源一括回収についての御質問でございますが、株式会社Jサーキュラーシステムと連携した事業スキームにつきましては、令和7年度から開始する幸区、中原区では、民間事業者が中間処理から再商品化までを一括して行う大臣認定ルートの活用を予定しており、現在、事業者と連携して再商品化計画を策定するなど、国の認定に向け取組を進めているところでございます。想定される効果といたしましては、市内事業者であるJサーキュラーシステムを代表企業とするグループと連携することにより、新たな市の施設の建設が不要となるとともに、プラスチック資源の地域内循環の促進などの効果が期待でき、さらには、こうした取組を市民の皆様に分かりやすくお示しすることで分別率向上にも寄与するものと考えております。次に、CO₂削減効果につきましては、一般廃棄物処理基本計画第3期行動計画では、令和12年度までにプラスチック資源の分別率60%を目指すこととしており、達成した場合には、令和4年度の実績と比べ、約4.1万トンの削減が見込まれるものでございます。

次に、脱炭素につながる市民の行動変容などについての御質問でございますが、高津区において実施している脱炭素アクションみぞのくちの取組の一環として、富士通株式会社との連携により環境アプリを活用した実証実験を行ってきたところでございまして、これまでの取組から、環境アクション実施の対価としてのポイント付与や楽しさといった娯楽性が環境アクションにつながるという知見が得られたところでございます。今年度は、まちづくりゲームをリリースし、環境配慮行動とゲームを連動させて、楽しさをきっかけに環境アクションへ誘導する実証を行っており、今後、その結果を取りまとめてまいります。次に、アプリ登録者増に向けた取組についてでございますが、これまでも若年層の利用者増に向けて、小中学校を通じたPRや体験型イベントなどを行っておりまして、今後とも、脱炭素アクションみぞのくちの会員と連携し、コンテンツの拡充を図るとともに、様々な機会を通じた広報を実施してまいります。

次に、太陽光発電設備等設置費補助金についての御質問でございますが、本補助金は、令和7年度からの特定建築事業者太陽光発電設備導入制度の施行を契機とした太陽光発電設備設置の標準化時代を見据え、国の交付金も活用しながら、市域への再エネ普及、地産地消を推進するために新たに創設するものでございます。補助対象といたしましては、太陽光発電設備、蓄電池の設置費や高い断熱・省エネ・創エネ性能を持つ住宅、いわゆるZEH住宅の建設費を対象としており、特に太陽光発電設備については、これまで以上に再エネの地産地消、自家消費を促進する観点から、FITを適用しない自家消費型を推奨するメニューを設けてまいります。それぞれの補助単価については、FITを適用する

太陽光発電設備は1件当たり4万円、F I Tを適用しない設備はキロワット当たり7万円、蓄電池はキロワットアワー当たり10万円、Z E Hは1件当たり55万円、さらに高い省エネ性能を有するZ E Hプラスは1件当たり100万円を予定しております。今後、国の交付決定を踏まえ、今年の夏頃までに事業を開始してまいりたいと考えております。次に、県補助金との併用についてでございますが、県の制度はZ E H住宅のみが対象となっておりますので、Z E H住宅につきましては併用が可能となるよう制度検討を進めてまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 健康福祉局長。

〔健康福祉局長 石渡一城登壇〕

○健康福祉局長 石渡一城 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、介護医療院についての御質問でございますが、介護医療院につきましては、長期にわたり療養が必要な要介護高齢者の生活を医療と介護で支える施設でございます。特別養護老人ホームの入居申込者のうち、医療的ケアが必要なため入居できない方がいる状況や、今後さらなる高齢化の進展に伴って、ニーズも高まっていくものと想定されますので、計画的に整備を進めていく必要があるものと認識しているところでございます。令和6年度に設置運営法人の公募を実施し、令和8年度中の開設を目指してまいります。より多くの応募が得られるよう、関係団体へ情報提供を行うとともに、本市ホームページや業界誌への公募情報の掲載に加え、メール機能の活用等、幅広く広報を行ってまいります。また、施設や設備等の整備費用に対する支援制度についても、今後、検討を進めてまいります。

次に、高齢者虐待等についての御質問でございますが、養介護施設従事者等による虐待件数につきましては、情報提供の件数は、令和2年度は35件、令和3年度は38件、令和4年度は53件、介護記録の確認や施設職員に対するヒアリング等を経て虐待と判断した件数につきましては、令和2年度は17件、令和3年度は12件、令和4年度は11件となっております。虐待の発生原因につきましては、介護職員のストレス、虐待防止のための研修は実施しているものの、勤務のシフト上、職員全員が研修を受けることが難しいことが一因であると考えられます。令和6年度介護報酬改定案において、事業所に対しては、虐待防止委員会の開催、指針の整備、研修の定期的実施等の未実施減算が行われる一方で、国においては、施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図ることとされております。本市としましては、運営指導において虐待防止委員会の開催の実施状況等の確認を行い、また、集団指導において取組例等の周知を行ってまいります。

次に、介護ロボットについての御質問でございますが、本市施設の導入率につきましては、令和4年度川崎市介護保険施設等調査において、介護ロボットを「すでに導入している」と回答した特別養護老人ホームは23.1%、介護老人保健施設は25%でございます。導入支援の取組につきましては、令和2年10月から介護ロボット等導入支援事業を実施しており、事業所に対し、移乗支援や見守り、コミュニケーション、入浴支援などの介護ロボットの紹介や導入の必要性について、説明会の実施、介護ロボットの貸出し及び操作等に関する相談に対応してきたところでございます。さらに、令和3年度から委託業者が事業所に出向き、介護職員が様々な機種介護ロボットを実体験できる出張体験会を開催し、

普及啓発を進めているところでございます。しかしながら、導入コストが高額である、設置や保管場所が必要になる、技術的に使いこなせるか心配などの声を事業所から伺っており、様々な課題が潜在しているものと考えております。今後につきましては、介護職員の意識改革を図るため、自らが考えた業務上の課題と介護ロボットを結びつける新たな研修を実施してまいります。また、神奈川県が介護ロボットの实用化と普及を促進するために設置するロボット実装促進センターと連携を図るなど、事業の推進に取り組んでまいります。

次に、改正障害者差別解消法についての御質問でございますが、改正法の概要といたしましては、事業者による合理的配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改められるとともに、相談対応等において、行政機関相互の連携強化や相談事例の収集、人材育成などを行うことで、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るものでございます。この法律では、同一の事業者によって繰り返し障害のある方に対する差別が行われ、かつ自主的な改善が期待できず、行政が事業者に対して報告を求めた際、虚偽の報告等があった場合は、過料が課せられることとなっております。広報につきましては、これまでホームページやチラシによる周知を行ってまいりましたが、改正法について事業者に御理解いただくことは大変重要であることから、飲食や宿泊関係の団体集会の場で説明を行うなど、積極的な周知に取り組んでいるところでございます。今後につきましても、市政だよりや出張説明会などにより、さらなる周知、広報を図ってまいります。相談対応につきましては、この法律は様々な事業分野が関係していることから、国、県、市町村が連携協力して相談対応を行う必要がございます。国においては、適切な相談窓口と調整し、取次ぎを行うつなぐ窓口を試行的に設置しておりますが、本市におきましては、相談窓口として各区役所等を案内しており、相談内容に応じて事業者を所管する担当課に引き継ぐこととしておりますので、関係課が連携しながら、引き続き、適切な対応に努めてまいりたいと存じます。

次に、子ども発達・相談センターについての御質問でございますが、本センターは、令和3年度に川崎区、幸区、令和4年度に宮前区、多摩区、令和5年度に麻生区に設置を行ってまいりました。令和6年度におきましては、10月頃を目途に中原区、高津区への設置を進めてまいりたいと考えております。これにより、発達に心配のある児童や障害のある児童に関する相談を受ける窓口を子ども発達・相談センターと地域療育センターとで分担する体制が整い、全市において相談までの待機期間短縮が図られる見込みでございます。加えて、子ども発達・相談センターは、より身近な相談機関として潜在的な相談ニーズにも対応するとともに、地域療育センターにおいては、手厚いサポートを必要とする中重度の障害児に対して専門性を生かした支援を実施できるものと考えております。

次に、歯周疾患検診についての御質問でございますが、令和6年度の国の予算案において、歯周疾患検診の対象年齢に20歳及び30歳を追加する旨が示されたところでございます。歯周病につきましては、有病率が高く、全身の病気のリスクを上げることが報告されており、自覚症状が乏しく重症化して気づくことが多いため、歯を失う最大の要因となっていることから、若いときからの歯周病予防に取り組むことが重要と考えております。今後につきましては、本市の歯科検診データ等の精査を通じた実態把握を進めるとともに、今後示される国の詳細な情報の収集や他都市の事例等を踏まえながら、若年層の歯周疾患検診

の在り方について検討してまいりたいと存じます。

次に、災害時における医薬品供給についての御質問でございますが、本市におきましては、従来より市薬剤師会との間で、災害時における医薬品の優先供給及び医療救護所での医師会等と連携した調剤・服薬指導等を行う協定を締結しており、医師会等の巡回医療チームと連携して救護活動の実効性を高めるための訓練を計画的に実施しているところでございます。加えて、災害関連死を防ぐことを目的として、巡回型救護所を開設した避難所に慢性疾患等の中断不可薬を確実に供給するため、中学校区ごとを目安に、市内60か所の調剤薬局において循環備蓄及び更新管理を行っていただくことを薬剤師会に委託しております。このように、既存の医療資源を活用して、災害時における効率的かつ円滑な医薬品供給に向けた取組を進めておりますことから、いわゆるモバイルファーマシーの導入について、現時点におきましては予定しておりませんが、引き続き、薬剤師会との連携の下、災害時の取組の充実を図ってまいります。

次に、看護大学大学院についての御質問でございますが、これまでの進捗につきましては、昨年8月の基本計画策定後、教育課程、カリキュラムの検討や教員の確保、校舎設置場所の検討などを行ってきたところでございます。このうち、教員の確保につきましては、11月以降、大学院を兼務する大学教員の業績や指導歴等の確認を行うとともに、新たに大学院教員7名の確保に向け公募を実施し、4名の教員を確保したところでございます。なお、不足する教員につきましては、改めて公募を行ってまいります。また、校舎につきましては、川崎駅近隣の複数の民間ビルと協議を重ねてきたところであり、計画で示した必要面積を確保でき、かつ建築基準法への対応を踏まえ、合意に至った川崎フロンティアビルについて、賃貸借契約に向けた調整を進めているところでございます。今後のスケジュールにつきましては、3月中旬に文部科学省への大学院設置の認可申請を行いまして、8月末までにはその結果が判明する予定でございます。そのため、大学院設置に伴い必要となる条例改正につきましては結果判明後に議案を提出する予定であり、大学院生の募集、入試はその後に行ってまいります。また、並行して、助産師、高度実践看護師、特定行為研修に関わる教育を行うために必要な指定申請や大学院校舎の整備を進めてまいります。長期履修制度につきましては、大学院において、職業を有している等の事情により標準の修業年限では修了が困難な学生を想定したものであり、あらかじめ申請することにより、その期間を延長することができる制度でございます。この制度の特徴は、留年とは異なり、標準修業年限で要する学費に抑えられる点でございます。学生の就職環境につきましては、市立病院をはじめ市内の多くの医療機関を実習先としており、そこで働く将来の自分をイメージしながら、看護の実践力を身につけることができるよう努めているところでございます。また、病院局や市立病院を含め市内病院職員等を招いての説明会などを計画するほか、大学院においては平日夜間帯を基本としたカリキュラムとし、市内就業者が働きながら学べる環境を整備することで、高度な技術を身につけた看護職の市内定着を促進してまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 こども未来局長。

〔こども未来局長 阿部浩二登壇〕

○こども未来局長 阿部浩二 こども未来局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、児童手当の制度拡充についての御質問でございますが、現在国会で審議中の児

童手当法の改正案によりますと、令和6年12月支給分から、受給者の所得制限の撤廃、支給期間を高校生年代まで延長、第3子以降の支給額について月額3万円に増額及び支給回数を年3回から年6回に変更するものでございます。本市における制度拡充に伴う新規の対象児童数は、高校生年代の児童は約3万5,000人、所得超過世帯の児童は約5,000人を見込んでおります。今後につきましては、市ホームページ、子育てアプリ等を活用し、周知を図るとともに、5月中にコールセンターを開設し、市民からの問合せに対して丁寧な説明を行ってまいります。また、対象児童が高校生年代のみの世帯等、新規申請が必要な世帯には、6月を目途に個別に申請勧奨を行うなど、必要な方に情報が行き渡るよう取り組んでまいります。次に、児童扶養手当の制度拡充についてでございますが、現在国会で審議中の児童扶養手当法の改正案によりますと、令和7年1月支給分から受給者の所得限度額の引上げ及び対象児童が3人以上いる場合の加算額の引上げを行うものでございます。今後につきましては、現在児童扶養手当の対象となっている方については、8月に実施する現況届のお知らせ送付の際に制度改正のお知らせも同封するほか、ひとり親向けのサポートブック「まなざし」やメールマガジン、LINE等を活用し、児童扶養手当を受給していないひとり親世帯にも幅広く周知を図ってまいります。

次に、乳幼児健康診査事業等についての御質問でございますが、初めに、乳幼児健康診査事業につきましては、これまで3～4か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児を対象に実施してきたところでございます。1か月児健診につきましては、妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援に取り組む中、子どもの身体の発育・発達状況の確認や異常の早期発見のほか、保護者の育児への不安等も把握でき、早期に支援につなげることが可能となることから、国の支援メニューに加えられたことを受け、本市といたしましても、令和7年1月からの実施に向け取組を進めてまいります。次に、5歳児健診につきましては、個別健診で実施をしており、これまでも問診票や診査票の見直しを行うなど健診内容の充実を図ってまいりました。また、区役所地域みまもり支援センターにおいても、診察医と連携し、継続した支援が必要な子どもに対しては、療育センターや子ども発達・相談センター等と連携しながら対応しているところでございまして、引き続き、関係機関の連携を図ってまいりたいと存じます。

次に、新生児マススクリーニング検査に関する実証事業についてでございますが、検査の実施により先天性の疾患を早期に発見し、治療につなげることで、命が救われ、障害などの発生を予防することが可能となり、生涯にわたってQOLの向上につながることから、実証事業にエントリーすることとしたものでございまして、今後、国から示されるスケジュール等に合わせて取組を進めてまいりたいと存じます。次に、産後ケア事業についてでございますが、国の補助事業を活用し、本年4月から宿泊型、日帰り型、訪問型の全ての種別において、1回につき2,500円を最大5回まで事業者に対して補助することとしており、これにより利用者負担の軽減が図られることとなります。次に、日帰り型につきましては、母親が休息できるよう6時間滞在するコースを新設し、本年10月から実施するよう準備を進めてまいります。また、申込手続につきましては、これまで利用する都度、当日に申請書の記入をお願いしていたものを事前に1度だけオンラインで申請することで、子ども1人につき7回まで利用できるよう見直しをしているところでございます。

次に、待機児童対策についての御質問でございますが、本年1月19日時点における令和

6年4月の保育所等利用申請の状況につきましては、9,027人の申請があり、そのうち6,959人が入所内定、2,068人が内定保留となったところでございます。傾向といたしましては、1・2歳児の利用申請が増加している区があり、それに伴い、地域によって内定保留数に偏りが生じているところでございます。内定保留となった方に対しましては、引き続き、各区においてアフターフォローとして空きがある保育所等の情報提供を行い、随時利用調整を実施しているところでございまして、各家庭の状況や希望などを丁寧に伺いながら、利用可能な施設、サービスとのマッチングを行っているところでございます。

次に、保育所等における多子世帯支援についての御質問でございますが、初めに、認可保育所等の保育料につきましては、現在、きょうだいの年齢が離れている場合などは多子軽減制度の対象とならないことから、令和6年4月からは、保護者と生計が同一の子どもが2人以上いる場合、きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず、第2子を半額、第3子以降を無料とするよう、制度の拡充を図ってまいります。また、一時保育事業、年度限定型保育事業につきましても、令和6年4月から同様の拡充を図ってまいります。さらに、川崎認定保育園につきましては、現在、川崎認定保育園在園児童のきょうだい保育所等を利用する場合に、保育料から最大1万円を軽減しているところでございますが、令和6年4月からは、認可保育所等と同様に、きょうだいの年齢、利用施設等にかかわらず、第2子以降の保育料軽減額を最大1万6,000円に拡充を図ってまいります。加えて、きょうだい別園となることによる保護者や子どもの負担を解消するため、令和6年4月入所の利用調整基準から、きょうだい同一園への入所機会を拡充するよう、見直しを行ったところでございます。

次に、こども誰でも通園制度についての御質問でございますが、令和5年度保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業につきましては、現在、こども家庭庁と連携してアンケート等を実施し、効果等を検証しているところでございますが、本市におきましては、モデル事業の実施を通じて支援の必要な家庭等への対応における関係機関との連携について検討を行い、情報提供の判断基準や報告様式等の整備につなげたところでございます。今後の取組といたしましては、令和5年度補正予算に計上している新たな試行的事業として、保育所等に通っていない6か月から2歳までの子どもを対象に、1人当たり月10時間を上限として保育所等の施設で受け入れることとしており、本市における対象者数は約1万3,000人を見込んでおります。スケジュールといたしましては、3月中に市内事業者への公募を行った上で、4月以降に、公立を含め、各区3施設、全市で21施設を目安に選定し、市のホームページや子育てアプリ等による保護者への周知を行いながら、6月中に事業を開始することとしております。また、事業を進める中で、利用状況、効果や課題、保護者や保育者の声などについて情報収集を行い、その状況等について国に報告することとなっております。次に、オンライン化についてでございますが、国は、空き枠の検索や予約等ができる予約管理機能や、利用者情報や利用実績等の管理ができるデータ管理機能を有する総合支援システムを本格実施を開始する令和7年度から利用できるよう、開発を進めると伺っておりますので、引き続き、国の動向等を注視してまいりたいと存じます。

次に、一時保育事業についての御質問でございますが、現在、一時保育事業を実施している施設は、公立3園、民間87園でございます。当日の空き状況をホームページで公表す

るなどの見える化や申請手続などの完全オンライン化につきましては、各実施園の事情に合わせて対応するものでございまして、現在、市として確認できている事例はございません。今後につきましては、各実施園の意向を伺いつつ、導入後の効果や管理体制など、他都市の事例も参考にしながら調査してまいりたいと存じます。

次に、保育士確保についての御質問でございますが、初めに、本市の保育事業所における保育士の確保状況につきましては、依然として厳しい状態が続いており、現在、保育士養成施設の学生や潜在保育士を対象とした就職相談会のほか、高校生向けのキャリア講座や無資格の方を対象とした保育士試験対策講座等を実施しているところでございます。次に、今後の保育士確保策につきましては、社会人等の学び直しの機会となるリカレント教育を目的とした厚生労働省指定の保育士養成施設が本年4月に市内で初めて開設される予定となっております。就労しながら通学できるカリキュラム構成の下、卒業と同時に資格を取得することができ、現在勤務している保育所等や認定こども園に引き続き有資格者として勤務することが可能となることで、保育士の人材不足の解消や保育の質の向上にもつながると考えております。このため、開設に先立ちまして、市内保育事業者を対象とした会議において、学校の特色や学費の支援制度等を説明するとともに、連携協力について依頼をしたところでございます。今後につきましても、保育士資格取得支援等の人材確保につながる情報提供や相談対応等を行うとともに、市内保育事業者と連携した保育人材確保の取組を進めてまいります。

次に、地域子育て自主グループ支援事業についての御質問でございますが、本事業は、保育所や幼稚園などに通っていない子どもを地域で相互に協力し合いながら、保護者自らが保育に携わり、子育てをするグループに対し支援し、乳幼児の心身の健全な育成と地域における育児力を高めることを目的としておりまして、近年、保育所の整備が進んだことや、幼児教育・保育の無償化等により、補助対象グループは年々減少しているところでございます。一方で、未就園児を抱える家庭の育児不安につきましては、身近な相談場所として地域子育て支援センターや保育所などにおいて、地域の子育て支援の充実を図っているところでございまして、あわせて、地域の自主保育グループを支援し、地域全体で育児力の底上げを図ることが重要であると考えられます。今後につきましては、地域の子育て支援を検討する中で、当該補助制度についても考えてまいりたいと存じます。

次に、ヤングケアラーについての御質問でございますが、初めに、実態調査についてでございますが、令和6年度に実施を予定しております川崎市子ども・若者調査におきまして、ヤングケアラーを含む子どもを取り巻く様々な課題の最新の状況を把握し、効果的な施策につなげるため、現在、質問項目等の調整を進めているところでございます。次に、研修についてでございますが、ヤングケアラーにつきましては、その抱える様々な課題により、心身に負担が生じ、子どもらしい生活を送ることができていない実態があると認識しているところでございまして、早期発見に結びつけることができるよう、庁内の関係部署や関係機関などが参加する研修を国庫補助を活用しながら開催し、ヤングケアラーの理解促進を図っているところでございます。次に、相談支援体制についてでございますが、現在、国会において、こども未来戦略の加速化プランに盛り込まれた施策の推進に向け、子ども・子育て支援法等の改正案が審議されており、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充等が示され、ヤングケアラーにつきましては、子ども・若者育成支援推進

法において、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども、若者等に対し、必要な支援を行うことが明記されているものでございます。本市におきましては、これまでも地域みまもり支援センターや児童相談所をはじめ、保健、福祉、教育等の関係機関が相互に連携し、個々の悩みを受け止め、一人一人の支援ニーズに寄り添った相談支援に取り組んできたところでございまして、今後、今般の法改正も踏まえ、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り支える体制づくりの一層の推進に向け、国の制度のさらなる活用も含めて検討を進めてまいりたいと存じます。

次に、川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例についての御質問でございますが、本市における当該施設の設置につきましては、現状、女性支援は神奈川県を中心に県域全体で施策を推進しているため、引き続き、県及び県内政令市等と連携しながら今後の取組について協議検討してまいりたいと存じます。次に、支援に必要な施策につきましては、困難な問題を抱える女性の人権を擁護し、支援することが重要であることから、区役所で実施している女性に関わる相談支援と神奈川県が設置、運営を行う女性相談支援センター及び女性自立支援施設が中核となり、女性が抱えている問題の内容に応じて、関係機関と密接に連携して支援しており、引き続き取組を進めてまいります。次に、民間団体との連携につきましては、現在、本市では、緊急の課題を抱えた女性及び母子を一時的に保護するための施設を運営している民間団体に対して、その事業を支援するための補助金を交付しているところでございます。しかしながら、こうした課題に対応できる民間団体は必ずしも多くない状況がございまして、今後につきましては、支援の裾野を広げるために、本市としてどのようなことが可能か、考えてまいりたいと存じます。

次に、性的な被害を受けた者に対する支援についてでございますが、性暴力や性的虐待等は、女性の尊厳を傷つけ、女性の人権を軽視するものであると認識しているところでございますので、引き続き、関係機関が相互に連携を図り、困難な問題を抱える女性本人の心身の安全・安心の確保等に配慮しながら、個々の被害の状況に応じた回復支援等に努めてまいりたいと存じます。次に、当事者の立場に立った相談対応等につきましては、支援対象者の意思を最大限に尊重し、本人の立場に寄り添った相談が重要でございますので、一人一人のニーズに応じて、施設等への入所、地域生活への移行や自立支援まで、関係機関が相互に連携を図りながら、包括的な支援に努めてまいりたいと存じます。次に、自立支援についてでございますが、保護を要する支援対象者につきましては、保護に伴う秘匿性を確保しながら自立に向けた支援を進めていく必要がございまして、個々の支援対象者の状況や希望、意思に応じて、安定的に日常生活や社会生活を営むことができるよう、引き続き必要な児童福祉、母子福祉、生活困窮者支援等の制度、施策を活用し、関係機関とも連携を図りながら、自立支援の強化に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 まちづくり局長。

[まちづくり局長 藤原 徹登壇]

○まちづくり局長 藤原 徹 まちづくり局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、学校直結給水化についての御質問でございますが、工事の入札不調の原因につきましては、近年の建築コストの高騰に加え、業界団体へのヒアリング等を行った結果、同時期に入札が集中したため、監理技術者、主任技術者などの配置が困難であったなどの理由が考えられます。今後の対策につきましては、設計単価について、実勢価格に即した

見直し回数を増やすとともに、入札時期を分散するなど、応札のしやすい環境の整備に努めてまいります。

次に、まちづくりDXの推進についての御質問でございますが、広域的、根幹的な都市計画に関する本市の基本的な方針を定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針につきましては、昨年3月に策定、公表した見直しの基本的考え方にに基づき、現在、令和6年度末の都市計画決定に向けて検討を進めております。この中で、自動運転等の次世代都市交通サービスの普及につきましては、本市といたしましても重要なことと認識していることから、本考え方の中において、ICTやAIの活用等による住民の暮らしやすさ、生活の質の向上に資するウェルビーイングなまちづくりの推進を位置づけるとともに、これまで官民連携によるデマンド交通や路線バス自動運転の実装等に向けた実証実験に取り組んでいるところでございます。今後につきましても、ICTやAI等を活用し、市民にとって利便性の高い新たな交通サービスの実現に向け、取組を進めてまいります。

次に、エリアマネジメントについての御質問でございますが、これまで、本市においては、小杉駅周辺地区では、住み続けたいまちを目指し、周辺企業や地域団体、学識経験者、行政などで構成する武蔵小杉エリアプラットフォームにおいて、道路、公園などの公共空間等を活用した居心地のよい空間づくりや、地域のにぎわい、交流の創出等に寄与する取組を進めているところでございます。また、新百合ヶ丘駅周辺地区では、地域の企業や大学等が連携して設立した新百合ヶ丘エリアマネジメントコンソーシアムを中心として、公共空間等を活用したにぎわいの創出などにより、地域課題の解決及びまちの活性化や魅力の向上に取り組んでいただいているところでございます。こうした多様な主体や世代の連携、交流等によるエリア価値の向上につながる取組は重要と考えておりますので、引き続き、地域や関係局区と連携し、地域特性に応じた取組を進めてまいります。

次に、ウォーカーブルの推進についての御質問でございますが、国の交付金制度であるまちなかウォーカーブル推進事業を活用した取組といたしましては、小杉町21号線などの公共空間の利活用のほか、昨年度から都市計画道路登戸2号線や区役所通り登栄会商店街の区画道路において、地域住民の方々とワークショップ等を行いながら、テーブルやベンチ、植栽プランターなどを設置し、地域の方々に利活用を促し、にぎわいの創出等を目指す社会実験を実施しているところでございます。次に、居心地のよい滞留空間づくりや回遊性の向上に向けた取組といたしましては、今年度、川崎駅周辺地区において、多様な人々が行き交う市役所本庁舎や稲毛公園等の市役所通り周辺の屋外公共空間等を活用し、電源、照明などのインフラ設備やアメニティ空間などの整備を進めており、本年3月には効果等を確認するための実証実験を予定しております。今後、これらの取組や全国都市緑化かわさきフェアと連携した取組等を通じて、駅周辺のさらなる回遊性向上、魅力創出等につなげるため、商店街など多様な主体と連携してまいります。

次に、コミュニティ交通についての御質問でございますが、初めに、地域主体の取組につきましては、現在、10地区で協議会が設立されており、本格運行を行っている地区は、麻生区高石、多摩区長尾台、宮前区野川南台、白幡台の4地区でございます。また、導入検討を行っている6地区のうち、宮前区平地区では、医療機関をはじめとした地域のプレーヤーと連携し、有料の乗合型の運行実験を行ってきたところでございます。なお、令和4年度から車両更新費への補助などの支援メニューを拡充し、継続的な運行となるよう取

組を行っているところでございます。次に、民間事業者と連携したデマンド交通の取組につきましては、川崎区の一部を対象としたのーとKAWASAKIと中原区、高津区及び麻生区の一部を対象としたチョイソコかわさきの実証実験を行ってきたところでございます。今後の取組といたしましては、これまで実証実験に必要な費用を1実証実験に対し、単年度に限り支援するものとしておりましたが、継続的な事業性の検証が重要と考えることから、複数年度の支援ができるよう拡充の検討を行っているところでございます。コミュニティ交通導入に向けては、多様な主体と連携し、それぞれの地域の検討段階に応じた支援を行うなど、地域特性に応じた取組を進めてまいります。

次に、空中配送ロボットについての御質問でございますが、初めに、実証実験の概要等につきましては、パナソニックホールディングス、東急、UR都市機構の3者が連携し、UR虹ヶ丘団地敷地内にて、ドローン技術を活用したロープウエー方式の空中配送ロボットにより、買物商品等を自宅周辺まで届ける実証実験を昨年11月から実施しているところでございまして、郊外の高齢化が進行する住宅地での買物利便性の向上などの効果を期待しているところでございます。なお、UR虹ヶ丘団地周辺エリアは、横浜市高速鉄道3号線の延伸による中間駅の設置が予定されていることから、現在、本市において将来的なまちづくりの検討を進めており、本実証実験の取組結果に加え、地域の課題解決に向けた検討を行い、令和6年度にまちづくり方針を策定してまいりたいと考えております。次に、今後の取組等につきましては、昨年11月18日の実証実験開始から1月末時点で延べ113件の御利用があり、利用者の方々から、アプリ登録や決済等の簡略化、受け取り場所での交流機会の創出に向けてベンチやテーブル等の設置、実証実験の継続等について御意見をいただいているところでございます。今後の取組につきましては、実証実験を継続し、様々なニーズを把握することが重要であると認識していることから、利用者の方々から御意見等を伺いながら、利用しやすい仕組みづくりに向け、事業者に働きかけを行ってまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 建設緑政局長。

〔建設緑政局長 福田賢一登壇〕

○建設緑政局長 福田賢一 建設緑政局関係の御質問にお答え申し上げます。

無電柱化についての御質問でございますが、本市の無電柱化の取組につきましては、昭和56年から電線類の地中化に着手し、昭和61年からは国の5カ年計画に基づき、無電柱化を推進してきたところでございます。現在は、国の無電柱化推進計画に位置づけられた整備路線等を対象とした川崎市無電柱化推進計画に基づき、主要駅周辺や緊急交通路等の重点エリアにおいて、都市計画道路などの整備に併せるなど効率的かつ効果的に事業を進めているところでございまして、これまでに市が整備すべき延長として約56.3キロメートルと定め、進捗状況については、令和4年度末において約40.1キロメートルの無電柱化が完了し、進捗率は約71.2%でございます。今後も引き続き、震災時における電柱の倒壊などの危険性の低減に向け、国や他の自治体の無電柱化に関する多様な整備手法の活用やコスト縮減策などの動向を注視しながら、本市の無電柱化の推進に取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 港湾局長。

〔港湾局長 磯田博和登壇〕

○港湾局長 磯田博和 港湾局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、国内向けのポートセールスについての御質問でございますが、環境負荷の低減や社会的に課題となっているトラックドライバー不足への対応策としてのモーダルシフトにおいて、内航RORO船等の果たす役割は大きいものと認識しております。このため、ポートセールスの活動の取組として、荷主等のヒアリングにより、現況やニーズを把握した上で、モーダルシフトに関する情報提供を行い、内航船などを活用した国内物流システムの構築に向けたマッチング支援を実施しているところでございます。また、令和5年9月に東京ビッグサイトで開催された食品物流等の展示会であるフードディストリビューション2023に出展し、来場者へのコンテナターミナルのPRや内航RORO船を活用した輸送手段の提案など、川崎港利用の荷主獲得に向けたポートセールスを行ったところでございます。引き続き、ポートセールス活動を積極的に展開し、川崎港の利用促進に向けた取組を進めてまいります。

次に、コンテナターミナルにおける生産性向上や労働環境改善についての御質問でございますが、川崎港においても将来的な港湾労働者の不足が懸念されることから、コンテナ搬出入作業の迅速化、効率化により生産性の向上やコンテナターミナルの労働環境の改善を図ることは重要であると認識しております。本市といたしましては、今後のデジタル技術等の新技術の開発動向を注視しつつ、港湾物流事業者等と連携し、コンテナターミナルのさらなる効率化による生産性向上と労働環境改善を目指してまいります。

次に、港湾施設の維持管理についての御質問でございますが、初めに、港湾施設を適切に管理していくことは重要であると認識しており、本市が管理する施設においては、国土交通省令に基づき定めた維持管理計画により、維持管理を行っております。維持管理計画の内容としては、点検診断ガイドラインに基づき、日常点検においては大規模な変状の発見等を、定期点検診断においては、構造物のひび割れ、吸い出し等を確認し、施設の評価を行い、必要な補修などを実施し、港湾施設の適切な維持管理に努めているところでございます。民間施設においても、国土交通省令に基づき施設設置者が定めた維持管理計画による維持管理を行うこととなっており、本市は立入検査により、点検実施状況、維持管理計画の策定状況等を把握し、経過確認や維持管理に関する問合せ等に対応しながら、施設の適切な管理に向けた指導を行っております。次に、国の補助金などの活用につきましては、港湾メンテナンス事業費補助を活用し、係留施設の補修などを行っているところでございます。次に、水中ドローンの活用につきましては、安全で効率的な点検の実施が可能となるメリットがありますが、現在、国土交通省において、水中ドローンを活用して点検する場合に求められる性能要件を検証している段階であることから、今後は検証結果の動向を注視してまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 危機管理監。

〔危機管理監 飯塚 豊登壇〕

○危機管理監 飯塚 豊 危機管理本部関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、被災者支援についての御質問でございますが、本市では、被災したことにより自宅に住めなくなった方を対象とした市立小中学校等の指定避難所と高齢者や障害者など指定避難所で安定した避難生活を送ることが困難で、別の空間を確保した上で何らかの支援が必要となる方を対象とした二次避難所を位置づけており、今回の能登半島地震で石川

県が運用している1.5次避難所及び二次避難所とは考え方が異なるものと認識しております。また、現地からの報告では、二次避難所へ移動したものの、避難先が体育館やホテル、旅館など、待遇に差があるため、元の避難所に戻った方がいるなど、市民への不十分な情報伝達により混乱が生じている事実等を踏まえ、今後、国や石川県が行う検証等を参考に、本市の被災者支援について、健康福祉局をはじめとする関係局区と連携し検討してまいります。

次に、トイレトレーラーについての御質問でございますが、今年1月に発生した能登半島地震において、組立てが不要であり、衛生面に優れているトイレトレーラーの派遣につきましては、避難所等におけるトイレ環境の改善に一定の有効性があったものと認識しているところでございます。また、避難所等に派遣されるトイレトレーラーとは用途が違うものにはなりますが、消防局におきましては、隊員の後方支援等のため、簡易的なトイレ機能も有する支援車が配備されておりまして、今回の能登半島地震におきましても被災地に派遣されたと伺っております。一方で、道路が被災した場合の運搬や避難所等へ設置後の排せつ物処理などの課題、平時における活用方法や維持管理などに課題があると考えておりまして、導入に向けましては、他都市の事例などを研究しながら、被災状況や市民等の避難状況に応じて柔軟に対応できるトイレ環境の整備に向けて検討してまいります。

次に、災害時のドローンの活用についての御質問でございますが、ドローンの可能性といたしましては、被害の確認や被災者の搜索、物資の運搬、人命救助の際の補助などが考えられる一方で、積載量や飛行距離、気象や電波状況、操縦技能の熟練度、航空法上の制約などもあることから、人口が多い都市部においては、救出・救助活動に携わる運用以外では、危機管理本部が直接保有するよりも、ドローン操縦技能を有する防災協力事業所などの専門家や業界団体に御協力いただくことが効率的と考えております。今後におきましては、他都市の活用事例等を調査するとともに、防災協力事業所に対して防災訓練への参加について働きかけてまいります。

次に、災害時におけるLINEの活用についての御質問でございますが、風水害のおそれが見込まれる場合の注意喚起や防災啓発など、これまでも市のLINE公式アカウントを活用した経過がございますが、発災時における発信項目や運用ルール等が明確でなかったことから、現在、関係局と連携を図りながら検討を進めているところでございます。防災情報は、発災前後の緊急情報をはじめ、物資の支給や給水、各種手続の御案内など、復旧・復興に係る支援情報まで多岐にわたりますので、様々な伝達手段の活用と併せて、LINEの特徴を踏まえた効果的な運用を行えるよう、引き続き調整を行ってまいります。また、様々なチャンネルを通じて、より多くの方に関心の高い情報を提供することは重要な取組と考えておりますことから、同アカウントの登録者数の増加に向け、市政だよりや市ホームページ、転入者向けのチラシ配付など、各種広報を行っているところでございます。今後におきましても、関係局と連携を図りながら、様々な機会を捉えて積極的な周知、広報に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、防災体験施設等についての御質問でございますが、災害に対する備えの内容や行動などは、地域特性や家族構成、ライフスタイルなど個々の状況により異なることから、地域において顔の見える関係を構築する中で話し合っていくことが何より重要と考え、出前講座や各種防災訓練の場における啓発に努めているところでございます。しかし

ながら、より多くの方々の防災意識の向上を図るための防災学習の場の提供は有用であると考えており、他都市が有する防災学習施設などとの機能連携を図りながら、公共空間の利活用やICT等の活用等により、新たな防災学習機能の導入について検討してまいります。

次に、神奈川県データ統合連携基盤についての御質問でございますが、幅広い分野のデータを迅速に収集、統合し、様々な取組にデータを利活用できるよう、神奈川県が整備する連携基盤でございますが、本市においてはオブザーバーとして、総務企画局が共同利用調整会議に参加し、機能等についての情報収集を行ってきたところでございます。防災分野におきましては、気象情報等のデータ拡充に加え、静的データによるシミュレーション機能なども実装されていることから、運用上の課題はあるものの、本市におきましても災害対応業務のさらなる効率化等が期待されるものと考えております。今後におきましては、総務企画局において同連携基盤の活用に向けた調整を行うと伺っておりますので、引き続き連携を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 教育次長。

〔教育次長 池之上健一登壇〕

○教育次長 池之上健一 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、個別最適な学びに向けた取組についての御質問でございますが、今年度から実施した新しい市学習状況調査におきましては、児童生徒は保護者と共に自身の結果を振り返り、調査結果に応じて自動生成された問題にGIGA端末を活用して取り組むなど、主体的に学習改善を行っているところでございます。また、各学校では、調査結果や日々の学習状況を踏まえ、児童生徒が自身の学びを振り返り、成長や課題に気づけるようにするなど、個に応じた学習支援に取り組んでおり、その充実に向け、自校の調査結果を分析し、授業改善の手だてを検討する夏の校内研修会や各学校の実践を情報交換する秋の担当者説明会、今年度を振り返り、次年度の調査や授業改善につなげる年度末研修会等を実施しているところでございます。今後につきましては、これらに加えて、児童生徒が自身の調査結果の成果や課題をGIGA端末において経年で確認し、学習改善に生かせるよう取組を進めてまいります。

次に、不登校対策についての御質問でございますが、初めに、川崎市不登校対策に係る懇談会につきましては、これまで3回実施し、学識経験者や関係団体の代表者から、本市の不登校対策の現状や課題、それぞれの取組の在り方等について、専門的な立場からの御意見をいただくとともに、多様な教育機会を確保し、児童生徒本人が主体的に学びの場を選ぶことができる環境を整えるという本市の考え方について評価をいただいております。今後、本市が目指すべき不登校対策の方向性を検討する上で、大変有意義なものであったと認識しております。今後、懇談会での御意見も参考にしながら、不登校対策の充実に向けた指針を策定し、総合的な不登校対策を推進してまいります。次に、教員の研修につきましては、これまで各種研修等において不登校への理解や対応に関する内容を取り扱ってきたところでございますが、フリースペースたまりばをはじめ、様々な支援機関等と連携しながら、教員が不登校に関する理解や対応について学ぶ機会を持つことは、教員の資質向上につながるものと考えておりますので、今後、研修の在り方について検討してまいります。

次に、健康診断についての御質問でございますが、初めに、健康診断につきましては、

正確な検査、診察を実施するとともに、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮することが重要となりますので、検査、診察時の服装については、正確な検査、診察に支障のない範囲で、原則、体操服や下着等の着衣、またはタオル等により身体を覆うことや、必要に応じて医師が体操服等をめくって視触診を行う場合があること等について、児童生徒等や保護者に事前に丁寧に説明を行うよう、文書や学校保健事務説明会を通じて各学校に周知徹底してまいります。次に、医師会と学校医との連携についてでございますが、今年16日に川崎市医師会学校医部会と協議を行い、健康診断の意義をはじめ、検査、診察の方法等やその内容を学校から保護者等に事前に説明することについて確認したところでございまして、今後、学校と学校医との共通認識が十分に図られるよう、川崎市医師会を通じて、全学校医に周知してまいります。

次に、バリアフリートイレについての御質問でございますが、本市では、学校トイレ快適化や再生整備事業等により整備を進めているところでございまして、校舎につきましては、令和2年度に全166校で整備が完了し、体育館につきましては、今年度末までに3校の工事が完了することにより、158校の整備が完了する予定でございます。今後、体育館の再生整備事業等に合わせて未整備校へのバリアフリートイレの整備を行い、国の整備目標である令和7年度末までに市立小中学校全校での整備を進めてまいります。

次に、学校施設の長寿命化についての御質問でございますが、本市では、学校施設長期保全計画に基づき、学校施設の老朽化対策や教育環境の質的改善等に取り組んでおり、防水、外壁改修、内装改修、断熱化、照明のLED化などの整備メニュー及び直結給水化を築年数等に応じて実施しているところでございます。令和6年度につきましては、校舎が設計25校、設計及び工事16校、工事10校の51校、体育館が設計17校、工事15校の32校、そのほかに直結給水化の設計及び工事を予定しております。

次に、学校直結給水化についての御質問でございますが、本市では、令和4年度からおおむね毎年14校程度、直結給水化等に取り組んでおり、今年度につきましては、設計14校、工事16校の実施を予定しておりましたが、設計は予定どおり完了したものの、工事費の高騰による影響や入札不調により工事は6校の完了見込みとなり、整備済みの22校と合わせて28校で整備が完了する予定でございます。令和6年度につきましては、関係局と連携しながら、スケジュール管理等に取り組み、早期に工事が実施できるよう努めてまいります。直結給水方式につきましては、より新鮮で冷たい水の供給が可能となり、貯水槽の設置や点検、清掃が不要となるなど施設面においてもメリットがございますので、今後も着実に取組を進めてまいります。

次に、川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業についての御質問でございますが、初めに、選定理由等につきましては、設備整備に関する項目において、省エネ性能に優れた最高効率機種を採用、デマンドコントロール機能の導入などの提案を受けており、エネルギー消費低減に資する内容や環境負荷低減に向けた配慮、工夫がなされている点が評価されております。また、維持管理に関する項目において、予防保全を実施することやデータの計測、分析及び運用の改善策の立案を行い、エネルギー使用量を削減するなどの提案を受けており、長寿命化への配慮や環境負荷低減に向けた具体的な工夫がなされている点が評価されております。次に、地域経済の活性化につきましては、市内企業のみを対象にした選定チームを組成し、選定リストを作成するほか、説明会の開催や川崎市空調衛生工業

会、川崎市電設工業会に所属する企業をはじめとする市内企業との連携、対話を通じた本事業に関わる市内企業の関与の最大化などの提案を受けております。市内企業の活用は大変重要と考えており、提案内容が確実に履行されるよう、発注状況等について定期的に報告を求め、状況を把握するなど、適切に対応してまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 選挙管理委員会事務局長。

[選挙管理委員会事務局長 山田益男登壇]

○選挙管理委員会事務局長 山田益男 選挙管理委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

視覚障害者の投票支援についての御質問でございますが、初めに、点字投票等の実績についてでございますが、令和5年の統一地方選挙における川崎市議会議員選挙につきましては、点字投票が40件、代理投票は心身の故障その他の事由として視覚障害を含め631件となっております。また、視覚障害者が投票所に来場された場合には、投票所の事務従事者から点字投票や代理投票ができることを御案内するとともに、状況に応じて記載台や投票箱、出口まで付き添うなど、丁寧に対応しているところでございます。次に、視覚障害者が投票用紙に自ら記入するための補助具についてでございますが、選挙人が投票しやすい環境をつくることは大変重要であると考えておりますので、他都市の事例も参考にしながら、導入に向けて検討してまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 浜田議員。

[浜田昌利登壇]

○54番 浜田昌利 それでは、再質問させていただきます。

神奈川県データ統合連携基盤の運用についてです。能登半島地震では、道路等のインフラが大きく被害を受けたことにより、多くの住民が指定避難所まで避難できず、最寄りの施設に自主避難するケースや地域に孤立するケースが発生しました。被災した基礎自治体では、自主避難している場所や避難者数を網羅的に確認できないものの、被災現場にいち早く入る自衛隊や消防隊、DMA T等の外部の関係機関では、自主避難等の情報を収集できることから、従来の基礎自治体が収集できる指定避難所情報と自衛隊やDMA T等が収集した自主避難所や孤立集落の情報を突合することで、石川県では的確、正確な情報に基づく物資支援などの政策判断に生かしているということです。神奈川県下でも大規模災害に備え、各自治体におけるデータ連携の必要性が増していると思います。横浜市、相模原市は既に連携して活用しており、県内33自治体の中で参加、活用していない自治体は5市8町1村の14自治体で、本市もいまだ参加せず、活用していない状況でございます。答弁では運用上の課題があるとのことですが、具体的にどのような課題があるのか、危機管理監に伺います。

また、今後については、総務企画局において同連携基盤の活用に向けた調整を行うとのことですが、具体的な調整内容と今後のスケジュールについて総務企画局長に伺います。

広域での情報集約により効果的な政策判断に寄与できるよう、本市も参加、活用を早期に決断すべきと思いますが、市長に見解を伺います。

○副議長 岩隈千尋 市長。

○市長 福田紀彦 神奈川県データ統合連携基盤についての御質問でございますが、県が行った参加市町村への意見照会結果では、実業務へ役立つ見込みがあると一定数の市町村

から回答があり、防災以外の分野にも拡大すると聞いておりますので、今後、関係局で課題の抽出や検討を行い、活用について見極めてまいります。以上です。

○副議長 岩隈千尋 総務企画局長。

○総務企画局長 中川耕二 神奈川県データ統合連携基盤についての御質問でございますが、今年1月に参加市町村への意見照会の結果が県から報告され、一定数の市町村から実業務へ役立つ見込みがあるとの回答があったことや、防災分野における様々なデータの拡充に加え、他の分野にも拡大する予定であるなど、本市のデータ利活用の推進が期待できることから、活用の可能性について、引き続き関係局と調整を行ってまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 危機管理監。

○危機管理監 飯塚 豊 神奈川県データ統合連携基盤についての御質問でございますが、防災分野における活用につきましては、本市が導入する総合防災情報システムと並行した運用となることから、重複機能の整理、調整や新たな機能に係る処理スキームの構築、運用体制の確保などが必要になると想定しております。また、具体的にどのようなシミュレーションが実施可能で、今後の災害対策につなげていくことができるのか、操作方法の習熟に併せて、効率化に向けた検討も必要になると考えているところでございます。いずれにいたしましても、同連携基盤の活用の可能性について、引き続き関係局との連携を図ってまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 浜田議員。

○54番 浜田昌利 あとは委員会に譲りまして、以上で質問を終わります。

○副議長 岩隈千尋 お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 岩隈千尋 御異議ないものと認めます。およそ1時間休憩いたします。

午後0時9分休憩

午後1時9分再開

〔局長「ただいまの出席議員副議長とも53人」と報告〕

○副議長 岩隈千尋 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、代表質問を行います。共産党代表から発言を願います。45番、宗田裕之議員。

〔宗田裕之登壇、拍手〕

○45番 宗田裕之 私は日本共産党を代表して、2024年第1回定例会に提案された諸議案並びに市政一般について質問を行います。

能登半島地震では、2月22日現在、241人の方の命が失われ、7万6,000を超える住宅が被害を受けるなど甚大な被害となっております。亡くなられた方に心から哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興へ我が党も全力を挙げる決意を申し上げ、質問を行います。

初めに、焦眉の課題である防災対策について伺います。各地で頻発している震災から教訓を学び、同じ悲劇を繰り返さないことが必要です。避難所の設置基準についてです。と

りわけ、避難所について、体育館にいつまでも雑魚寝させられ、戦前の避難所と同じだという声も上がる事態の改善が強く求められています。避難所は、海外ではスフィア基準がスタンダードになっています。被災者が環境の悪い中で生活することは人道的な問題という観点で、1人当たりの面積は最低3.5平方メートル、およそ1坪であるとか、トイレは20人に1つ、男女比は1対3などとしています。しかし、日本では内閣府がようやく2016年改定の避難所運営ガイドラインで、今後、参考とすべき基準と紹介していますが、災害関連死を生まないためにも、直ちにこの基準に変えていく必要があります。この基準にするには、地域防災計画で避難所を学校に限定しては圧倒的に足りません。スフィア基準で整備することを明確にし、地域防災計画を見直して、避難所と備蓄物資を整備すべきと思いますが、市長に伺います。

一次避難所における障害者対策についてです。能登半島地震を目の当たりにして、障害者の皆さんの不安が募っています。障害者団体から最も出されるのは、避難所での対応です。今回の能登半島地震の教訓では、福祉避難所がなかなか開設されず、一次避難所にいる期間がかなり長くなっています。まず、一次避難所において障害者の特性に合わせた準備を行って、障害者の命と人権を守らなければなりません。コロナの際には詳細なマニュアルをつくり、体調に合わせた部屋割りを行いました。それを活用して教室を利用した障害種別の避難スペースをつくるべきと思いますが、伺います。

要援護者の対策を盛り込んだ避難所運営マニュアルについてです。障害者や高齢者など要援護者の対応をするにも、事前に準備し、訓練しなければ、いきなり対応することはできませんし、それから避難所運営会議に要支援者や福祉施設の事業者など関係者を入れること、避難所開設訓練や防災訓練の際に、その地域に住む要支援者などの参加を求めて対応を協議し、その内容を盛り込んだ避難所運営マニュアルをどこの避難所でも整備すべきと思いますが、伺います。そのためには、繰り返しの訓練が必要です。全ての避難所で必要な訓練を行えるよう区役所危機管理担当を抜本的に増やし、地域に入るべきです。伺います。

二次避難所についてです。輪島市では、福祉避難所として協定を結んでいた施設25か所のうち、施設が壊れていたり、職員も被災して人手が足りないために、実際に開設できたのは3か所とのことです。本市は、二次避難所として協定を結んでいる施設の全てで耐震対策は終わっているのか伺います。福祉施設の事業継続計画——BCPの作成に際し、二次避難所は要援護者の受入れをすることも含まれているのか伺います。

住宅の耐震対策についてです。建物と家具を倒さないことが最大の対策です。木造住宅耐震改修助成制度は、家全体だけでなく、1階のみ耐震化にも助成されるようになり、家屋の診断だけを行う木造住宅耐震診断士派遣制度や1部屋だけとかベッドだけ耐震化する耐震シェルター・防災ベッド設置助成制度などの制度がありますが、いずれも1981年5月以前の建物のみ、しかも、鉄骨は入っていないなど条件が厳しく、対象者は限られています。市民の中では、我が家は大丈夫なのかという不安が広がっています。まず、耐震診断士派遣制度は条件を緩和し、誰でも受けられるようにすべきです。伺います。その上で、耐震補強が必要と分かった住宅に対し、混構造などでも利用できる補助制度をつくること、耐震シェルター、耐震ベッドは誰でも利用できるようにすべきです。伺います。

家具転倒防止金具取付事業についても高齢者のみ世帯などに限定しており、条件が厳し

過ぎ、市民に浸透していません。全ての世帯を対象にするべきです。伺います。

防災ラジオについてです。新規事業として、災害時の情報伝達の新たな手段として防災ラジオを導入することになりました。2022年の第3回定例会で我が党は、FM放送を使って緊急時には自動で電源が入るラジオを市民に安価で提供すべきと求めてきましたが、それが実現いたします。来年度は防災ラジオをどこに設置されるのか伺います。今後、どのような世帯に普及していくのか伺います。

ジェンダーの視点に立った防災対策についてです。2021年に内閣府は災害対応力を強化する女性の視点という防災・復興ガイドラインを策定しており、防災・危機管理部局の職員の比率を庁内全体の職員の男女比率に近づけるよう努めるとしています。本市の女性職員の割合は43.7%ですが、危機管理本部の女性職員は僅か3人、比率は7.7%です。危機管理本部に女性職員を抜本的に増やすべきですが、伺います。区役所の危機管理担当には、7区で僅か1人しか女性がいません。各区に女性を配置すべきですが、伺います。

新年度予算の特徴についてです。新年度一般会計予算の規模は前年度比40億円増の8,712億円で、市税収入は前年度比43億円増の3,854億円で、3年連続過去最大です。これは、法人市民税が17億円増、固定資産税11億円増などによるものです。個人市民税は前年度並みですが、これは国の定額減税の影響により地方特例交付金で97億円補填されるため、本来の個人市民税は100億円増、市税収入は140億円増となります。財政力指数は政令市トップで、新年度は普通交付税不交付団体となる見込みです。財政健全化指標は全て基準値を下回っており、極めて優良。1人当たりの市債残高は政令市の平均よりも13万円低く、借金の負担が少ないのが特徴です。川崎市の人口増加率、生産年齢人口割合ともに他の政令市と比較すると高く、人口推計でも今後6年間は増加を続けるため、市税収入の増加は今後6年間は続く予想されています。ふるさと納税による減収はありますが、このように、市税収入、財政力指数、財政健全化指標のどれを取っても川崎市は政令市でトップクラスの財政力を持っています。収支についてです。新年度予算の収支はマイナス157億円としています。しかし、2021年度予算では286億円の収支不足が出るとしていましたが、決算では60億円のプラス。2022年度予算では239億円の収支不足が出るとしていましたが、決算では19億円のプラスとなりました。コロナ禍でも収支はプラスであり、コロナが明けて、個人市民税、法人市民税などの増加が見込まれるときに、どうして新年度の収支はマイナス157億円も出るのか伺います。

減債基金についてです。減債基金残高は、一般会計分で見ると、積立額498億円、取崩し額314億円で2,955億円となり、1人当たりの残高は政令市平均の1.6倍にもなります。政令市の減債基金残高は取崩し額の平均4年分ですが、本市は約9年分にもなり、他都市と比べて極めて多い残高となっています。2024年度の借入総額は804億円の見込みですが、減債基金の残高から差し引いた実質残高は2,151億円です。この金額は、取崩し額の4年分という他政令市平均と比較すると約900億円も多いという状況です。現状でも、他都市よりも多い900億円は市民の暮らしのために使うべきです。市長に伺います。社会保障費についてです。この間、市長は、社会保障費の増大を財政が厳しい理由の一つとして挙げてきました。社会保障費である扶助費は前年度比87億円増ですが、これは児童手当や障害福祉サービスの増によるもので、どうしても必要な費用であり、増加した部分のほとんどは国や県からの補助から賄われます。扶助費の一般財源の比率である経常収支比率は2022年度決算では

19.2%にすぎず、この間ほとんど変化はなく、扶助費は増えていません。しかも、1人当たりの扶助費の額は引き続き政令市平均を下回っており、福祉予算である民生費も1人当たりになると政令市平均よりも約2万円低い状況です。扶助費が増えることを理由に財政が厳しいとするべきではないと思いますが、市長に伺います。臨海部の大規模事業についてです。2024年度予算の臨海部関連の予算についてですが、港湾費は、一般会計、特別会計合わせて183億円、臨海部国際戦略本部の予算20億円が計上されています。この中には、臨港道路東扇島水江町線整備事業に37億円、コンテナターミナル整備事業に11億円、東扇島堀込部土地造成事業に23億円、JFEが撤退した跡地利用のための土地利用転換に5億円など、臨海部の大規模事業に91億円、補正も合わせると120億円が計上されています。中小企業などの予算と比べても、臨海部の大規模事業には湯水のように使われています。この中には、市民にとって不要不急の事業も多数含まれています。特に臨港道路東扇島水江町線は、必要だとする根拠であったコンテナ取扱量は目標の40万TEUの半分もいかず、事業費は当初の3倍、約1,500億円にも跳ね上がっており、不要不急の事業となっています。このような市民にとって不要不急の大規模事業は中止、凍結をして、今一番必要な防災の予算に振り向けるべきです。市長に伺います。

子育て支援策についてです。小児医療費助成制度についてです。これまで政令市に対する神奈川県の実業費補助率は4分の1と一般市の3分の1に比べて低く設定されており、本市は従来から、不公平で市民の理解が得られないと改善を求めてきました。来年度からこの格差が是正されることになり、本市も補助率3分の1に上がる見込みですが、それに伴い、本市の小児医療費助成制度も一般市と同等の水準に引き上げなければ、それこそ市民の理解は得られません。現行で補助率3分の1の一般市は29ありますが、うち26が一部負担金なしで18歳まで全ての子どもを対象に完全無料にしています。残り3市は中学卒業までとなっていますが、一部負担金はありません。川崎市もこれらの自治体と同様に18歳まで一部負担金なしで完全無料にすべきではないですか伺います。

議案第58号、令和5年度川崎市一般会計補正予算——3月補正その2のうち、こども誰でも通園制度事業費についてです。こども誰でも通園制度は、こども未来戦略方針において、孤立した育児の中で不安や悩みを抱えている子育て世帯への支援、並びに全ての子育て世帯に対して、子どもの良質な生育環境を整備し、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での子育て支援を強化することと、来年度から試行実施される制度です。本市は実施自治体として国に採択され、1億4,135万円が保育所等への支援のために計上されています。対象児童はゼロ歳6か月から2歳の未就園児、利用料金は1時間300円、利用時間上限は月10時間、保育所等の定員と関わりなく受け入れる形で市内保育園事業者に公募を行うとのこと。全国的に保育中の死亡事故はゼロ・1歳児が全体の8割を占め、30%が預け始めの1週間に集中しているのが実態です。昨年12月、世田谷区の認可外保育施設で園児が亡くなった事例では、危険性の高い時間帯に保育資格のない職員が世話をするなど明らかになり、安全配慮意識が極めて低いと改善指導がされていますが、こうした事態が繰り返されるのではないかと懸念されます。各保育園が確実に保育士を配置し、安全に保育を行うことができる体制づくりへの支援が必要です。しかし、国からの補助は子ども1人につき1時間850円のみとのこと。これでは保育士は増やせません。本市の対応を伺います。また、孤立した育児で不安を抱える保護者への支援で重要なことは、保

護者との相互理解を図ることが保育指針で示されています。月10時間という短い時間で保育士と保護者が相互理解を深め、孤立した育児への支援ができると考えているのか、見解を伺います。虐待等の疑いがある場合等、要支援家庭への対応、児童相談所等との連携、情報共有体制はどのように取り組んでいくのか伺います。

教育をめぐる環境整備についてです。学校給食費の無償化についてです。近隣自治体の状況ですが、東京都では23区全域と府中市など8つの市町村で給食無償化が実現しています。神奈川県内でも、今年度は8市町村が通年あるいは数か月間無償とし、来年度はさらに3自治体を実施を予定するなど、広がりを見せています。昨年11月の文教委員会では、教育次長から、学校給食食材費の保護者負担について、いつまでもこの形でいいのかというのは、他自治体の動向や国の検討状況を踏まえながら、関係局とも協議し、取組を進めたいという趣旨の発言がありました。一体いつまで給食費を保護者負担にするつもりなのか、国が踏み切るまでやらないという方向なのか、伺います。

不登校対策の推進についてです。本市の直近の2022年度調査結果では、小学生1,144人、中学生1,672人、合わせて2,816人の児童生徒が不登校となっています。小学生で1,000人を超えるのは初めてで、小中学生ともに年々増加しており、早急な対応が求められています。不登校対策の推進として2,441万円の予算が拡充されました。これは2021年度から行っていた不登校傾向のある児童生徒が教室以外の場で学習等を行う別室指導の体制の充実に向けたモデル実施を小中学校8校で実施するためとのことです。私たちは人員の配置をこれまで求めてきましたが、初めて予算がつきました。モデル実施事業では、別室指導に当たる支援スタッフは、会計年度任用職員、事業者、ボランティアなど複数のパターンを考えている、正規職員ではないとのことです。私たちが視察させていただいた学校では、正規職員である総括教諭の先生が別室指導に関わり、全ての学年の学習内容に対応できるという校長先生の話も聞き、正規職員を配置したことにより安心して学べる環境だと感じました。別室指導にも正規職員である教職員を配置すべきです。伺います。

市立学校教諭の未配置についてです。2月1日現在、担任不在等の学校教諭の未配置は142.5名となり、昨年同月の136.5名を上回り、過去最多となりました。未配置が多い学校現場からは、教頭、教務主任等が授業に入り、多くの非常勤の先生たちと協力してしのいでいるが、学校運営に支障を来しているといった深刻な実態が届いています。子どもたちの学ぶ権利が守られていない危機的な状況がこれ以上続くことは許されません。間もなく新年度です。4月の配置状況の見通しは現在どのようになっているのか伺います。昨年6月の我が党の代表質問で、今年度の対策についてただしたところ、臨時的任用職員及び非常勤講師の登録会を会場や時間帯を工夫して実施していくとの答弁がありましたが、全く効果はありませんでした。臨時的任用職員が圧倒的に足りていないのが原因なのは明白です。実際に学校現場からは、産休を申請する先生が本当に申し訳ありませんと肩身の狭い思いをしながら取得している状況です。対策の再検討が必要です。再三、私たちが指摘しているとおり、新規採用枠の一部を初めから臨時的任用職員で穴埋めするのではなく、全ての採用枠を正規の教員で確保すべきですが、伺います。

ヘイトスピーチ根絶に向けた取組についてです。2022年3月に川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会から、インターネット上の表現によって個人の尊厳や人格、名誉に対する侵害が行われないよう、防止、調査、対応、救済に関する施策の実効性を持たせるべきで

あると、新たな人権課題への対応策であるインターネット上の人権についての答申が出され、我が党もその具体化を求めてきました。インターネット上のヘイトスピーチについて、今年度、市民の申出や川崎市が確認した件数は200件、差別防止対策等審査会が削除要請をした件数は158件、プロバイダー等が実際に削除した件数は89件とのこと。諮問した件数は昨年度の28件に比べ7倍となっています。今年度、件数が増えた背景、どのような判断や考え方で諮問を行ってきたのか伺います。2023年12月の審査会では、特定地区の在日コリアン住民に対し、殺害を呼びかけた集団に対する投稿、2月は燃やすという危害告知について、初めてヘイトスピーチとして認定しています。どのような考え方で諮問をしたのか伺います。答申では、現状をできるだけ正確に検証するために、市職員が被害者や本邦外出身者に対する不当な差別的言動問題の専門家から研修を行うことを求めています。今年度、どのような研修を行ってきたのか伺います。答申が求めている専門家からの研修の具体化について伺います。

答申では、市長は人権の重要性、人権侵害があってはならないことを機会を捉えて積極的に発言し、発信する必要があるとしています。定例記者会見などにおいて、差別は絶対許されないと発言されていることは重要ですが、殺害や危害などを呼びかけるヘイトクライムを扇動するような投稿は命を脅かす危険性を持つため、迅速な市長の積極的な発言や発信が必要です。市長に伺います。

障害者施策についてです。身体障害者補助犬健康管理費助成事業費についてです。新規事業として、障害者の方の補助犬の健康管理費助成事業に67万円の予算がつきました。ユーザーの皆さんの強い要望であり、私たちも繰り返し求めてきたものです。この事業は、補助犬の健康管理費を年に上限6万円助成するものです。しかし、この制度には所得制限があり、市民税所得割額4万円未満の方が対象になるとのことです。去年11月時点で対象となる補助犬の頭数は9頭でした。横浜市の身体障害者補助犬定期健診等事業は、定期健診等の医療費を全額助成し、所得制限はありません。認定証の交付を受けている補助犬は40頭前後、予算規模は毎年400万円前後だそうです。市内のユーザーは、補助犬の医療費は年に1回の健康診断、それからノミ、ダニ、フィラリアの薬代、混合ワクチン接種なども含めると月1万円、年10万円以上の費用がかかる、病気をしたら、レントゲン、エコーなどのお金がかかると言われています。補助犬の医療費は全額助成するべきです。また、所得制限はなくすべきです。伺います。

川崎駅東口広場地下街アゼリアの公共地下歩道の点字ブロック設置についてです。12月に視覚障害者団体の皆さんと視察を行い、危険箇所や改善すべき様々な点を教えていただきましたが、一番は、点字ブロックは連続性を保っていなければ意味がないということでした。現在の点在という設置の在り方は、視覚障害者の方からすると、存在していることすら分からず、全く役に立っていないというお話でした。ということは、アゼリア地下街には点字ブロックの設置がないということと同じです。9月議会では、連続した点字ブロックの設置を求めたところ、施設所有者である川崎アゼリア株式会社が、公共性を踏まえ、経営判断するものとの答弁でした。本市が出資する第三セクターにおいて、国の法律や指針、ガイドラインなどに準ずる必要がないのか伺います。

横浜駅西口地下街や、先日視察で訪れた神戸市三宮駅の地下街には、連続性が保たれた誘導点字ブロックが設置され、視覚障害者の移動の権利を保障していました。本市も安全

かつ快適な移動を支援するために予算を確保して計画を立て、アゼリア地下歩道に連続性を保った誘導点字ブロックの設置に着手すべきです。伺います。

高齢者施策についてです。特別養護老人ホームの増設についてです。新年度予算には長沢荘寿の里の建て替え分のみです。今、案が出されている2024年度からの第9期計画とその後の第10期にも新規計画はありません。結局、第8期から9年間、特養ホームの新規計画がありません。本市は特養ホームの新規計画は立てない方針なのか、端的にお答えください。介護施策の拡充についてです。2024年度介護報酬改定の内容には、訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直しにより、加算算定のために研修を受講する必要があるとのこと。こうした研修費用の補助交付や通所介護の入浴介助に関わる職員に対し研修を行うことが義務づけられているので、入浴に特化した研修の開催を市としても実施してほしいとの要望があります。支援策の拡充も検討すべきです。伺います。

議案第10号、川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。第9期介護保険事業計画期間の保険料軽減についてです。2024年度から2026年度の介護保険料率の改正が提案されています。保険料は、所得基準が世帯非課税の保険料は1段階が年額191円、4段階では51円の僅かな引下げの一方、課税世帯の5段階以上は全て大幅な値上げになります。基準額としている6段階は年額で3,317円の値上げ、合計所得金額が200万円以上、300万円未満の9段階の保険料は4,976円増の11万8,646円になります。引き続き物価高騰で、2023年度の2人以上世帯では12万9,000円もの負担増とされています。年金はマクロ経済スライドが適用され、今年度に引き続き、来年度も実質的にマイナスになります。このように、所得は増えず、物価の高騰で生活を切り詰め、切り詰めて何とかやりくりしている中で、保険料の値上げは高齢者の生活を苦しめます。一般会計繰入金を増額し、提案した第9期介護保険料を引き下げるべきです。少なくとも第8期の保険料基準額を据置きとすべきです。伺います。

2024年度国民健康保険料の軽減についてです。これまでも繰り返し指摘しているように、国保保険料は、所得が同じなのに、所得のない家族からも取られる均等割があるために、他の健康保険の約2倍の保険料になります。例えば、介護分が加わる給与収入400万円、40代夫婦と小学生2人の4人世帯では、協会けんぽの1.8倍超えとなっています。この不公平な制度は、所得が低く、年齢構成が高い国保加入世帯に物価高騰が加わり、耐え難い負担を強いています。こうした現状に、今年度は県内全33市町村のうち、前年度比で減額1町、据置き17市町村で、半数を超える18市町村が減額または据置きとしました。ところが、本市は、所得割3.6%、均等割で1人5.6%もの大幅な値上げをしました。来年度は、国保料の算定の基になる県への国保事業納付金は今年度より17億6,000万円余減額になるとのことです。保険料は引き下げられるのではないのか伺います。次に、子どもの均等割についてです。子育て世帯の負担軽減を目的に、県内の7自治体で、子どもに係る均等割の全額免除、半額免除などの実施が広がっています。本市の18歳までの均等割額全額免除は9億6,000万円、第2子以降の全額免除は3億3,000万円、第3子以降は7,000万円です。本市も、子育て支援として子どもの均等割減免に踏み出すべきです。伺います。

中小企業支援についてです。2024年度の経済労働費は、前年度2.6%減の249億7,948万円です。そのうち融資を除いた商業、農業、中小企業、信用保証料補助事業を含めた中小企業支援関連予算は16億357万円余で、一般会計予算額に占める割合は僅か0.18%にすぎませ

ん。昨年度と比べても、新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金の減などにより予算額が半分になるなど、農業を含む市内中小・小規模事業者の苦境を支える予算としては、あまりにも不十分と言わなければなりません。市内事業者の経営は、より一層厳しさを増しています。昨年市内中小企業の負債額1,000万円以上の倒産は73件と、前年度比の1.2倍、コロナ以前の2019年との比較でも5件増加しています。全国的にも融資の返済ができないゼロゼロ融資倒産、社会保険料が払えないなどの納税倒産、そして、物価高倒産など過去最高を更新し、さらに4月以降、倒産が増えると言われていています。市内経済の活性化には、消費税の減税とインボイス制度の廃止が効果的です。市長は昨年12月議会の代表質問で、消費税減税に対する市長の見解を求めたことに対し、国及び地方公共団体を通じて大変重要な財源であり、地域経済の発展や市民の皆様の安心な暮らしを支えるために必要不可欠なものと答弁していますが、今まさに消費税やインボイスが経済の発展と安心な暮らしの妨げになっているとは思わないのか、市長に伺います。

本市のエネルギー対策を市内経済の活性化策としても進めることについてです。脱炭素に向けて、再生可能エネルギーの創出とともに、使う量を減らす省エネも重要な対策です。住宅の断熱は効果が大きいとされています。国は断熱窓への改修への補助を行っており、事業者が申請をする仕組みとなっていますが、市内の事業者は分かりにくいなどの難点からなかなか普及せず、大手にしかできない状況になっています。省エネの推進と市内経済の活性化の観点から、断熱リフォームに市内建築事業者が参入し、規模を一気に上げられるように、窓だけでなく壁や屋根なども含め、市としての制度を整備すべきと思いますが、伺います。

奨学金返済支援制度についてです。兵庫県では、今年4月より県内事業者に就職する40歳未満の方に対し、年間12万円を限度に、最大17年で総額306万円を補助します。県が3分の2、事業者が3分の1を負担し、利用者の返済額のほぼ全額をカバーできる補助金額です。利用実績は、2023年度の実績は10月末までで255者、579人にも及び、年々増加しています。県内の担当者は、新年度からさらに利用者の増加が見込まれるといます。企業側からは、応募が増えるなど若手人材の確保に効果があった、早期退職者が減るなど若手人材の定着に効果があった、また、返済に苦しむ若者からも大変助かっていると好評です。奨学金返済の負担軽減や人材確保は、川崎市の重要な課題です。本市でも奨学金返済支援制度の導入を行うべきですが、伺います。

JFEスチール株式会社高炉休止後の雇用と下請事業者への継続した支援についてです。転勤等に応じることができず退職する人は、JFEスチール社員約200人、関連下請事業者の従業員約300人とされています。このうち、12月末現在において3回の合同企業面接会での採用件数は52人、ハローワーク相談窓口での採用件数は26名、合計78名とのことですが、今なお、400人以上の再就職先が決まっていないこととなります。要望に合った継続した再就職支援策が求められています。合同企業面接会について、昨年8月29日に開催された連携本部会議の摘録に、第1回面接会で実施したアンケートでは、求職者において、「条件に見合った企業が見つかった」との回答が約94%だったとあるように、面接会での採用件数は相談窓口の2倍と一定の効果が確認されています。今後の雇用支援について、12月議会で、企業とのマッチングの場の提供や、ハローワークの特別相談窓口など実施するとの答弁でしたが、合同企業面接会も定期的に続けるべきと思いますが、伺います。ま

た、ハローワークでの特別相談窓口については、これまでもやったように、会社構内での出張登録会や郵送やメールでの案内、ヒアリングなど繰り返しの手だてを行い、強化すべきです。伺います。関連下請事業者からは、今後の事業への説明はないが、残った事業を行いながら自力で仕事を探している、先行きが不安だとの声がいまだにあります。12月議会で、J F Eスチールに対し、連携本部に事業計画やスケジュールを報告させるよう求めたところ、休止養生作業に係る期間等の情報提供を要請するとの答弁でした。その後、情報提供を要請したのか、J F Eスチールから情報提供はあったのか、伺います。情報提供がされていない場合の対応についても伺います。

小杉のまちづくりについてです。タワーマンション林立による風害、日照権侵害等の生活環境の悪化、保育園、学校、公園の不足、駅の大混雑等、インフラが追いつかない一極集中の小杉のまちづくりは限界を迎えていると私たちは再三指摘してきましたが、昨年9月に突如として三井不動産から、容積率約900%、高さ165メートルの超高層マンション建設計画が発表されました。日照権の侵害についてです。タワーマンションの林立により、既に壁のようになっている状況の下で、さらにタワーマンションが建設されることについて、1棟の日影図だけで示すのではなく、複合日影の影響を調査、近接する第一種住居地域に対し日影規制を超えていないのか公表すべきです。伺います。神戸市では、タワーマンション林立、人口集中の影響で、都市の防災性への影響、インフラへの過大な負荷等を鑑み、神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例を改定し、住宅等の容積率の制限に踏み切ったとのこと。新たなタワーマンション建設により人口集中が加速する小杉のまちづくりについて、防災、インフラ、学校等の不足などの懸念はないのか伺います。

太陽光発電施設設置についてです。本市に課せられているのは、2050年までに温室効果ガスを実質ゼロにすることです。これを達成できない事業はあり得ません。我が党は2050年までに一定の技術革新も踏まえ、本市で消費する電力は基本的に本市の中で太陽光発電を中心として生産することは可能だと試算してきました。太陽光発電施設の設置への補助についてです。本市のこれまでの補助金は分かりにくく、様々な装置との組み合わせが必要などの難点があり、我が党は改善を求めてきました。新たに予算化されている太陽光発電設備等設置費補助は、個人住宅では、F I T非対応では1キロワットアワー当たり7万円、蓄電池は1キロワットアワー当たり10万円の補助をいろいろの条件なしに行うというもので、これは普及に貢献するものと考えます。この補助はいつから始まり、何件を対象と考えているのか伺います。特定建築事業者太陽光発電設備導入制度による設置も対象になるのか伺います。既築の集合住宅は対象になるのか伺います。

扇島の土地利用転換についてです。この方針案は、約400ヘクタールのJ F E跡地利用のために、水素供給拠点として、港湾整備、扇島へのアクセス道路整備など、2050年までに整備を進めるものです。先行して扇島の一部を水素の供給拠点とし、大水深バースを整備するなど、2028年度に利用を開始し、2050年度までに官民合わせた事業費は約2兆円、市は約2,000億円を負担するとしています。市費2,000億円を出す根拠についてです。以前の議会で、市費2,000億円を出す根拠はという質問に対して、税金等の投資効果、市民生活を支えるためという答弁でした。税金や市民生活のためということですが、今回のJ F Eの高炉休止、撤退で市民や税金に大きな影響が出ています。J F Eの撤退で雇用、税金など、どれだけの経済的な損失があったのか伺います。経済的な効果についてです。キングスカ

イフロントでは、計画地に雇用、税収、経済波及効果などの試算を出していましたが、しかし、結果は、臨海部のある川崎区の法人市民税は減少、製造業の従業員数、事業所数ともに減少するなど全く効果にはつながっていません。今回の土地利用転換の整備計画では、どれだけの雇用、税収、経済波及効果があるのか伺います。

以上で質問を終わります。(拍手)

○副議長 岩隈千尋 市長。

[市長 福田紀彦登壇]

○市長 福田紀彦 それでは、私から、ただいま共産党を代表されました宗田議員の御質問にお答えいたします。

避難所の設置基準等についての御質問でございますが、避難所の指定に当たり、市全域を鑑みて市民の身近にある市立小中学校を基本としておりますが、その設置に当たりましては、地震や台風などによる被害に応じて柔軟に開設するものと考えております。また、避難のフェーズに応じて一時避難と長期的な避難では運営も異なると同様に、被災者に寄り添う形も柔軟に対応すべきであり、長期的な避難となる場合にはスフィア基準等を参考にに取り組むことも必要と考えております。

財政運営についての御質問でございますが、減債基金への積立てにつきましては市債の償還そのものであり、残高の多寡にかかわらず当然に行うべきものでございまして、国のルールどおりに計画的に行っているところでございます。仮にルールどおり積立てを行わない場合には、将来的に償還財源を確保することが困難となり、必要な施策を進めていくための財源が不足し、結果として市民の皆様へ過度な負担を強いる懸念が生じるものでございます。次に、社会保障費につきましては、質の高い保育・幼児教育の推進や児童家庭支援体制の強化、高齢者・障害者施策などにしっかりと取り組んでおり、令和6年度予算における扶助費は約2,383億円で、前年度に比べ3.8%増加しているところでございます。また、毎年度の決算におきましても、扶助費に係る市民1人当たりの一般財源は指定都市平均を上回っており、社会保障施策に的確に対応している一方で、本市の財政運営に与える影響は大きいものと考えております。次に、臨海部における取組につきましては、川崎の優れたポテンシャルを生かし、大規模な土地利用転換への的確な対応や成長が見込まれる分野の産業振興などにより市内経済を活性化し、税源涵養を図る取組として積極的に進めているものでございまして、市民の皆様の安全・安心な暮らしを支えるためにも重要なものと考えているところでございます。

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例についての御質問でございますが、本件のようなインターネット上の投稿を契機として、実際に犯罪行為が起こされた事例があることも承知しておりますので、このような投稿は断じて許されるものではないということを今後ともあらゆる機会を通じて発信してまいります。

消費税等についての御質問でございますが、消費税につきましては、国及び地方公共団体を通じて大変重要な財源となっていることから、本市におきましても、地域経済の発展や市民の皆様の安心な暮らしを支えるために必要不可欠なものと考えております。また、インボイス制度につきましては、消費税における軽減税率の導入により複数の税率が存在する中、事業者が仕入れ税額控除を適正に行うために導入されたものと認識しております。本市におきましても、事業者のインボイス制度への理解促進や不安の解消が図られるよう

国等と連携を図りながら、セミナー等の周知や専門家による相談対応など市内中小企業等の個別の状況に応じたきめ細やかな支援に取り組んでいるところでございます。今後につきましても、原油価格や物価高騰などの影響で、依然として厳しい経営環境にある市内中小企業等の経営の安定化に向けた支援を適切に行ってまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 財政局長。

〔財政局長 白鳥滋之登壇〕

○財政局長 白鳥滋之 財政局関係の御質問にお答え申し上げます。

減債基金からの借入れについての御質問でございますが、令和6年度における減債基金からの新規借入額は、物価の高騰が続く中で、退職手当等の人件費の増や子育て施策、障害者施策に係る扶助費の増などにより、歳出の増が市税等の歳入の増を上回ったことから、前年度の当初予算と比較して37億円多い157億円となったところでございます。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 市民文化局長。

〔市民文化局長 中村 茂登壇〕

○市民文化局長 中村 茂 市民文化局関係の御質問にお答え申し上げます。

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例についての御質問でございますが、初めに、差別防止対策等審査会への諮問件数が前年度までに比べて増加している理由についてでございますが、これは本市在住の特定の市民を対象としたインターネット上の差別的な投稿が令和5年5月以降に急増したことを受けまして、その拡散を防止するため、条例の規定に該当すると判断したものについて、職権により審査会へ諮問したことによるものでございます。その判断に当たりましては、これまでの事例の蓄積を踏まえ、当該投稿の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮したところでございます。次に、市内の特定の地区に居住する本邦外出身者全体を対象とした差別的投稿についてでございますが、条例の立法事実は、かつて市内の特定の地区に居住する本邦外出身者に向けて、地域からの排斥を訴える内容のデモが繰り返され、本邦外出身者がその居住する地域において平穏に生活する権利が脅かされたことにございます。市内の特定の地区に居住する本邦外出身者全体を対象とした差別的投稿につきましては、訴訟手続や法務局の人権侵害事件手続を利用することが困難であると考えられることや、当該地区の本邦外出身者の居住の平穏を保護し、地域社会に深刻な亀裂を生じさせないよう、人権尊重のまちづくりを推進する観点から、市が職権により削除要請を行う必要性が高いものと判断し、諮問したものでございます。次に、職員の研修についてでございますが、条例に定めた取組を適正に実施していくためには担当職員の能力の向上を図ることが必要であると考えておりますことから、専門機関が実施するインターネット上の人権侵害に関する研修を引き続き受講したところでございまして、担当職員がヘイトスピーチによる被害を理解し、ヘイトスピーチ対策に関する正確な知識を得るための専門的な研修につきましても、今後実施してまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 経済労働局長。

〔経済労働局長 久万竜司登壇〕

○経済労働局長 久万竜司 経済労働局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、地下街アゼリアの点字ブロックについての御質問でございますが、視覚障害者

等への点字ブロックを含めた安全かつ快適な移動に関する配慮につきましては、施設所有者である川崎アゼリア株式会社が自社の公共性を踏まえ、経営判断するものと考えております。同社といたしましても、障害者を含む全ての方が安心して御利用いただけるように、監視カメラ映像をオペレーターが確認し、警備員が駆けつけるとともに、巡回中の警備員、スタッフによる声かけを随時行うなど、アゼリアを利用する皆様の安全配慮に努めることで対応を図っていくと伺っております。本市といたしましては、同社の公共的役割を踏まえ、市民が安心して通行できる快適な空間を確保できるよう改めて要請を行ってまいりたいと考えております。

次に、奨学金返済支援制度についての御質問でございますが、同制度につきましては、一部の自治体で導入実績がございますが、大半は導入自治体の地域特性などを踏まえ、若者の地元定着による人材確保を図る取組として行われているものと認識しているところでございます。本市といたしましても、市内中小企業の人材確保支援は大変重要と考えており、現在、若年層を対象とした合同企業説明会やインターンシップマッチング会を開催するとともに、就業支援室「キャリアサポートかわさき」において求職者や企業のニーズを踏まえた就業マッチングや定着支援セミナー等を実施するなど、若年層を含めた人材確保の取組を支援しているところでございます。今後につきましても、ハローワークと連携し、若年層と市内中小企業とのマッチング機会等を提供するとともに、若者を含めた就業希望者に市内中小企業に対する理解を深める取組を進めることで企業の人材確保につなげてまいります。

次に、JFEスチール株式会社についての御質問でございますが、同社の高炉等休止により離職される方の再就職支援といたしまして、合同企業面接会をこれまで3回実施したところでございますが、参加者は、第1回目が98名、第2回目が40名、第3回目が32名と減少しており、また、ハローワークにおけるJFE関連の有効求職者数は1月末現在で92名となっていることから、離職者の中には既に再就職された方が多くいるものと推測しているところでございます。一方で、昨年9月の高炉等休止から約1年間、取引先関連事業者等において設備等の養生作業が継続されることとなっておりますので、こうした状況も踏まえ、昨年11月に開催したJFEスチール株式会社の高炉等休止に係る関係行政機関連携本部雇用部会におきまして、特別相談窓口に加え、各行政機関が個別に実施しているマッチングイベントや相談窓口等において、引き続き支援していくことを決定したところでございます。特別相談窓口につきましては、現在も同社が取引先関連事業者等の退職状況の把握に努めておりますことから、同社を通じて相談窓口等の雇用支援についても周知し、職業紹介や職業相談など個々の求職者に寄り添った支援を実施してまいります。また、本市から同社へは、取引先関連事業者に対する養生作業に係る進捗状況等の情報提供について要請を行っておりまして、同社からは、養生作業は既に実施しており、取引先関連事業者に対して作業の実施に必要な期間等の情報提供を行っているものと伺っておりますので、引き続き必要な情報提供について要請してまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 環境局長。

〔環境局長 三田村有也登壇〕

○環境局長 三田村有也 環境局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、断熱リフォームについての御質問でございますが、国におきましては、既存住

宅に対して関係省庁が様々な省エネリフォーム助成事業を展開しており、断熱窓の改修のみならず、断熱材なども対象として建築物の省エネ化に向けた取組が進められているところでございます。本市といたしましては、こうした国の動向なども踏まえながら、建築物省エネ法に基づき、太陽光発電設備の導入促進に係る取組と併せて、断熱対策などの省エネの取組を市民や事業者の皆様に分かりやすく普及啓発を行い、行動変容を促す取組を推進してまいります。また、様々な機会を通じ、国の省エネ化に関する助成制度の情報を市内事業者へ提供、周知するなど、関係局と連携しながら市内事業者の育成支援に向けた取組を推進してまいります。

次に、太陽光発電設備等設置費補助金についての御質問でございますが、本補助金につきましては国の交付金の活用を見込んでおりますので、その交付決定を踏まえ、本年の夏頃までに事業を開始してまいりたいと考えているところでございます。次に、対象件数でございますが、F I Tを適用する太陽光発電設備は約150件、F I Tを適用しない設備は約100件、蓄電池は約200件の申請を見込んでおります。また、令和7年度から施行される特定建築事業者太陽光発電設備導入制度の対象事業者が設置した設備につきましても対象とする予定でございます。次に、集合住宅についてでございますが、太陽光発電設備を設置し、専有部で同設備による再エネ電力を活用する場合に、新築、既築にかかわらず、補助の対象とするよう検討を進めているところでございます。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 健康福祉局長。

〔健康福祉局長 石渡一城登壇〕

○健康福祉局長 石渡一城 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、二次避難所についての御質問でございますが、本市におきましては、二次避難所として災害時の協定を締結した234か所の福祉施設等において支援を実施することとしております。一方、自然災害が大規模化、激甚化する傾向にあり、発災直後は福祉施設の入所者や施設の安全確保が最優先であること、施設が被災する可能性もあり得ることなどから、二次避難所への直接避難を想定しておらず、個別の施設名は公表しておりません。また、協定施設の耐震対策につきましてはおおむね完了しているところでございますが、残る施設につきましても現在計画的に対応しているところでございます。また、福祉施設等の業務継続計画につきましては、自然災害等が発生した場合であっても、サービスが安定的、継続的に提供されることが重要であることから、今年度末までの策定が義務づけられております。福祉施設等につきましては、発災時においても利用者保護が最優先になること、施設の被災状況に応じて二次避難所の開設依頼をすること等を考慮し、各施設の実情に合わせた受入れを想定しているところでございます。

次に、家具転倒防止事業についての御質問でございますが、本事業は大地震などの災害発生時に起こり得る家具転倒の事故を防ぐため、独り暮らし高齢者、障害者、高齢者のみの世帯など、自ら家具転倒防止金具を取り付けることが困難な世帯を対象として、その取付けを実施しております。また、取付け実施件数の推移につきましては、近年の防災意識の高まりや各種の簡易な転倒防止器具の普及に伴い、既に取付けを行っている世帯が多くなってきていることなどを背景として、平成7年度の事業開始以降、令和4年度までに2,721件の取付けを実施しておりますが、直近5年間の平均取付け実施件数は年間13件となっているところでございます。今後につきましても、必要な方に制度を活用していただ

るよう、高齢者や障害者向け冊子や市ホームページによる制度の周知に努めてまいります。

次に、身体障害者補助犬健康管理費助成事業費についての御質問でございますが、本市におきましては、使用者が補助犬の衛生確保を行うことを基本としていることから健康管理費の一部助成とし、所得制限を設けることが適切であると考えているところでございます。

次に、特別養護老人ホームについての御質問でございますが、次期計画につきましては、令和6年度に既存施設の短期入所生活介護から本入所への転換分として80床、令和7年度に長沢荘寿の里の建て替えとその増床分を含めた146床のほか、既存施設の改修等による増床分として70床、合計296床の整備を計画しております。

次に、介護サービスに関する研修についての御質問でございますが、令和6年度介護報酬改定案において、通所介護事業所等における入浴介助加算の算定要件として、必要な技術のさらなる向上を図る観点から、入浴介助に関する研修等を行うことを新たな要件とすることが示されたところでございます。研修等の内容については、今後、通知等で示されることから国の動向を注視してまいります。

次に、介護保険料についての御質問でございますが、第9期介護保険事業計画期間の保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者間での所得再分配機能を強化するという考えの下、非課税世帯に該当する低所得者の保険料の負担割合を引き下げ、相対的に所得の高い方の保険料段階の細分化及び負担割合の引上げ等により、可能な限り基準額の上昇を抑制しているところでございます。なお、一般会計からの繰入れにつきましては、会計検査院において、制度上想定されない繰入れを行うことは費用負担の公平性を損なうおそれがあるとの指摘がなされており、適当でないと考えております。

次に、国民健康保険料についての御質問でございますが、国民健康保険では、法令の定めにより、都道府県から示される国民健康保険事業費納付金に特定健診をはじめとした保健事業費等を加えた金額から、国や都道府県からの負担金や交付金等を差し引いた金額を市町村の保険料賦課総額としております。県から示された令和6年度の納付金は、今年度と比較して総額は減少しておりますが、1人当たり医療費の増加や被保険者数の減少に伴い、1人当たりの納付金額は増加しております。これらの状況を勘案し、次年度におきましても適切に対応してまいりたいと存じます。次に、子どもの均等割額につきましては、減額または免除等の実施に当たり、一般会計からの法定外繰入れ等が必要となりますが、国からは法定外繰入れの早期解消を求められており、法令に従い計画的に縮減する必要がありますので、困難であると認識しております。なお、こうした負担軽減は制度主体である国の責務で実施すべきものと認識しておりますので、引き続き、他都市と連携しながら国に要望してまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 こども未来局長。

〔こども未来局長 阿部浩二登壇〕

○こども未来局長 阿部浩二 こども未来局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、小児医療費助成制度についての御質問でございますが、対象年齢につきましては、昨年9月の制度拡充により、通院医療費助成の対象を小学校6年生から中学校3年生に拡大いたしましたので、引き続き、拡充後の助成状況の分析を行いながら着実に取組を推進してまいりたいと存じます。また、一部負担金につきましては、持続可能な制度の在

り方を考える上では、制度を利用する方には一定の御負担をいただき、財源の確保と併せて、本制度の利益を受けない方との負担の公平性や適正な受診を担保するという視点も必要であり、それにより制度の安定的かつ継続的な運用が図られるとの認識から、維持すべきものと考えているところでございます。

次に、こども誰でも通園制度についての御質問でございますが、令和5年度補正予算に計上している本格実施に向けた試行的事業におきましては、国の要綱等に基づき実施するものでございまして、子ども1人につき1時間当たり850円の補助金と300円程度の利用者負担により必要な経費に充てることとされております。また、利用時間数の上限につきましては、今回の試行的事業においては、月10時間という国の設定の範囲の中で実施することとしております。さらに、今回の試行的事業におきましては、支援が必要な子どもに早期に気づき、適切な支援に結びつけていくことが狙いの一つとされております。事業実施に当たっては、安全に保育を行うことができる体制の確保や要支援家庭へのアプローチを含め、利用状況、効果や課題、保護者や保育者の声などについて情報収集を行い、その状況等について国に報告してまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 まちづくり局長。

[まちづくり局長 藤原 徹登壇]

○まちづくり局長 藤原 徹 まちづくり局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、住宅の耐震対策についての御質問でございますが、木造住宅の耐震診断士派遣制度につきましては、昭和56年5月以前に、いわゆる旧耐震基準で建てられた木造住宅を対象として耐震診断を行う建築士を市が無料で派遣しているものでございます。また、木造住宅の耐震改修等助成制度につきましては、旧耐震基準の木造住宅のうち、建築基準法等に明らかに違反していないものや是正工事を行うものも対象としております。耐震シェルター等設置助成制度につきましては、旧耐震基準の木造住宅のうち、耐震診断を実施した結果、耐震性が不足していることが確認されたものであれば対象としております。耐震対策につきましては、過去の震災において、旧耐震基準の木造住宅の倒壊率が顕著に高かったことから、まずは旧耐震基準の木造住宅について対策を進めてまいりたいと考えております。今後、支援制度につきましては、令和7年度に予定している川崎市耐震改修促進計画の改定において、国の動向等を注視しながら、様々な視点から見直しについて検討してまいります。

次に、点字ブロックについての御質問でございますが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律においては、川崎アゼリアなどの不特定多数の方が利用し、移動等円滑化が特に必要な施設については、点字ブロックを階段上部やエレベーターの操作盤前に設置するなど円滑化基準に適合することが求められます。しかしながら、本施設については、同法等の施行以前に整備されたものであるため、設置義務が生じておりません。

次に、小杉駅周辺地区のまちづくりについての御質問でございますが、仮称小杉町一丁目計画につきましては、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき手続が進められているところでございまして、本年1月に同条例に基づく方法審査書を公告し、今後、準備書において周辺の高層建築物との複合日影も含めた環境影響評価について事業者が示すこととなっております。また、小杉駅周辺地区につきましては、これまで民間開発の機会を捉え、地区計画等を活用し、災害時の一時的な避難場所としても活用できる公園、広場や歩道状

空地等の整備を計画的に誘導し、都市基盤の充実や防災機能の向上を図ってきたところでございます。本計画につきましても、小杉駅北口駅前まちづくり方針に基づき計画的な土地利用を誘導しているところでございまして、インフラ等への影響については、今後、環境影響評価等の手続において事業者が行う予測評価結果について確認してまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 臨海部国際戦略本部長。

〔臨海部国際戦略本部長 玉井一彦登壇〕

○臨海部国際戦略本部長 玉井一彦 臨海部国際戦略本部関係の御質問にお答え申し上げます。

扇島地区の土地利用転換についての御質問でございますが、JFEスチール株式会社の高炉等の休止につきましては、同社の社員約1,200名、取引先関連事業者の労働者約2,000名に影響があると同社から伺っております。税金につきましては、個別の法人に関する税情報であることからお答えすることはできないものでございます。土地利用転換による効果につきましては、令和5年8月に策定いたしました土地利用方針において、2050年時点の土地利用概成時のモデルケースを設定し、それに基づく税金等のシミュレーションを行い、概算税金額を最大で年140億円と試算しているところでございます。そのほかの効果につきましては、土地利用の一定の進捗に応じて確認してまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 危機管理監。

〔危機管理監 飯塚 豊登壇〕

○危機管理監 飯塚 豊 危機管理本部関係の御質問にお答え申し上げます。

避難所における要配慮者スペースについての御質問でございますが、川崎市避難所運営マニュアルにおきまして、避難所を開設する場合は、レイアウトを考える際に高齢者や障害者などの身体状況等に配慮し、教室等も含め、専用スペースなどの場所を確保することとしております。また、避難所で安定した避難生活を送ることが困難で、別の空間を確保した上で、何らかの支援が必要となる方に対しては二次避難所への移動により対応することとしておりますので、災害福祉調整本部との連携が重要になるものと考えております。

次に、避難所運営マニュアル等についての御質問でございますが、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他災害時に配慮を要する要配慮者への支援につきましては、要配慮者の情報把握や要配慮者が使用する場所などの運用などの項目がマニュアルに記載されております。一部の区におきましては、総合防災訓練への参加を関係団体等に呼びかけ、聴覚障害者や視覚障害者等が参加した実績もございますので、こうした相互理解を育む機会を広げながら、地域の実情に合わせた避難所ごとのマニュアルに反映させていくものと考えております。また、訓練に限らず、避難所運営に当たる人材の確保につきましては、区役所の危機管理部門だけではなく、それぞれの専門性の立場で地域の皆様と接することが重要であり、被災者支援班や避難所運営要員の参加も含め、地域全体で対応していくものと考えております。

次に、防災ラジオについての御質問でございますが、初めに、地域コミュニティ放送を活用する防災ラジオは、電源がオフの場合でも自動に起動し、緊急放送の受信を可能とするもので、起動信号の送信と情報の割り込み機能が必要となることから、次年度におきま

しては、かわさきエフエム等に当該装置の整備を行う予定でございます。また、教育施設や社会福祉施設、住民組織を対象に設置する戸別受信機につきましては、保守部品の製造終了に伴い、順次防災ラジオへの切替えを進めてまいりたいと考えております。次に、防災ラジオは、主にインターネット等からの情報取得に不慣れな人を想定し、シンプルで分かりやすい手段として導入するものでございまして、無償貸与や有償販売など、普及に係る具体の制度につきましては、導入目的や他都市の取組等を踏まえながら、令和7年度以降の開始に向けて検討を行ってまいります。

次に、女性職員の配置についての御質問でございますが、過去の経験から災害時のジェンダー課題が明らかになっており、様々なニーズ等に対応するため、防災対策に女性の視点や声を反映させる必要があると認識しており、今後も区危機管理担当を含め、危機管理部門への女性職員の配置を関係局区に要望し、必要な職員確保に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 教育次長。

〔教育次長 池之上健一登壇〕

○教育次長 池之上健一 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、学校給食費の無償化についての御質問でございますが、学校給食費につきましては、本市では、学校給食法等に基づき、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費や人件費、光熱水費等は公費で負担し、食材料費のみを学校給食費として保護者の負担としているところでございます。学校給食費の無償化につきましては、自治体間で格差が生じないよう国の責任において検討すべきものであると考えており、昨年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2023では、学校給食無償化の課題整理等を行うとしておりますので、引き続き、国や他都市の動向を注視してまいりたいと存じます。

次に、不登校対策についての御質問でございますが、別室指導につきましては、指導を行う人員体制に課題があると認識しており、その充実に向けましては、担当する人材を安定的に配置することが重要であると考えているところでございます。配置する人材につきましては、民間事業者や非常勤講師等を想定しており、不登校児童生徒への支援スキルを有する人材が教職員と連携して対応することにより、不登校児童生徒一人一人に応じた支援を実施できるものと考えておりますので、次年度のモデル実施において人材配置の効果等について検証してまいります。

次に、教職員の確保についての御質問でございますが、教職員の次年度の配置につきましては、小学校における学級編制の標準の引下げによる35人学級化や教科担任制の導入による定数の増加、児童生徒数の動向などにより、現時点では定数の正確な算定等が難しい状況にございますが、学校現場における人材の確保は大変重要であり、本年4月に向けてその準備を進めているところでございます。次に、教員の採用につきましては、継続的に安定した教育活動を展開していくため、本市全体の教員の年齢構成のバランスを考慮し、計画的に配置を行っていく必要がありますが、学級数の変動や退職者数、60歳を超える教員の動向など様々な不確定要素がございますので、長期的な視点に立って採用試験の募集人数を定めるとともに、臨時的任用の制度を活用しながら、優秀な新規採用教員の確保と経験豊かな教員の活用等を図ることにより、人材の確保に取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 宗田議員。

〔宗田裕之登壇〕

○45番 宗田裕之 再質問の前に意見を述べます。

防災対策についてです。能登半島地震は、命を守るという自治体としての役割はいまだに果たしていない数々の課題を明らかにしています。住宅の耐震補強も、一次避難所の整備も拡充を求めましたが、従来どおりの答弁であり、市民の声をよく聴いて拡充することを強く求めます。避難所のスフィア基準の導入については、市長から参考に取り組むという答弁でした。ぜひ急いで検討されることを要望しておきます。

特養ホームの増設についてです。2021年から9年間、特養ホームの新規計画がないことを指摘し、つくりたくない方針なのか質問しましたが、答弁はありませんでした。第3期川崎市総合計画では、老年人口は当面増加を続け、2025年までの間に65歳以上の人口割合が21%を超え、超高齢社会が到来すると想定されるとしています。また、1月1日現在、待機者は2,161人です。必要とする方が入所できるよう新規計画をつくり、公的責任を果たすよう要望いたします。

JFEスチール株式会社高炉休止後の雇用と下請事業者への継続した支援についてです。答弁から、支援の状況について一定の確認ができましたが、高炉休止をして半年たつため、再度アンケート調査などを実施し、常に新しい状況を把握し、実態に即した支援策を継続するよう要望いたします。引き続き注視をしてまいります。

再度質問を行います。

新年度予算の特徴について市長に伺います。社会保障費について、扶助費は他政令市平均を上回っている、前年度に比べて増加しているという答弁でしたが、市負担分の割合である経常収支比率は増加していませんし、社会保障費である民生費では平均以下です。財政力がトップで、1人当たりの個人市民税が他都市よりも3万円も多いのに扶助費は平均並み、民生費は2万円も少ないのでは、市民はとても納得できません。まして、財政が厳しいという理由にすべきではありません。収支不足についてですが、2021年度、2022年度はプラスなのに、どうしてマイナス157億円もの赤字なのかという質問に対して、前年度——2023年度予算と比較した結果という答弁でした。2023年度の予算は2022年度予算をベースにしてつくっていますが、その予算と決算を比べると、市税収入は111億円の増、歳出は279億円の減となっており、予算の収支不足は約300億円近くも過大に算出していました。そのように、2022年度予算をベースにしてつくられた2023年度、2024年度予算は全く実態とかけ離れているという認識はないのか、市長に伺います。

学校給食費の無償化について市長に伺います。国や他都市の動向を注視するとのことでしたが、昨年、無償化を実現した杉並区の区長は、本来、国において全国一律に実施すべきとしつつも、子どもたちを支援していくという社会全体の合意をむしろ国にきちんと伝えていくためにも、基礎自治体が一步を踏み出すことは非常に重要であると発言しています。福田市長には、川崎市で積極的に取り組むことで国を後押ししようという考えはないのか伺います。

扇島の土地利用転換について市長に伺います。JFEの撤退で、雇用、税収など、どれだけの経済的な損失があったのかという質問に対して、従業員1,200名、関連企業の労働者2,000名に影響があった、税収については答えられないという答弁でした。3,000名以上の

労働者の雇用に影響があり、市にとっても、その方たちの個人市民税、JFE撤退による法人市民税や固定資産税など、大きな経済的損失が出ることは間違いありません。そういう企業に対して、跡地、港湾などの整備に2,000億円の市費を投入する。一方、中小企業に対しては融資などを除いた予算額は僅か16億円、中小企業が撤退しても跡地の整備は自己負担です。一企業などに対してこれだけの支援をすることについて、税金の使い方として公平性に欠けるという認識はないのか、市長に伺います。

市立学校教諭の未配置についてです。学校現場における人材の確保は大変重要としながら、従来どおり臨時的任用の制度を活用していくという答弁でした。しかし、毎年同じことをやって100人以上の未配置を生み出しているわけです。未配置を生み出すような同じやり方を繰り返すつもりですか、教育長に伺います。

こども誰でも通園制度についてです。答弁にあった支援が必要な子どもの早期発見も、安全な保育体制の確保も、国が定めた僅かな補助金と預かり時間では実現することなどできません。そのままの枠組みで試行実施することは、保育現場への負担、子どもたちへの危険が増すだけです。保護者の就労要件を問わない一時保育のような形で利用時間を増やし、市独自で補助金を上乗せする考えはないのか伺います。

川崎駅東口広場地下街アゼリアの公共地下歩道の点字ブロック設置についてです。法律の施行前に整備されたので設置義務は生じていない、アゼリアの経営判断で設置するものと、自治体としての責任をなげうった答弁でした。本市は、出資法人の使命である自主的、自立的な経営、行政機能の補完、代替、支援を踏まえ、市の施策の推進などに向け指導や調整ができるとしています。今年4月からは、障害者差別解消法の改正により民間事業者も合理的配慮が義務化されます。視覚障害団体から、アゼリアに連続した点字ブロックの設置が必要だとの意思が長年伝えられています。出資法人であるアゼリアに対して連続した点字ブロックを設置するよう強く指導を行うべきです。伺います。

小杉のまちづくりについてです。複合日影も事業者が示すという答弁がありました。複合日影の開示は過去に2度だけ行われています。その事業は小杉3丁目東再開発と日医大跡地再開発、いずれも小杉のまちづくりにおいてです。本来、義務ではない複合日影を明らかにすることになったのは、住民からの要望を受け、環境影響評価の条例審査書で、複合日影により日照時間が著しく短くなるエリアが生じる可能性があることから、周辺の高層建築物との複合的な影響について明らかにすることと示されたからです。複合日影を開示した環境影響評価書の中には日照時間が著しく短くなるエリアはあったのか伺います。審査書の指摘の意義についても見解を伺います。再質問は以上です。

○副議長 岩隈千尋 市長。

○市長 福田紀彦 財政運営についての御質問でございますが、予算編成におきましては、収支フレームを基本としながら、様々な社会経済状況の変化にも的確に対応するための予算を編成しており、その時点で見込まれる歳出が歳入を上回る場合には減債基金からの借入れにより対応しつつ、執行段階におきましても、事業手法の効率化や歳入確保などに継続的に取り組み、借入額の縮減を図ってまいりました。令和6年度予算につきましても、物価高騰や国の施策への着実な対応など財政需要の拡大が見込まれる中で、税収増につながる賃金の上昇が物価の上昇に追いついていないことから歳出の増加が歳入の増加を上回り、収支不足が拡大したところでございますが、引き続き、借入額の縮減にしっかりと取

り組み、必要な施策、事業の着実な推進と持続可能な行財政基盤の構築の両立を進めてまいります。

学校給食費についての御質問でございますが、本市におきましては、近年の給食食材の価格上昇に対し国の地方創生臨時交付金を活用するなど、保護者負担の軽減に努めてきたところでございます。学校給食に係る食材料費につきましては、学校給食法等に基づき保護者の負担とすることを基本的な考え方としておりますことから、今後も学校給食における質を維持するため、適正な保護者負担について理解を求めてまいりたいと考えております。

扇島地区の土地利用転換についての御質問でございますが、土地利用転換に当たりましては、公共性、公益性の高い未来志向の土地利用を目指しており、国の重要政策と連動しながら、カーボンニュートラルの実現と同時に、次代の柱となる新たな産業の創出を図ることとしております。こうした取組を加速し、税収の確保や雇用を生み出すことにより地域の持続的発展につなげ、市民生活を支えるとともに、我が国の課題解決に資する効果的な土地利用転換を早期に実現してまいります。以上です。

○副議長 岩隈千尋 教育長。

○教育長 小田嶋 満 教員の確保についての御質問でございますが、学校現場における人材の確保に当たりましては、会場や時間帯を工夫した臨時的任用教員等の登録会を実施しているほか、令和4年度から、いわゆるペーパーティーチャー向けの相談会や、一時的な定数増加に対応するため、一般任期付教員の採用を行っております。また、今年度から、大学3年次在籍者推薦を小学校区分で実施していることに加え、産休・育休取得予定者に対する代替教員の前倒し任用にも取り組んでいるところでございます。今後もこうした取組に加え、大学や地方都市における説明会をはじめ、市内各校種の学校見学会の開催やSNS等を活用した広報活動の充実に取り組むとともに、市外における試験会場を拡充するなど様々な取組を行いながら、安定的な学校運営が図られるよう必要な教員配置に努めてまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 経済労働局長。

○経済労働局長 久万竜司 地下街アゼリアの点字ブロックの設置についての御質問でございますが、本市といたしましては、バリアフリー法の趣旨である高齢者、障害者等の移動上の利便性及び安全性の向上の促進を図ることは重要であると考えておりますので、同社の公共的役割も踏まえ、市民が安心して通行できる快適な空間を確保できるよう改めて要請を行ってまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 こども未来局長。

○こども未来局長 阿部浩二 こども誰でも通園制度についての御質問でございますが、本格実施に向けた試行的事業におきましては国の要綱等に基づき実施するものでございますので、市独自で補助の上乗せ等を行うことは考えておりません。事業実施に当たっては、安全確保を最優先としながら、利用時間や補助単価等も含め、保護者や保育者の声などについて情報収集を行い、その状況等について国に報告してまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 まちづくり局長。

○まちづくり局長 藤原 徹 小杉駅周辺地区のまちづくりについての御質問でございますが、複合日影については、建築基準法等の関係法令を含め評価する指標はございません。

が、小杉駅周辺地区においては、環境影響評価の審査結果を踏まえ、同評価を実施している事業の日影の複合的な影響を示す資料を作成するとともに、影響が比較的大きいと考えられる地域の住民に対し丁寧に説明するよう事業者に対し指導してきたところでございます。このたびの計画においても、審査書において日照時間に影響が大きいと考えられる地域が生じる可能性があり、その複合的な影響について明らかにするよう示されたところでございますので、これまでと同様に丁寧に対応するよう事業者に対して指導してまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 宗田議員。

○45番 宗田裕之 再々質問を行います。

こども誰でも通園制度について市長に伺います。こども未来局長の答弁は、市独自で補助の上乗せはしないが、安全確保を最優先とするというものでした。保育士の確保などできない、僅かな補助金のままでどうやって安全確保を最優先に行うのか理解できません。市長は施政方針の中で、安心して子育てできる環境をつくる取組として、こども誰でも通園制度の本格実施に向けた取組を加速していくとの説明がありました。この制度が安心して子育てできる環境をつくる目的なのであれば、市独自の予算を使って保育士の体制を確保すべきです。伺います。

扇島の土地利用転換についてです。市費2,000億円を出す根拠について市長に伺います。市費2,000億円の内訳として、扇島へのアクセス道路と大水深バースを挙げています。市の予想図では扇島と扇町を結ぶアクセス道路が描かれており、それを含む道路関連の事業費は3,600億円、市負担分は1,250億円としています。これまで扇島では年間約300万トンの鉄鋼製品を生産し、従業員1,200人、関連会社の方も入れると3,000人以上の労働者が働き、その材料、製品を運搬し、労働者が移動するのに今現在の道路で間に合っていました。今後、跡地利用で入ってくるのは水素拠点ぐらいで、ほかはほとんど決まっていません。水素拠点をつくるからといって、これ以上のアクセス道路が必要だという根拠はどこにあるのか、市長に伺います。水素拠点の大水深バースについて、概算事業費としては150億円、市負担分は80億円としています。既にJFEが使っている大水深バースがあるのに、なぜ改修が必要なのか、市長に伺います。今のところバースを使うのは水素関連企業です。本来、このバースを使う企業が出すべき整備費用をなぜ市が出すのか、市長に伺います。以上です。

○副議長 岩隈千尋 市長。

○市長 福田紀彦 こども誰でも通園制度についての御質問でございますが、本事業は国の要綱等に基づき実施するものであり、国が示す補助額等の条件の中で適切に実施できる事業者を選定してまいります。また、今回の試行実施を通じて保育現場のニーズや課題等を整理、検証し、必要な事項について制度設計に反映させるよう国に働きかけてまいります。

扇島地区の土地利用転換についての御質問でございますが、道路等のアクセス強化につきましては、土地利用方針において、先導エリア等の短期的な道路整備に加え、中長期的な取組として2050年頃を想定する先導エリア以外の土地利用転換の概成に合わせ、将来の交通需要に対応するため、扇島地区と内陸部とのアクセス強化の検討を行うこととしており、両取組を切れ目なく進めてまいります。また、大水深バースの改修につきましては、

我が国のカーボンニュートラル化を先導するため、水素等の供給拠点や港湾物流拠点等の形成に資する活用形態への転換に必要となるものと考えております。本市といたしましては、こうした整備を進めることにより、公共性、公益性の高い土地利用転換を早期に実現し、川崎臨海部の持続的発展につなげ、市民の生活を支えるとともに、我が国の課題解決に貢献してまいりたいと存じます。以上です。

○副議長 岩隈千尋 宗田議員。

○45番 宗田裕之 最後に、意見を述べます。

市税収入は過去最大、財政力はトップなのに社会保障費は平均以下、子どもの医療費などは県内最低、特養ホームは一切新設せず、防災についても耐震補強には応えない冷たい予算となっています。一方で、臨海部の一企業の撤退による跡地利用、不要不急の大規模事業には2,000億円も支出するなど、市民にとっては極めて不公平な予算となっています。しかし、我が党が提案しているように、政令市トップの財政力を使い、他都市の1.6倍もある減債基金への積立金を減らして市民のために使えば、日本トップクラスの福祉施策が実現できます。また、臨海部のJFE跡地は、水素戦略ではなく、太陽光発電を中心にして再エネ、省エネの企業を誘致し、再エネ、省エネの生産供給拠点にすれば、日本の大都市として初めて再生可能エネルギーでの自給自足を実現するモデル都市となり得ます。

このように川崎市は大きな可能性を持っていることを指摘して、あとは委員会に譲り、質問を終わります。

○副議長 岩隈千尋 お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 岩隈千尋 御異議ないものと認めます。およそ30分休憩いたします。

午後2時44分休憩

午後3時14分再開

〔局長「ただいまの出席議員議長とも56人」と報告〕

○議長 青木功雄 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、代表質問を行います。維新の会代表から発言を願います。33番、仁平克枝議員。

〔仁平克枝登壇、拍手〕

○33番 仁平克枝 私は、日本維新の会川崎市議会議員団を代表し、令和6年第1回定例会に提出されました諸議案並びに市政一般について質問いたします。

まず初めに、1月1日に発生した能登半島地震で被災された方々にお見舞いを申し上げるとともに、亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたします。震災を受け、消防局は翌日には消防航空隊を派遣、その後、各局も次々と職員や物資を送り、被災地では今も本市職員が支援活動に携わっています。心より感謝申し上げます。

災害は忘れた頃にやってくる。これは戦前の物理学者、寺田寅彦の言葉だと言われています。彼は、災害を防ぐには、人々がそれを記録し、忘れないようにするほかないと説きました。1995年の阪神・淡路大震災、2011年の東日本大震災。私たちは過去のつらい経験の蓄積により、ある程度防災についてすべきことは分かっています。しかし、存外、この

当たり前のことをするのが難しいのです。同じく戦前の明治を代表する思想家の中江兆民に三酔人経綸問答という著作があります。これは南海先生と呼ばれる著名な知識人のところに紳士君と豪傑君とあだ名される2人の人物が訪れ、酒の席で日本の行く末について議論を交わすという話です。その中で、紳士君は非武装中立による世界平和を主張し、豪傑君は武力による大陸進出と権益確保を主張します。この2人の議論は平行線のまま、最後に意見を求められた南海先生は、立憲制確立、殖産興業、平和外交、専守防衛の国民軍設立を主張します。当代きっての知識人として知られる南海先生の平凡なごく当たり前の議論に2人はあっけにとられたという落ちで話は終わるのですが、後世を生きる私たちからすると、これこそが戦前の日本が進むべき道だったのかもしれない。諸説ありますが、この南海先生こそ、中江兆民自身だったと言われていています。当たり前のことをするのがいかに難しいか、日本維新の会は改革政党としてスタートしました。しかし、その改革は当たり前、しかし、今まで誰もがしなかったことをするという事に尽きます。我々日本維新の会川崎市議会議員団は、市民にとって本当に必要な、そして当たり前のことをしていくという姿勢で取り組むことを誓い、以下、質問してまいります。

まず初めに、施政方針について伺います。今年の7月に市制100周年を迎える川崎市にとって、令和6年度予算は次の100年先を見据えた未来型投資予算であると感じます。一方で、ふるさと納税の流出額が拡大し続けていることや、未来への投資であると同時に未来からの借金とも言える減債基金借入金累計804億円に達していることは大きな懸念と言えます。川崎市は立地優位性だけではなく、高度成長期まで続いた工業誘致政策、民間により進められた臨海工業用地の造成、戦後の中小企業対策等によって発展を遂げてきました。これからの新しい川崎のブランド向上政策につなげるために、100年先を見据え、独特の地位を占める川崎のオリジナリティを発信し、人、物、金を生み出していくことが重要です。川崎市で子どもを産み、育て、川崎市で働きたいと思ってもらえるようなまちへ変化を続けていくための今後の見解を市長に伺います。

次に、大規模災害対応について伺います。まず、災害ボランティアの受入れ体制について伺います。災害時に被災地の力になりたいというボランティアの皆様のご気持ちは大変ありがたいと、とりわけ専門スキルを持ったボランティアの力は大きいです。人命救助という観点からもいち早く現地入りしてほしいところですが、一方で、今回の能登半島地震でも明らかになったように、発災直後の被災地は混乱状態にあり、受入れ体制が整わないうちに大勢のボランティアが集まってしまうことは課題の一つと言えます。そこで、本市における災害ボランティアの受入れ体制について現状と課題を伺います。災害ボランティアについては、過去、議会や委員会で何度か取り上げられましたが、きっかけは令和元年東日本台風で、そこで本市として初めて災害ボランティアを受け入れたと仄聞しております。その際に浮き彫りになった課題について、その後、どのように取組に反映されたのか伺います。

続いて、災害時の給水体制について伺います。本市には断層はないものの、本市が発表している川崎市ゆれやすさマップによると、地盤の差により、他の区に比べて幸区、川崎区が揺れやすいとされています。両区の送水管、配水本管に対する見解と対応を伺います。また、災害時は給水タンク車による給水活動も行われるかと思えます。1995年、阪神・淡路大震災においても、神戸市は給水タンク車による運搬給水を行いました。しかし、道路

が寸断され、市街地中心部に水を運搬できない、仮に給水タンク車が入れたとしても需要に供給が追いつかない、また、住民としても自宅まで運搬しなくてはならないので負担が大きいなどの問題が浮き彫りになりました。給水タンク車による運搬給水について見解と対応を伺います。

続いて、個別避難計画の作成について伺います。災害時における要配慮者の個々の状況に応じた対応として、個別避難計画の作成が挙げられています。現在、支援が必要な避難行動要支援者の個別避難計画の作成を進めている一方、高齢者に対する災害時個別避難計画導入支援マニュアルも令和5年12月に公表されました。今回の予算案では高齢者、障害者等の個別避難計画の作成を拡充することですが、令和3年度に内閣府のモデル事業にて採択、実施された個別避難計画作成モデル事業報告書を確認したところ、対象者の安否確認や避難支援について、自治会や自主防災組織など地域関係者の理解を得ることが課題とされています。この課題に対して、本市としてどのように改善し、当計画を実施、拡充していくのか伺います。また、障害者の方の中から、個別避難計画作成の実施について、プライバシーの観点から積極的に公開したくないという声も上がっています。これらの声に対して、本市としてどのように対応し、情報把握並びにデータベース化を進めていくのか伺います。

また、妊産婦に対しては昨年9月に母子手帳に新たに災害時の備え、対策のページが加わりました。妊娠中や乳幼児がいる家庭に対しても防災意識の向上が肝要と考えますが、見解と対応を伺います。

次に、中央卸売市場北部市場の機能更新に係る災害時の対応について伺います。開場から41年が経過し、施設老朽化や社会経済環境の変化に対応した機能強化のため、令和11年から令和19年にわたり、ローリング工事形式で機能更新を図っていく予定となります。来年度はPFI事業者の公募、選定を予定しており、いよいよ機能更新に向けて動き出すところです。北部市場は災害時において市内で唯一の広域物資輸送拠点となり、国等から供給される物資を受け入れ、地域内輸送拠点や避難所に向けて物資を送り出す拠点となります。その上で、ローリング工事を行う期間に発災した場合の対応をあらかじめ検討する必要がありますと考えますが、見解と対応を伺います。また、現在、北部市場には1,918台の駐車場が整備されていますが、機能更新後は駐車可能台数が1,600台となり、17%減が予定されています。神奈川県の大規模物資拠点となる北部市場の役割としてこの駐車場の減は適切であるのか、見解を伺います。

次に、救急搬送について伺います。1月9日に消防局より発表された令和5年の火災・救急件数等の概況についてによると、119番通報の受信件数が11万492件、救急出場件数が8万7,592件、救急搬送人員7万1,108人と、いずれも過去最多となっています。こうした救急需要の増大を受け、先日、施政方針において、市長は救急隊の増隊に言及されました。一方で、この救急搬送人員の原因別内訳を見てみると、搬送人員の半数以上、53%は入院の必要のない軽症者とされています。不要不急の救急要請に対する対策も必要と考えますが、見解と対応を伺います。

ところで、神奈川県は、けがや急病で救急車を呼ぶか迷った場合に、24時間365日、電話相談に応じる救急安心センター事業#7119を県内全域で展開すると言っています。しかし、この番号はあまりにも使えない、使いにくいという声を仄聞します。#7119で主に電話対

応するのは、あくまでもトレーニングを受けた相談員です。一般の市民感覚としては、救急時に連絡をしたいのは救急のプロであり、また、緊急時は119番にかけてしまったほうが早いというのがその理由です。仮に#7119が119番通報の対応軽減につながったとしても、そもそもこの番号の存在を知ってもらわないと、せっかくの制度が無駄になってしまいます。そこで、この#7119をどのように周知していくのか伺います。

次に、JFEスチール株式会社東日本製鉄所京浜地区の高炉等休止に伴う土地利用方針及び水素戦略について伺います。大規模土地利用転換において、撤去作業約2,200億円と試算されている既存構造物が大きなハードルになることは間違いありません。既存構造物の解体撤去費用については、原則としてJFEと開発事業者の負担となることについては報告を受けておりますが、大半のエリアの開発事業者が未定であることについては一定不安も残るところです。そこで、2028年から供用開始を予定している先導エリアの中のカーボンニュートラルエネルギーの機能としての水素戦略について伺います。大規模な液化水素サプライチェーンの構築に向けた商用化実証において、川崎臨海部が実施地に選定されているなど、水素を軸としたカーボンニュートラルの拠点形成が始まりつつある中で、令和4年3月に川崎カーボンニュートラルコンビナート構想を定め、立地企業等と連携して取り組んできた成果であると認識しております。こうした水素等の取組により、本市の経済の中心である臨海部を活性化していくことは大変重要であり、未来への投資や税源涵養とも言え、市として積極的に関与すべき分野ではないでしょうか。こうした視点を踏まえ、改めて水素を軸としたカーボンニュートラルなエネルギーの拠点形成に取り組む意義と重要性、今後の方向性について市長に伺います。

また、来年度はどのような取組を行う予定なのか伺います。先導エリアには、ほかに高度物流の機能が確認できます。2024年問題、脱炭素化など、本市の物流プロセスにおいても課題が山積みの中、先導エリアにおける高度物流の機能が単なる物流になることは避けなければなりません。そこで、先導エリアにおける開発事業者の選定基準や手順はどのように想定されているのか、また、どのように本市が関与していくのか、見解と対応を伺います。また、先導エリア以外の開発においては、高炉等の既存構造物の撤去は莫大な解体撤去費用がかかることから開発事業者が参入しにくいという課題が考えられます。参入する開発事業者が現れず、開発が進まない場合、本市が撤去に対して関与する可能性はあるのか、見解を伺います。

次に、川崎市立高校の受検料、授業料の無償化について伺います。令和6年度神奈川県公立高等学校入学者選抜から、川崎市立高等学校を含む神奈川県内公立高等学校の共通選抜の出願について、新たにオンライン出願システムが導入されました。システムの構築、運用保守費用については県立高校を所管する神奈川県、市立高校を所管する川崎市、横浜市、横須賀市それぞれの県、市の学校数で案分し、本市の費用負担額は約250万円、また、運用保守として概算で毎年80万円程度がかかる見込みと聞いております。市立高校全日制受検料の2,200円、定時制高校受検料の950円について、共通選抜についてはオンライン決済で処理されます。しかし、受検料を無償化、つまりゼロ円としてしまえば、システム上のクレジットカード等による決済は不要となり、出願の手続の簡略化、教職員の管理業務の縮小、家庭の経済負担の軽減が見込め、教育の経済格差の是正、教育を受けるための機会均等により資するものと思われまます。毎年、約1,500名の市内中学生が川崎市立高校を受

検していますが、仮にこの受検料を無償とする場合、市の負担は大きく見積っても約330万円となります。川崎市の予算上、公費での負担が特段困難な金額とは思えません。そこで、市内在住の中学生が川崎市立高校を受検する際の受検料無償について見解を伺います。

次に、川崎市立高校の授業料無償化の可能性について伺います。国の制度である高等学校等就学支援金制度については、令和4年度の実績として、川崎市立高等学校に通う生徒約4,100名の約74%、約3,000名の生徒がこの制度を利用し、実質授業料が無償化となっています。一方、この制度は所得による制限があり、対象外となる生徒は約26%、約1,100名程度と類推されます。この生徒たちの授業料を本市が負担すると仮定した場合、予算規模としては最大で1億3,000万円程度が見込まれます。厳しい財政状況下、決して少ない額ではありませんが、事業の選択と集中を進めることで創出不可能な金額とは思えません。ほとんどの中学生が高等学校への進学を希望する中、教育の機会均等の観点から、高等学校の授業料については無償化を進めるべきです。高等学校の授業料等の負担軽減については、国や県の制度があることは承知しておりますが、隣接する東京都が高等学校の授業料の実質無償化を行うこともあり、これからの100年に向け、世界で戦える都市を目指し、新たに歩み始める川崎市だからこそ、未来を担う子どもたちの学びの機会となる市立高校の完全授業料無償化は検討すべき課題と考えます。また、こうした取組が本市の子育て政策を市内外へ広く知っていただく機会となり、本市経営的にも大きなプラスになると考えます。そこで、川崎市立高校の授業料完全無償化について見解を伺います。

次に、こども誰でも通園制度について伺います。国の本格実施に先立ち、国より採択を受け、今年度より試行的事業を行ってきたこども誰でも通園制度ですが、来年度も実施自治体として国から採択されたと報告がありました。今年度の試行的事業については、川崎区、中原区の保育・子育て総合支援センターの一時保育事業を活用したものであり、いわゆる通常の一時保育としての取組でしたが、来年度からは従来の一時保育事業とは切り離し、子ども1人当たり月10時間を上限とし、子ども1人1時間当たり300円程度という、いよいよ本格実施に向けた取組になると認識しております。事業者選定については他会派の答弁でも理解いたしましたが、ふだんから利用し、身近である地域子育て支援センターが併設されている施設でこども誰でも通園制度を利用できることは、保護者や子どもの心理的負担軽減に寄与すると考えます。そこで、今年度に引き続き、来年度も市内の保育・子育て総合支援センターにおいて試行的事業の取組を行っていくべきと考えます。今後の方針と見解を伺います。

次に、地域デザイン会議運営について伺います。令和3年度からそれぞれの区に地域デザイン会議を設け、旧区民会議のリニューアルに向けた試行実施に取り組んできたとのことですが、現在、試行実施の取組を踏まえ、地域デザイン会議運営指針の策定を進めているとのことですが、そもそも何のためにこのような新たな仕組みにしたのか、旧区民会議の課題や地域デザイン会議の目的及び趣旨について伺います。あわせて、今後の取組のスケジュールについても伺います。

次に、川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェアにおける実行委員会主催事業の提案型事業について伺います。ついに今年が市制100周年を迎える年となり、度々、我が会派の代表質問でも、記念事業の意義やレガシーなどについても伺ってまいりました。昨年11月末で募集を締め切った実行委員会主催事業における提案型事業について伺いま

す。実行委員会の負担金額について、直接的経費の2分の1以内、1事業当たり上限500万円とするなど金額が大きく設定されていますが、その根拠と、実行委員会はどのように関与するのか、また、選定時における実行委員会の意向反映はどのようにされるのか、募集状況における現在の実行委員会としての審査姿勢について伺います。

次に、議案第6号、川崎市コミュニティセンター条例の制定について伺います。川崎区の大師支所と田島支所が機能再編のため、近隣のこども文化センターや老人いこいの家の機能とを複合し、新たな施設を設置するための条例の制定になりますが、支所機能を備えた施設内で多世代が利用できる複合的な施設になることは、資産マネジメントとしてだけでなく、地域の中で顔が見える関係性を育めることから非常によい取組であると考える一方で、これまでの本市の地域における市民利用施設は、子どもや高齢者など政策目的別に整備されてきましたが、今回の施設は地域コミュニティという施策間の横串を刺す、川崎市としてはこれまでにない画期的な施設になるように期待をしております。そこで、何点か伺います。大師地区複合施設・田島地区複合施設整備・運営基本計画では、地域に親しまれ、誰もが気軽に立ち寄りたくなる地域のシンボルとなる拠点等を目指すべき整備、運営の方向性としておりますが、そうした拠点が両地区のまちづくりにおいてどのような役割を果たしていくのか伺います。また、条例名称は川崎市コミュニティセンター条例となっておりますが、実際は大師、田島に限定されています。今回は支所の機能再編と資産保有の最適化の観点から施設の複合化がなされているものと理解しておりますが、今後、コミュニティ施策をより強化していくためには他区への展開も必要かと思えます。見解を伺います。

さらに、この施設は基本的にはよい取組であると評価できる一方で、地域の中からは、様々な方が使う施設に子どもを通わせるのは不安だ、子どもがいることで落ち着いて過ごせないのではないかという声も上がっていると聞いております。こども文化センターと老人いこいの家について、現在、別の指定管理者となっておりますが、複合施設になるに当たり、大師、田島でそれぞれ1者の指定管理者が運営することとなります。子どもも、高齢者も、既存の利用者がこれまでと同じように使えるようにすることも大切です。ただ一方で、多世代が交流し、顔が見える関係づくりを行っていくという新たな仕掛けも重要となってまいります。施設運営においては、両者のバランスが取れるよう少々難しいかじ取りを行っていく必要があります。それだけ指定管理者に求めることが増えてきます。そのために、多世代の方が安心して利用できる複合施設とするには指定管理者の選定が極めて重要となりますが、その指定管理者に求められる資質や能力について見解を伺います。また、管理運営が難しい施設だけに市側のモニタリングも大変重要であり、成功の鍵を握っていると言っても過言ではないと考えます。施設の供用開始後の運営体制について指定管理者のモニタリングを行う所管がどこになるのかを含め、現段階での見通しを伺います。

次に、議案第29号(217ページに「議案第24号」と訂正)、川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について伺います。こちらは仮称川崎市立新小倉小学校の新設に伴い、川崎市立学校の設置に関する条例の別表を改めるものです。今回の新設は地域に大規模な共同住宅が複数整備され、児童数の増加が予想されるためですが、いずれ本市でも近い将来、少子高齢化が進展すると予想されています。そこで、児童数減少後の校舎及びその他施設の転用の可能性について見解と対応を伺います。また、この新小学校

の体育館には空調が整備されていると伺っております。熱中症対策や災害時避難所の環境改善という観点からも空調が整備されているのは大変喜ばしいことです。とはいえ、一般的に空調は大量の電力を消費します。災害時に電力が断たれ、空調が機能しなければ、それこそ宝の持ち腐れです。発電装置の設置等、万が一の電力確保について現状と対応を伺います。

以上で質問を終了いたしますが、答弁によっては再質問させていただきます。(拍手)

○議長 青木功雄 市長。

[市長 福田紀彦登壇]

○市長 福田紀彦 それでは、私から、ただいま維新の会を代表されました仁平議員の御質問にお答えいたします。

施政方針についての御質問ですが、本市におきましては、一層の少子高齢化などの環境変化に伴い、引き続き、厳しい財政環境の下での行政運営が求められており、持続可能な行財政基盤を構築するとともに、市民が日常生活に質的な充足を感じる取組と併せて、将来を見据えた投資により、まちを一層成長させる取組をバランスよく進めていく必要があると考えております。こうした中、子どもを産み、育て、働きやすく、誰もが生涯にわたり住み続けたいと思えるまちを実現するため、子育てや介護を社会全体で支える取組を推進するとともに、まちの魅力や利便性を高める都市機能の集積、交通環境の整備、本市の強みを生かした産業振興など、将来を見据えて着実に取組を進めてまいります。

水素を軸としたカーボンニュートラルなエネルギーの供給拠点形成についての御質問でございますが、川崎臨海部は京浜工業地帯の中核を担う石油化学コンビナートであるほか、多数の発電所や物流施設、廃棄物処理施設などが集積しており、本市経済の中心であるとともに、川崎だけでなく、首都圏に対してエネルギーや素材などを供給し、市民生活や経済活動を支えている大変重要なエリアとなっております。こうした川崎臨海部が将来においても競争力を維持、強化していくため、エネルギーのみならず、原料としても利用可能な水素は川崎臨海部との親和性が高く、水素を軸としたカーボンニュートラルなエネルギーの供給拠点の形成を目指しているところでございます。これを実現することは、本市経済の維持、発展のみならず、首都圏ひいては日本のカーボンニュートラル化と産業競争力強化につながるものと確信しております。今後も、関係企業との連携により商用化に向けた取組を進め、全国に先駆けた拠点の形成を目指してまいります。以上です。

○議長 青木功雄 上下水道事業管理者。

[上下水道事業管理者 大澤太郎登壇]

○上下水道事業管理者 大澤太郎 上下水道局関係の御質問にお答え申し上げます。

災害時の給水体制等についての御質問でございますが、初めに、幸区、川崎区における送水管及び配水本管につきましては大部分が耐震管を採用しておりまして、これら耐震管は、日本水道協会発行の水道施設耐震工法指針では、当該箇所でも起こり得る最大規模の地震動に対して、個々に軽微な被害が生じても、その機能保持が可能であると定義されております。また、部分的に被害が生じた場合においても配水管全体が網の目のように形成されていることからバックアップが可能となっており、断水の影響を最小限に抑えることができるものと考えております。次に、給水タンク車による運搬給水についてでございますが、本市では、災害時における飲料水の確保に向け、市立小中学校等の避難所及び重要な

医療機関への供給ルートの管路の耐震化や、災害対策用貯水槽、職員による給水器具の設置が不要な開設不要型応急給水拠点等の整備を進めており、安定的に水道水を供給できるよう取り組んでいるところでございます。給水タンク車による運搬給水は、発災初期の応急給水や応急給水拠点まで受水に来ることのできない高齢者、障害者等の災害時要援護者に対する応急給水として位置づけており、拠点給水を補完するものとして大変重要であると認識しているところでございます。以上でございます。

○議長 青木功雄 総務企画局長。

〔総務企画局長 中川耕二登壇〕

○総務企画局長 中川耕二 総務企画局関係の御質問にお答え申し上げます。

市制100周年記念事業についての御質問でございますが、実行委員会の負担金額につきましては、提案型事業は、実行委員会主催事業として「Colors, Future! Actions」を体現する事業であるとともに、令和7年度以降の継続実施を見据え、実行委員会幹事会での議論を経て設定したところでございます。また、実行委員会の関わり方についてでございますが、実行委員会は、採択された事業の企画に関する助言を行いながら、実行委員会参画団体とのマッチングや公式ウェブサイトでの広報など、企画の実現に向けた伴走支援を行ってまいります。提案型事業の審査につきましては、実行委員会の幹事や弁護士、中小企業診断士等で構成する選定委員会において3月に行うこととしておりまして、採択された提案型事業を通じて、多くの市民に、改めて川崎を知って、関わって、好きになってもらえるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○議長 青木功雄 市民文化局長。

〔市民文化局長 中村 茂登壇〕

○市民文化局長 中村 茂 市民文化局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、地域デザイン会議についての御質問でございますが、平成18年度に設置し、6期12年にわたり各区において実施されてきたこれまでの区民会議については、取組を振り返る中で、成果として、区や地域への興味を持つきっかけとなった、団体や個人との交流ができたとの御意見があった一方で、附属機関という枠組みで運用してきたことから、委員の定数や任期等の実施形式を柔軟に変更することができなかったことなど、制度運用における課題があったものと考えております。これらの課題を踏まえ、平成30年度に策定したこれからのコミュニティ施策の基本的考え方においては、区における行政への参加の在り方について検討し、これまで区民会議が担ってきた参加と協働による地域の課題解決の機能については、ソーシャルデザインセンターなど、区域レベルにおける多様な主体による新たなしくみにより市民創発型の課題解決を目指すこととし、新たな仕組みのうち、区における行政への参加の機能については、その充実に向け、それぞれの区に地域デザイン会議を設け、試行実施に取り組んでまいりました。この試行実施に当たっては、設定した議題、テーマや実施手法に応じ、それに適したメンバーを募集、選定するなど、各区において様々な手法を取り入れ、自由で活発な議論ができるようにするとともに、会議への参加者のうち行政が主催する会議に参加したことがない人が約半数を占めるなど、新たな参加の機会を創出する等の効果があったところでございます。

試行実施の結果を踏まえて策定した地域デザイン会議運営指針案においては、区民の主体的な参加により意見交換や議論ができるよう、より多くの市民が関わり参加しやすい機

会の充実を図る、議題やテーマに応じてその都度弾力的に運用できる柔軟な仕組みとする、地域コミュニティにおける支え合う関係づくりと市民創発型の課題解決につなげていくの3点を基本的な考え方としております。今後につきましては、現在実施しているパブリックコメント手続や3月16日に開催を予定している地域デザイン会議フォーラム等において市民の皆様から御意見をいただきながら、令和6年度の早い段階に運営指針を策定し、地域デザイン会議を本格実施してまいります。

次に、コミュニティセンターについての御質問でございますが、本施設につきましては、地域の課題が複雑、多様化する中で、子どもから高齢者まで多くの方々に地域の居場所や身近な活動の場を提供することにより、地域の方々や活動団体など多様な主体が集い、様々な交流が生まれ、市民創発の活動が創出されるなど、共に支え合う地域づくりを進める場としての役割を果たしていくものと考えております。次に、他区への展開についてでございますが、本施設は、川崎区役所及び支所の機能再編と併せた大師支所、田島支所庁舎の建て替え検討において、周辺公共施設の築年数、複合化した場合の効果などを考慮して、複合対象となる施設を決定した上で、地域特性を踏まえて施設機能を検討し、設置することとなったものでございます。このため、現時点では他の地域での整備は予定しておりませんが、施設の建て替えなどの際には本施設での取組が参考になるものと考えております。

次に、指定管理者に必要な能力等についてでございますが、本施設は、子どもや高齢者に安全・安心な居場所を提供しながら多世代の方に御利用いただく施設であるため、利用促進の工夫や安全管理等につきまして指定管理者に大きな役割と責任が求められるものと考えております。さらに本施設のコンセプトを最大限発揮するため、利用者同士や地域の交流を促し、人と人との関係を育み、活動の創出等につなげるなど、地域振興業務を行う支所と連携し、地域づくりをコーディネートしていく能力が求められるものと考えているところでございます。次に、運営体制等についてでございますが、本施設につきましては、指定管理者が支所と連携して事業を実施していくことから、川崎区役所において、指定管理者の選定、評価やモニタリング等を行うことを予定しております。また、本施設は、こども文化センター及び老人いこいの家の機能を継承することから、こども未来局及び健康福祉局と川崎区役所が連携して指定管理者への的確な指導、監督等を行っていくとともに、共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点として効果的な運営がなされるよう、条例を所管する市民文化局といたしましても横断的に調整を図ってまいります。以上でございます。

○議長 青木功雄 経済労働局長。

〔経済労働局長 久万竜司登壇〕

○経済労働局長 久万竜司 経済労働局関係の御質問にお答え申し上げます。

北部市場における災害対応についての御質問でございますが、北部市場は、大型トラックの動線やフォークリフト等の資機材が確保されているなど、災害対応に適した環境等があることから、神奈川県の大規模物資輸送拠点及び市集積場所としての位置づけがあり、工事期間中においても、この機能を維持することは欠かせないものでございます。現在、PFI事業者の選定に向けた要求水準等の精査を行っているところでございまして、今後、民間事業者からの提案を踏まえ、工事の各段階における敷地内での災害対応の場所等を検討するとともに、発災時における対応について危機管理本部とも連携しながら検討してま

います。広域物資輸送拠点として必要となる駐車場の台数につきましては、機能更新では、現市場の課題である災害時における支援物資の関連業務と早期復興に必要な食品流通に関する市場本来の業務が併存、同時進行できる体制の構築を図るため、市場機能と連携するエリアを含めて、市場全体で必要なスペースを確保することや必要な機能が発揮できるよう検討を進め、早期整備に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○議長 青木功雄 健康福祉局長。

〔健康福祉局長 石渡一城登壇〕

○健康福祉局長 石渡一城 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、個別避難計画についての御質問でございますが、計画の作成に当たりましては、作成対象者には安否確認や避難支援等を行う避難支援等実施者について、身近な方から設定することを検討していただいております。また、作成対象者の安否確認や避難支援等につきましては、自治会や自主防災組織など地域関係者の理解を得ることも重要であると認識しております。高齢者災害時個別避難計画導入支援マニュアル等により、状況に応じては、こうした地域の方々に御依頼する場合があるということについて、ケアマネジャーなど作成支援者に留意事項としてお願いしております。次に、関係機関等への個別避難計画に記載された情報提供の同意につきましては、個人情報の取扱いを厳格化していくことや、災害時には地域と連携した共助の取組が重要になってまいりますので、平時からの外部への情報提供に対して作成対象者に引き続き丁寧な説明を行い、不安の解消などに努めてまいります。また、作成した個別避難計画につきましては、現在、福祉総合情報システムへの取り込みに向けて改修作業を進めており、次年度よりデータベース化を予定しております。

次に、#7119事業についての御質問でございますが、導入に際しましては市民の認知度を高めることが重要であることから、ホームページやリーフレット等の活用や各種イベント等での情報発信のほか、関係団体を通じた市内医療機関等における広報などにより、当該事業の意義や役割について積極的に周知を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長 青木功雄 こども未来局長。

〔こども未来局長 阿部浩二登壇〕

○こども未来局長 阿部浩二 こども未来局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、妊産婦への災害対策についての御質問でございますが、妊娠中や乳幼児がいる家庭につきましては、川崎市防災ポータルサイト等における情報発信のほか、かわさき子育てアプリでのプッシュ型情報発信や、母子健康手帳に二次元コードを掲載し、最新の防災情報が得られるようにするなど、情報発信の方法を工夫し、防災意識の向上につながるよう取り組んでまいりたいと存じます。

次に、こども誰でも通園制度についての御質問でございますが、新たな試行的事業におきましては、公立施設も活用し、本格実施に向けた検証を積極的に行うべきと考えており、具体的な実施場所の選定につきましては、保育・子育て総合支援センターを含めて検討してまいります。以上でございます。

○議長 青木功雄 臨海部国際戦略本部長。

〔臨海部国際戦略本部長 玉井一彦登壇〕

○臨海部国際戦略本部長 玉井一彦 臨海部国際戦略本部関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、水素戦略等についての御質問でございますが、昨年3月、大規模な液化水素サプライチェーンの構築に向けた商用化実証における国内受入れ拠点に川崎臨海部が選定されたことを踏まえ、JFEスチール株式会社東日本製鉄所京浜地区の高炉等休止に伴う土地利用方針において、先導エリアについて、水素を軸としたカーボンニュートラルの拠点を導入機能の一つとして整理しているところでございます。また、国においては、既存燃料と水素等の価格差を支援する制度が検討され、同制度を含む水素社会推進法案が閣議決定されるなど、関連する制度の整備も進められております。令和6年度の取組につきましては、こうした状況を踏まえ、既存の大規模プロジェクトの円滑な実施を引き続き支援するとともに、国の新たな支援制度を活用した商用化に向け、関係企業との調整を進めてまいります。加えて、カーボンニュートラルコンビナートの形成に向けた官民協議会や部会等の運営を通じ、サーキュラーエコノミーなど水素以外の分野も含め、企業間連携及び企業と本市の連携を進めてまいります。

次に、大規模土地利用転換についての御質問でございますが、先導エリアにおける高度物流拠点につきましては、令和5年8月に策定いたしました土地利用方針において、扇島地区の強みを生かし、GX、DXによる効率化、高付加価値化を実現する拠点の形成を目指すこととしており、事業者選定に当たっては、地権者が本市と連携しながら選定基準を策定し、事業者からの提案募集等を行っていくことを想定しております。また、本市といたしましても、我が国の物流課題の解決に資する拠点形成に向け、具体的な方向性や選定基準等に係る調整を積極的に行ってまいります。次に、既存構造物の解体撤去費につきましては、土地利用方針において、地権者または開発事業者の負担と整理しており、本市といたしましては、国の重要政策、制度との連動を図りながら、産業動向や進出意欲の高い事業者の意向等を捉え、公共的、公益的目的に合った土地の価値向上につながるよう、積極的に企業誘致や土地利用転換を推進してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長 青木功雄 危機管理監。

[危機管理監 飯塚 豊登壇]

○危機管理監 飯塚 豊 危機管理本部関係の御質問にお答え申し上げます。

災害ボランティアについての御質問でございますが、本市における大規模災害時の災害ボランティアセンターの設置につきましては、川崎市社会福祉協議会、かわさき市民活動センターとの3者協定等に基づき行うこととしており、本市の要請により、社会福祉協議会が中心となり、立ち上げから運営まで総合的な調整を図ることとしております。災害ボランティアの受入れに当たりましては、被害状況等を把握した上で、ボランティアセンターの開設場所、支援内容の検討、交通手段や活動資器材の確保など事前準備を進め、開始時期等を決定し、募集を開始するものでございます。令和元年東日本台風では、全国的な被害状況を勘案し、災害ボランティアの募集を市内在住・在勤に限定するとともに、9月の房総半島台風への支援に伴う物的・人的資源の不足等、市社会福祉協議会が全てを担うことに限界がありましたことから、協定の見直しを行い、各機関の役割を明確にしたところでございます。以上でございます。

○議長 青木功雄 消防局長。

〔消防局長 原田俊一登壇〕

○消防局長 原田俊一 消防局関係の御質問にお答え申し上げます。

救急要請についての御質問でございますが、救急車の適時適切な利用につきましては、様々な啓発活動を推進していくことが重要なことと認識しているところでございまして、広報として、SNSへの投稿や救急車へのステッカー貼付、緊急度、重症度が分かりやすいようイラストを用いたチラシを作成し、救急フェア等の各種イベントにおいて配付しているほか、JR川崎駅アゼリアビジョン等において動画の上映、かわさきエフエムでのラジオ放送などを行ってきたところでございます。また、市民の皆様が急な病気やけがの際に救急車を呼ぶべきか、すぐに医療機関を受診するべきかを迷った場合の判断の一助となることを目的として川崎市救急受診ガイドをホームページ上に掲載しているところでございます。引き続き、関係局等と連携するとともに、様々な機会を捉え、救急車の適時適切な利用について広報活動を実施してまいります。以上でございます。

○議長 青木功雄 教育次長。

〔教育次長 池之上健一登壇〕

○教育次長 池之上健一 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、市立高等学校の入学選考料及び授業料についての御質問でございますが、入学選考料につきましては、本年度からクレジットカード等による納付とし、保護者の利便性向上や教職員の負荷軽減を図っているところでございます。また、低所得世帯への支援として、入学選考料の徴収に関する条例等に基づき、生活保護受給者や非課税世帯などを対象に減免を行っており、現時点で全ての受検者の入学選考料を無償化する予定はございません。次に、授業料無償化についてでございますが、神奈川県内に在住する高校生への学費補助につきましては、国の高等学校等就学支援金、県の学費補助金による支援が行われており、今後、国や県の支援制度の動向を注視しながら、関係局と連携して県への働きかけについても検討してまいりたいと考えております。また、本市では、市内在住であれば市立高等学校以外の生徒にも支給可能な川崎市高等学校奨学金制度を設けており、引き続き同制度を適切に運用し、高校生への支援を継続してまいりたいと存じます。

次に、仮称新小倉小学校についての御質問でございますが、初めに、児童数減少後の施設の有効活用につきましては、普通教室を他の用途として使用することを想定し、利用者動線の分離やセキュリティの区分を容易に行えるよう整備しており、地域で使用する際には、教育環境に十分配慮することを優先とした上で、児童が使用しているスペースと区分して転用などの対応ができるものとしております。次に、災害時の空調設備の利用についてでございますが、体育館のアリーナ部分につきましては、災害時にも安定供給の実績がある都市ガスを使用する電源自立型の空調設備を整備することとしており、電力の供給が途絶した場合にも使用することが可能となっております。以上でございます。

○議長 青木功雄 仁平議員。

〔仁平克枝登壇〕

○33番 仁平克枝 それぞれの御答弁ありがとうございました。まず、1点訂正でございます。先ほど質問で議案第29号と申しましたが、正しくは議案第24号でした。訂正させていただきます。失礼いたしました。

それでは、意見要望をいたします。

まず、救急搬送についてですが、御答弁にあった川崎市救急受診ガイドで119番通報の対応軽減という観点からも、もっと市民にとって使いやすい形にははいかがでしょうか。例えば川崎市ごみ分別アプリは、自身で簡単にごみの分別を調べることができるため、とても便利だと市民に好評です。そこで、こちらを参考に自身で救急車を呼ぶか否か診断できるようにアプリ化したり、あるいは川崎市公式LINE上でメニュー化したりするなどの取組を要望いたします。

次に、川崎市立高校の受検料、授業料の無償化についてです。現時点においての受検料無償化、授業料無償化については、本市の取組については一定理解をいたしました。しかしながら、我が会派としては、教育の経済格差の是正、教育を受けるための機会均等の観点から教育費の無償化を推進していくことが重要だと考えています。国や県の支援制度の動向を待つのではなく、本市の子育て政策の一つとして率先して推進していくことを強く要望し、今後も注視させていただくことを申し上げます。

あとは委員会に譲り、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 青木功雄 以上をもちまして、日程第1及び日程第2の各案件に対する各会派の代表質問は終わりました。これをもちまして代表質問を終結いたします。

○議長 青木功雄 次に、議案の委員会付託についてであります。

お諮りいたします。日程第2の各案件中、議案第38号から議案第56号までの令和6年度川崎市各会計予算議案19件につきましては、この際、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 青木功雄 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、ただいまの予算審査特別委員会は、3月5日の午前10時から本議場において開催をいたしますので、御了承を願います。

次に、ただいま予算審査特別委員会に付託をいたしました議案19件及び報告第1号を除く他の議案44件につきましては、お手元の議案付託表(その2)のとおり、それぞれの常任委員会に付託をいたします。(資料編*ページ参照)

○議長 青木功雄 次に、日程第3の請願、陳情を議題といたします。

令和5年第5回定例会以降、去る2月16日までに受理いたしました請願、陳情は、お手元の請願陳情文書表のとおりであります。(資料編*ページ参照)

ただいまの請願、陳情につきましては、文書表のとおり、それぞれの常任委員会に付託をいたします。

なお、この際お諮りいたします。ただいま付託をいたしました請願、陳情のうち、本会期中に審議未了となったものにつきましては、議会閉会中の継続審査にいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 青木功雄 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長 青木功雄 ここで休憩をお諮りいたします。
お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 青木功雄 御異議ないものと認めます。およそ10分休憩いたします。
午後4時10分休憩

午後4時20分再開

〔局長「ただいまの出席議員議長とも55人」と報告〕

○議長 青木功雄 会議を再開いたします。
ここであらかじめ、会議時間の延長についてお諮りしておきたいと思っております。
お諮りいたします。本日の会議時間につきましては、ただいまのところ午後5時を過ぎることが予想されますので、その場合には会議時間を延長することにいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 青木功雄 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長 青木功雄 それでは、日程第4の議案23件を一括して議題といたします。
直ちに理事者に提案理由の説明を求めます。健康福祉局長。
〔健康福祉局長 石渡一城登壇〕

○健康福祉局長 石渡一城 健康福祉局関係の追加議案につきまして御説明申し上げますので、2の1、追加議案書の7ページをお開き願います。

議案第66号、川崎市立看護短期大学条例及び川崎市立看護短期大学奨学金貸付条例を廃止する条例の制定についてでございます。本条例は、川崎市立看護短期大学条例及び川崎市立看護短期大学奨学金貸付条例を廃止するため、制定するものでございます。

ページ中段、附則でございますが、第1項は条例の施行期日を令和6年4月1日からとするもの、次に、第2項は、川崎市立看護短期大学条例の廃止に伴う経過措置でございます。証明書交付手数料の表の規定は、この条例の施行後もなおその効力を有することを規定するもの、次に、第3項及び第4項は川崎市立看護短期大学奨学金貸付条例の廃止に伴う経過措置でございます。第3項は、奨学金の貸付けを受けた者に係る異動の届出については、なお従前の例によることを規定するもの、次ページ、第4項は、奨学金の貸付けに係る償還、償還の猶予、償還の免除及び延滞利息については、なお従前の例によることを規定するもの、次に、第5項から第9項は、関係条例において川崎市立看護短期大学の記載を削り、改正するものでございます。

次に、11ページをお開き願います。議案第67号、川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本条例は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、医療型児童発達支援を児童発達支援に一元化すること等のため、制定するものでございます。

改正の主な内容でございますが、14ページ中段やや下、第27条第2項において、指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、

障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないことを規定するもの、次に、16ページ中段やや上、第3章の第63条から第72条において、児童発達支援に一元化することに伴い、医療型児童発達支援に係る規定を削除するものでございます。

次に、18ページ中段やや上、附則でございますが、第1項は、条例の施行期日を令和6年4月1日からとするもの、ただし、第50条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行するもの、次に、第2項から第4項は経過措置でございますが、第2項において、改正後の児童福祉法の指定を受けたものとみなされているものについては、第7条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができることとするもの、次に、第3項において、改正後の児童福祉法の指定を受けたものとみなされているものについては、第11条の規定にかかわらず、当面の間、なお従前の例によることができることとするもの、次に、第4項において、第27条の2の規定の適用について、令和7年3月31日までの間、努力義務とするものでございます。

次に、21ページをお開き願います。議案第68号、川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本条例は、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設の設置者は、障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととすること、指定福祉型障害児入所施設の設置者は、第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととすること等のため、制定するものでございます。

改正の主な内容でございますが、ページ中段やや下、第4条において、指定障害児入所施設等の設置者は、15歳以上の障害児が障害福祉サービス、その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、移行について支援する上で必要な事項を定めた計画を作成し、当該計画に基づき指定入所支援を提供しなければならないことを規定するもの、次に、次ページ中段、第21条第3項において、指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないことを規定するもの、次に、24ページ上段、第40条第3項において、指定福祉型障害児入所施設の設置者は、第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならないことを規定するもの、次にその下、同条第4項において、同設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないことを規定するものでございます。

次に、附則でございますが、令和6年4月1日から施行するもの、ただし、第47条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでございます。

次に、27ページをお開き願います。議案第69号、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の

基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターが一元化された児童発達支援センターの基準について規定の整備を行うこと等のため、制定するものでございます。

改正の主な内容でございますが、次ページ中段やや上、第10章の章名を、一元化に伴い福祉型児童発達支援センターから児童発達支援センターに改めるもの、また、同章、第79条は、当該センターの職員の規定でございます。次ページ中段、第2項において、児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、第1項に規定する職員に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならないことを規定するもの、次に、同ページ下段から次ページ上段にかけて、第11章の第83条から第86条を、一元化に伴い医療型児童発達支援センターの設備の基準に係る規定を削除するものでございます。

次に、その下、附則でございますが、第1項は条例の施行期日を令和6年4月1日からとするもの、次に、第2項及び第3項は経過措置でございます。第2項において、改正後の児童福祉法に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、第78条の規定にかかわらず、当面の間、なお従前の例によることができることとするもの、次に、第3項において、改正後の児童福祉法に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、第79条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができることとするものでございます。

次に、31ページをお開き願います。議案第70号、川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、療養介護事業者等は、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならないこととすること、就労選択支援の事業の設備及び運営に関する基準を定めること等のため、制定するものでございます。

改正の主な内容でございますが、次ページの上段、第16条第2項において、療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならないことを規定するもの、次に、次ページ上段、第39条及び第52条は、生活介護事業所等における職員の配置の基準でございます。次ページ中段、第5章の2は、就労選択支援に係る規定を定めるものでございまして、第60条の2において基本方針を規定し、以下、第60条の3に規模、第60条の4に職員の配置の基準、次ページ中段に参りまして、第60条の5に実施主体、第60条の6に評価及び整理の実施、次ページ中段に参りまして、第60条の7に係関係機関との連絡調整等の実施をそれぞれ規定するものでございます。

次に、附則でございますが、令和6年4月1日から施行するもの、ただし、目次の改正規定等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでございます。

次に、39ページをお開き願います。議案第71号、川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてござ

います。本条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定療養介護事業者等は、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならないこととすること、指定共同生活援助事業者等は、地域連携推進会議を開催し、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望等を聴く機会を設けなければならないこととすること、指定就労選択支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めること等のため、制定するものでございます。

改正の主な内容でございますが、次ページ下段、第59条第2項において、指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならないことを規定するもの、次に、48ページ上段やや下、第198条の6は、地域との連携等に係る規定でございます。第1項から第4項において地域連携推進会議に係る事項について規定し、第5項は適用の除外を規定するもの、次に、52ページ上段、第9章の2に就労選択支援に係る規定を加えるものでございまして、第1節において基本方針を規定し、以下、第2節に人員に関する基準、次ページ中段やや上、第3節に設備に関する基準、第4節に運営に関する基準をそれぞれ規定するものでございます。

次に、56ページ中段、附則でございますが、第1項は、条例の施行期日を令和6年4月1日からとするもの、ただし、第2条の規定は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行するもの、次に、第2項は経過措置でございます。第198条の6等の規定の適用について、令和7年3月31日までの間、努力義務とするものでございます。

次に、59ページをお開き願います。議案第72号、川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、障害者支援施設の設置者は、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、地域生活への移行に向けた措置を講じなければならないこととすること、地域連携推進会議を開催し、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望等を聴く機会を設けなければならないこととすること等のため、制定するものでございます。

改正の主な内容でございますが、ページ中段、第3条第4項において、障害者支援施設の設置者は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならないことを規定するもの、次に、61ページ中段、第20条の2は地域との連携等に係る規定でございます。第1項から次ページにわたりまして、第4項において地域連携推進会議に係る事項について規定し、第5項は適用の除外を規定するものでございます。

次に、63ページ中段、附則でございますが、第1項は条例の施行期日を令和6年4月1日からとするもの、次に、第2項及び第3項は経過措置でございます。第2項は、第20条の2の規定の適用について、令和7年3月31日までの間、努力義務とするもの、次に、第3項は、第20条の3の規定の適用について、令和8年3月31日までの間、努力義務とす

るものでございます。

次に、65ページをお開き願います。議案第73号、川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定障害者支援施設の設置者は、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、地域生活への移行に向けた措置を講じなければならないこととすること、地域連携推進会議を開催し、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望等を聴く機会を設けなければならないこととすること等のため、制定するものでございます。

改正の主な内容でございますが、ページ中段、第4条第4項において、指定障害者支援施設の設置者は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならないことを規定するもの、次に、67ページ中段、第28条の2は地域との連携等に係る規定でございますが、第1項から第4項において地域連携推進会議に係る事項について規定し、次ページに参りまして、第5項は適用の除外を規定するものでございます。

次に、附則でございますが、第1項は条例の施行期日を令和6年4月1日からとするもの、次に、第2項及び第3項は経過措置でございますが、第2項において、第28条の2の規定の適用について令和7年3月31日までの間、努力義務とするもの、次に、第3項において、第28条の3の規定の適用について、令和8年3月31日までの間、努力義務とするものでございます。

次に、71ページをお開き願います。議案第74号、川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本条例は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、養護老人ホームの設置者は一定の要件を満たす協力医療機関を定めなければならないこととすること、養護老人ホームの施設長は当該施設の管理上支障がない場合に同一敷地内に限らず他の事業所等の職務に従事することができることとすること等のため、制定するものでございます。

改正の主な内容でございますが、ページ中段、第13条第5項ただし書において、施設の管理上支障がない場合に、施設長は、同一敷地内に限らず他の事業所等の職務に従事することができることから、「同一敷地内にある」の文言を削るもの、次に、その下、第26条は協力医療機関等に係る規定を定めるものでございまして、第1項において、設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ要件を満たす協力医療機関を定めなければならない、ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないことを規定するもの、次に、次ページ中段やや上、同条第2項において、設置者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならないことを規定するもの、次に、同条第3項において、設置者は、第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないことを規定するもの、次に、同条第4項において、設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応につ

いて協議を行わなければならないことを規定するものでございます。

次に、附則でございますが、次ページ、第1項は条例の施行期日を令和6年4月1日からとするもの、次に、第2項は経過措置でございますして、第26条第1項の規定の適用について、令和9年3月31日までの間、努力義務とするものでございます。

次に、75ページをお開き願います。議案第75号、川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本条例は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、特別養護老人ホームの設置者は、一定の要件を満たす協力医療機関を定めておかななければならないこととすること、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならないこととすること等のため、制定するものでございます。

改正の主な内容でございますが、77ページ中段やや上、第28条は、協力医療機関等に係る規定を定めるものでございまして、第1項において、設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ要件を満たす協力医療機関を定めておかななければならない、ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないことを規定するもの、次に、同条第2項において、設置者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならないことを規定するもの、次に、同条第3項において、設置者は、第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないことを規定するもの、次に、次ページ同条第4項において、設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないことを規定するもの、次に、同ページ下段やや上、第32条の3は、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る規定でございますして、設置者は、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならないことを規定するものでございます。

次に、80ページ上段、附則でございますが、第1項は条例の施行期日を令和6年4月1日からとするもの、次に、第2項及び第3項は経過措置でございますして、第2項において、第28条第1項の規定の適用について、令和9年3月31日までの間、努力義務とするもの、次に、第3項において、第32条の3の規定の適用について、令和9年3月31日までの間、努力義務とするものでございます。

次に、81ページをお開き願います。議案第76号、川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。本条例は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定訪問介護事業所等の管理者は、当該事業所の管理上支障がない場合に同一敷地内に限らず他の事業所等の職務に従事することができることとすること、指定特定施設入居者生活介護事業者は第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととすること等のため、制定するものでござい

ます。

改正の主な内容でございますが、ページ中段やや下、第7条ただし書において、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合に、管理者は同一敷地内に限らず他の事業所等の職務に従事することができることから、「同一敷地内にある」の文言を削り、また、基準該当訪問介護事業者等の場合においても同様に同条例内で削るもの、次に、83ページ下段、第166条の2は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る規定でございますが、指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならないことを規定するもの、次に、91ページ下段、第234条は指定特定施設入居者生活介護事業者の協力医療機関等に係る規定を定めるものでございまして、次ページに参りまして、第2項において、同事業者は、協力医療機関を定めるに当たっては要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならないことを規定するもの、次に、同条第3項において、同事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならないことを規定するもの、次に、同条第4項において、同事業者は、第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならないことを規定するもの、次に、同条第5項において、同事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないことを規定するものでございます。

次に、100ページ中段やや下、附則でございますが、第1項は、条例の施行期日を令和6年4月1日からとするもの、ただし、第2条の規定は同年6月1日からとするもの、次に、第2項から第5項は経過措置でございますが、第2項において、この条例の施行日から令和7年3月31日までの間、第34条第3項等の規定は適用しないことを規定するもの、次に、次ページ上段、第3項において、第155条第6項等の規定の適用について、令和7年3月31日までの間、努力義務とするもの、次に、第4項において、第166条の2等の規定の適用について、令和9年3月31日までの間、努力義務とするもの、次に、第5項において、第228条の2の規定の適用について、令和9年3月31日までの間、努力義務とするものでございます。

次に、103ページをお開き願います。議案第77号、川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本条例は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の管理者は、当該事業所の管理上支障がない場合に同一敷地内に限らず他の事業所等の職務に従事することができることとする事、指定小規模多機能型居宅介護事業者等は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならないこととする事等のため、制定するものでございます。

改正の主な内容でございますが、ページ下段、第8条ただし書において、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合に、管理者は同一敷地内に限らず

他の事業所等の職務に従事することができることから、「同一敷地内にある」の文言を削り、また、指定地域密着型通所介護事業者等の場合においても同様に同条例内で削るもの、次に、106ページ中段やや下、第107条の2は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る規定でございまして、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならないことを規定するもの、次に、次ページ上段、第126条は、指定認知症対応型共同生活介護事業者の協力医療機関等に係る規定を定めるものでございまして、第2項において、同事業者は協力医療機関を定めるに当たっては要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならないことを規定するもの、次に、同条第3項において、同事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならないことを規定するもの、次に、同条第4項において、同事業者は、第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならないことを規定するもの、次に、同条第5項において、同事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないことを規定し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者等においても同様に同条例内で規定するものでございます。

次に、112ページ下段、附則でございしますが、第1項は条例の施行期日を令和6年4月1日からとするもの、次に、第2項から第5項は経過措置でございまして、第2項において、この条例の施行日から令和7年3月31日までの間、第35条第3項の規定は適用しないことを規定するもの、次に、第3項において、第93条第7号等の規定の適用について、令和7年3月31日までの間、努力義務とするもの、次に、第4項において、第107条の2の規定の適用について、令和9年3月31日までの間、努力義務とするもの、次に、第5項において、第174条第1項の規定の適用について、令和9年3月31日までの間、努力義務とするものでございます。

次に、115ページをお開き願います。議案第78号、川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本条例は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業所に置くべき常勤の介護支援専門員の員数は、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が44人またはその端数を増すごとに1人とする事等のため、制定するものでございます。

改正の主な内容でございしますが、ページ下段、第5条第2項において、指定居宅介護支援事業所の員数の基準を利用者の数が44人またはその端数を増すごとに1人とする事に改め、次ページに参りまして、同条第3項において、同事業者が、記載のとおり的情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における員数の基準は、利用者の数が49人またはその端数を増すごとに1人とする事を規定するもの、次に、117ページ

下段、第16条第14号において、介護支援専門員による面接は、少なくとも2月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者と面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においてはテレビ電話装置等を活用して利用者と面接することができることを規定するもの、次に、次ページ中段やや下、第25条第3項において、指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないことを規定するものでございます。

次に、同ページ下段、附則でございますが、次ページに参りまして、第1項は条例の施行期日を令和6年4月1日からとするもの、次に、第2項は経過措置でございますが、この条例の施行日から令和7年3月31日までの間、第25条第3項の規定は適用しないことを規定するものでございます。

次に、121ページをお開き願います。議案第79号、川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本条例は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定介護老人福祉施設の開設者は、一定の要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならないこととすること、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならないこととすること等のため、制定するものでございます。

改正の主な内容でございますが、123ページ中段やや下、第34条は協力医療機関等に係る規定を定めるものでございまして、第1項において、開設者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならない、ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないことを規定するもの、次に、次ページ上段、同条第2項において、開設者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならないことを規定するもの、次に、同条第3項において、開設者は、第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないことを規定するもの、次に、同条第4項において、開設者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないことを規定するもの、次に、次ページ上段、第35条第3項において、開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないことを規定するもの、次に、その下、第41条の3は、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る規定でございますが、開設者は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならないことを規定するものでございます。

次に、附則でございますが、第1項は条例の施行期日を令和6年4月1日からとするもの、次に、第2項から第4項は経過措置でございますが、第2項において、この条例の施行日から令和7年3月31日までの間、第35条第3項の規定は適用しないことを規定するもの、次に、第3項において、第34条第1項の規定の適用について、令和9年3月31日までの間、努力義務とするもの、次に、第4項において、第41条の3の規定の適用について、

令和9年3月31日までの間、努力義務とするものでございます。

次に、127ページをお開き願います。議案第80号、川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本条例は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、介護老人保健施設の開設者は、一定の要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならないこととすること、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならないこととすること等のため、制定するものでございます。

改正の主な内容でございますが、次ページ上段、第34条は協力医療機関等に係る規定を定めるものでございまして、第1項において、開設者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならない、ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないことを規定するもの、次に、同条第2項において、開設者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならないことを規定するもの、次に、同条第3項において、開設者は、第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないことを規定するもの、次に、同条第4項において、開設者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないことを規定するもの、次に、同ページ中段、第35条第3項において、開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないことを規定するもの、次に、その下、第40条の3は、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る規定でございますが、開設者は、当該指定介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならないことを規定するものでございます。

次に、次ページ上段、附則でございますが、第1項は条例の施行期日を令和6年4月1日からとするもの、次に、第2項から第4項は経過措置でございますが、第2項において、第34条第1項の規定の適用について、令和9年3月31日までの間、努力義務とするもの、次に、第3項において、この条例の施行日から令和7年3月31日までの間、第35条第3項の規定は適用しないことを規定するもの、次に、第4項において、第40条の3の規定の適用について、令和9年3月31日までの間、努力義務とするものでございます。

次に、133ページをお開き願います。議案第81号、川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例の制定についてでございます。本条例は、川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止するため、制定するものでございます。

附則でございますが、第1項は条例の施行期日を令和6年4月1日からとするもの、次に、第2項は川崎市介護保険条例の一部改正でございますが、記載のとおり規定の一部を改正するものでございます。

次に、135ページをお開き願います。議案第82号、川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本条例は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、介護医療院の開設者は、一定の要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならないこととすること、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならないこととすること等のため、制定するものでございます。

改正の主な内容でございますが、次ページ上段、第34条は、協力医療機関等に係る規定を定めるものでございまして、第1項において、開設者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならない、ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないことを規定するもの、次に、同条第2項において、開設者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならないことを規定するもの、次に、同条第3項において、開設者は、第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないことを規定するもの、次に、同条第4項において、開設者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないことを規定するもの、次に、次ページ中段、第35条第3項において、開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないことを規定するもの、次に、その下、第40条の3は、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る規定でございますが、開設者は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならないことを規定するものでございます。

次に、次ページ上段、附則でございますが、第1項は条例の施行期日を令和6年4月1日からとするもの、次に、第2項から第4項は経過措置でございますが、第2項において、第34条第1項の規定の適用について、令和9年3月31日までの間、努力義務とするもの、次に、第3項において、この条例の施行日から令和7年3月31日までの間、第35条第3項の規定は適用しないことを規定するもの、次に、第4項において、第40条の3の規定の適用について、令和9年3月31日までの間、努力義務とするものでございます。

次に、141ページをお開き願います。議案第83号、川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。本条例は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定介護予防訪問入浴介護事業所等の管理者は、当該事業所の管理上支障がない場合に、同一敷地内に限らず他の事業所等の職務に従事することができることとすること、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととすること等のため、制定するもので

ございます。

改正の主な内容でございますが、下段やや上、第50条ただし書において、指定介護予防訪問入浴介護事業者は、施設の管理上支障がない場合に、管理者は、同一敷地内に限らず他の事業所等の職務に従事することができることから、「同一敷地内にある」の文言を削り、また、基準該当介護予防訪問入浴介護事業者等の場合においても同様に同条例内で削るもの、次に、143ページ中段やや下、第143条の2は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る規定でございます。指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならないことを規定するもの、次に、151ページ上段、第217条は指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の協力医療機関等に係る規定を定めるものでございまして、第2項において、同事業者は、協力医療機関を定めるに当たっては要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならないことを規定するもの、次に、同条第3項において、同事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならないことを規定するもの、次に、同条第4項において、同事業者は、第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないことを規定するもの、次に、同条第5項において、同事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないことを規定するものでございます。

次に、160ページ中段やや下、附則でございますが、第1項は、条例の施行期日を令和6年4月1日からとするもの、ただし、第2条の規定は同年6月1日からとするもの、次に、第2項から第5項は経過措置でございます。第2項において、この条例の施行日から令和7年3月31日までの間、第55条の4第3項等の規定は適用しないことを規定するもの、次に、次ページ中段やや上、第3項は、第139条第3項の規定の適用について、令和7年3月31日までの間、努力義務とするもの、次に、第4項は、第143条の2等の規定の適用について、令和9年3月31日までの間、努力義務とするもの、次に、第5項は、第213条の2の規定の適用について、令和9年3月31日までの間、努力義務とするものでございます。

次に、163ページをお開き願います。議案第84号、川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本条例は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の管理者は、当該事業所の管理上支障がない場合に、同一敷地内に限らず他の事業所等の職務に従事することができることとすること、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者等は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならないこととすること等のため、制定するものでござい

ます。

改正の主な内容でございますが、ページ中段やや下、第7条第1項ただし書において、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合に、管理者は、同一敷地内に限らず他の事業所等の職務に従事することができることから、「同一敷地内にある」の文言を削り、また、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の場合においても同様に同条例内で削るもの、次に、165ページ下段、第65条の2は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る規定でございますが、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならないことを規定するもの、次に、次ページ上段やや下、第85条は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の協力医療機関等に係る規定を定めるものでございまして、第2項において、同事業者は、協力医療機関を定めるに当たっては、要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならないことを規定するもの、次に、同条第3項において、同事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならないことを規定するもの、次に、同条第4項において、同事業者は、第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないことを規定するもの、次に、同条第5項において、同事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないことを規定するものでございます。

次に、同ページ中段、附則でございますが、第1項は条例の施行期日を令和6年4月1日からとするもの、次に、第2項から第4項は経過措置でございますが、第2項において、この条例の施行日から令和7年3月31日までの間、第34条第3項の規定は適用しないことを規定するもの、次に、第3項は、第55条第3項の規定の適用について、令和7年3月31日までの間、努力義務とするもの、次に、第4項は、第65条の2の規定の適用について、令和9年3月31日までの間、努力義務とするものでございます。

次に、169ページをお開き願います。議案第85号、川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本条例は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が当該指定に係る事業所に置くべき介護支援専門員の員数及び管理者の資格要件を定めること等のため、制定するものでございます。

改正の主な内容でございますが、ページ下段、第5条第2項において、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1人以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かななければならないことを規定するもの、次に、次ページ上段やや下、第6条第3項において、同事業者が置く常勤の管理者は、介護保険法施行規則に規定する主任介護支援専門員でなければならない、

ただし、確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を常勤の管理者とすることができることを規定するもの、次に、次ページ中段やや下、第24条第3項において、指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないことを規定するものでございます。

次に、173ページ中段、附則でございますが、第1項は条例の施行期日を令和6年4月1日からとするもの、次に、第2項は経過措置でございますが、この条例の施行日から令和7年3月31日までの間、第24条第3項の規定は適用しないことを規定するものでございます。

次に、175ページをお開き願います。議案第86号、川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本条例は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、軽費老人ホームの設置者は、一定の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならないこととすること、軽費老人ホームの施設長は、当該施設の管理上支障がない場合に、同一敷地内に限らず他の事業所等の職務に従事することができることとすること等のため、制定するものでございます。

改正の主な内容でございますが、ページ中段、第12条第4項ただし書において、軽費老人ホームの施設の管理上支障がない場合に、施設長は、同一敷地内に限らず他の事業所等の職務に従事することができることから、「同一敷地内にある」の文言を削り、また、都市型軽費老人ホームの施設長の場合においても同様に同条例内で削るもの、次に、同ページ下段、第28条は、軽費老人ホームの協力医療機関等に係る規定を定めるものでございまして、第2項において、設置者は、協力医療機関を定めるに当たっては、要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならないことを規定するもの、次に、同条第3項において、設置者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならないことを規定するもの、次に、同条第4項において、設置者は、第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないことを規定するもの、次に、同条第5項において、設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないことを規定するもの、次に、次ページ上段、第29条第3項において、設置者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないことを規定するものでございます。

次に、附則でございますが、第1項は条例の施行期日を令和6年4月1日からとするもの、次に、第2項は経過措置でございますが、この条例の施行日から令和7年3月31日までの間、第29条第3項の規定は適用しないことを規定するものでございます。

次に、179ページをお開き願います。議案第87号、川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本条例は、国民健康保険法の一部改正により、退職被保険者等の経過措置に係る規定が削除されたことに伴い、所要の整備を行うこと等のため、この条例を制定するものでございます。

改正の主な内容でございますが、次ページ中段、第15条は、退職被保険者等に係る基礎賦課額に係る規定であることから削除するもの、次に、その下、第16条において、退職者

医療制度の廃止に伴い一般被保険者との区別を行う必要がなくなったことから、一般被保険者を被保険者に改めるものでございます。

次に183ページ中段、附則でございますが、条例の施行期日を令和6年4月1日からとするものでございます。

以上で健康福祉局関係の追加議案の説明を終わらせていただきます。

○議長 青木功雄 財政局長。

〔財政局長 白鳥滋之登壇〕

○財政局長 白鳥滋之 財政局関係の追加議案につきまして御説明申し上げます。

今回の議案は、本市に交付される地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策に係る取組について、令和6年度の一般会計補正予算を追加提出させていただくものでございます。

内容につきまして御説明申し上げますので、2の2、令和6年度川崎市一般会計補正予算の3ページをお開き願います。

議案第88号、令和6年度川崎市一般会計補正予算でございます。第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に14億2,139万円を追加し、予算の総額を8,726億5,508万6,000円とするものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正の内容について御説明いたしますので、8ページを御覧ください。初めに、歳入でございますが、17款国庫支出金は14億2,139万円の増で、これは2項6目経済労働費国庫補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増によるものでございます。なお、今般の補正により、現在、本市に配分されている臨時交付金は全額活用することとなります。

10ページに参りまして、歳出でございますが、7款経済労働費は14億2,139万円の増で、これは2項1目商業振興費のプレミアムデジタル商品券事業費で、市民の暮らしと企業活動への影響を踏まえ、消費の下支えを通じた地域経済活性化及びデジタル化促進を目的としてプレミアム付デジタル商品券を発行するもの、2目工業振興費の環境産業振興事業費で、市内中小企業が行う環境分野の新技术、新製品、新システムの研究開発等に係る経費の一部を助成するもの、3項1目中小企業支援費の中小企業経営革新支援事業費で、市内中小企業に対して創エネ・省エネ機器や生産設備の導入、更新に係る経費の一部を助成するもの、2目金融対策費の信用保証等促進事業費で、経営に影響を受けた市内中小企業者等に対する資金繰りの支援として、信用保証料を補助するものでございます。

なお、12ページ以降、給与費明細書がございますので、後ほど御参照ください。

以上で追加議案の説明を終わらせていただきます。

○議長 青木功雄 以上で提案説明は終わりました。

ここで休憩をお諮りいたします。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 青木功雄 御異議ないものと認めます。およそ5分休憩いたします。

午後5時25分休憩

午後5時30分再開

〔局長「ただいまの出席議員議長とも57人」と報告〕

○議長 青木功雄 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、日程第4の議案23件の議事を行います。

これより、ただいまの議案23件に対する代表質疑を行いたいと思いますが、その前に申し上げます。既に皆様方に御報告を申し上げておきましたが、地方公務員法第5条第2項の規定に基づきまして、議案第66号につきまして人事委員会に意見を求めておりましたところ、異議ない旨の回答が議長宛てにありましたので、ここに改めてお知らせをいたします。(資料編*ページ参照)

それでは、ただいまの議案23件に対する代表質疑を行います。発言は質問者席でお願いいたします。

発言を願います。25番、各務雅彦議員。

[各務雅彦登壇]

○25番 各務雅彦 私は、自由民主党川崎市議会議員団を代表して、ただいま議案となりました諸議案について順次質疑してまいります。

初めに、議案第70号、川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第71号、川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について伺います。新設された就労選択支援事業は、令和4年12月16日に公布された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律により、公布から3年以内に創設されることになった制度です。就労選択支援とは、障害者本人が就労先、働き方について、よりよい選択ができるよう就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。現在、就労選択の支援はどのように行われているのか伺います。また、この制度を創設するに至った経緯を含め、課題と本事業創設の目的並びに期待される効果について伺います。就労選択支援事業の具体的サービス内容について伺います。就労系障害福祉サービスの利用には、就労選択支援の利用が必須であるか伺います。就労選択事業所及び就労支援員の要件について伺います。また、申請開始予定についても伺います。対象者について伺います。また、特別支援学校在校生も対象となるのか伺います。特別支援学校における就労アセスメントは、就労継続支援B型事業所の利用意向が決まった後に実施していないかを含め、現在の就労アセスメントの実施時期について伺います。特別支援学校における就労アセスメントをより効果的なものとするためには、特別支援学校高等部の各学年で実施すること、在学中に複数回実施すること並びに職場実習のタイミングで実施することが求められます。見解と対応について伺います。就労選択支援事業所の中立性確保が重要です。就労先と就労アセスメントを行う法人が同一である場合もあるのか伺います。ある場合は、自法人が運営する就労系障害福祉サービス等へ利用者を誘導しない仕組みが必要です。見解と対応について伺います。就労選択支援事業所と計画相談支援事業所の連携はどのように行われるのか伺います。本事業開始後の障害者地域就労援助センターの位置づけと役割について伺います。

次に、議案第88号、令和6年度川崎市一般会計補正予算案について伺います。エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金の推奨事業メニューを提示の上、国は総額5,000億円を捻出し、本市には14.2億円が措置されまし

た。算定方法について伺います。また、人口対比で見ると若干不足感を感じますが、見解を伺います。推奨事業メニューが生活者支援と事業者支援それぞれ4項目が国から示されましたが、その中で4事業を採用した理由について伺います。また、採用されなかった項目の中で本市が独自に行っているものがあれば伺います。

プレミアムデジタル商品券事業費10億円は、プレミアム分が8億円、差額2億円が委託費と推察しますが、内訳について伺います。また、過去の委託費と比較した縮減額とその要因について伺います。加えて、今後、プレミアム商品券事業が出た場合にさらなる縮減は可能なのか伺います。1セット当たりを1万円から5,000円に引き下げた理由について伺います。引下げにより委託費に影響はないのか伺います。また、以前より利用者に偏りがあると指摘をしてまいりましたが、見解と対応を伺います。

質問は以上です。

○議長 青木功雄 総務企画局長。

○総務企画局長 中川耕二 総務企画局関係の御質問にお答え申し上げます。

重点支援地方交付金についての御質問でございますが、交付限度額の算定方法につきましては、交付金制度要綱に基づき、各自治体の人口規模や市民1人当たりの地方税収額、事業所数、財政力指数などを踏まえて国において算出するものでございまして、生産年齢人口の割合や市民1人当たりの地方税収額、財政力指数が高い自治体の限度額が相対的に低くなる係数が用いられることから、本市においては他都市と比べて人口対比で額が低くなっているものと認識しております。また、事業選定の考え方につきましては、物価高騰対策という交付金の趣旨を踏まえながら、限られた事業期間の中で幅広く市民や事業者に効果が行き届く取組について選定を行ったところでございます。なお、国が示す推奨メニューのほかの項目で本市が一般財源を用いて独自に取り組んでいる事業はございません。以上でございます。

○議長 青木功雄 経済労働局長。

○経済労働局長 久万竜司 経済労働局関係の御質問にお答え申し上げます。

プレミアムデジタル商品券事業費についての御質問でございますが、本事業は、エネルギー価格をはじめとした物価高騰の影響を受けている市民の暮らしと企業活動への影響を踏まえ、消費の下支えを通じた地域経済活性化及びデジタル化促進を目的として、民間のキャッシュレス決済サービスを活用し、市内在住者を対象としたプレミアム付デジタル商品券を発行するものでございます。事業費の内訳につきましては、事業実施委託料が約9億9,700万円で、そのうちプレミアム分が8億円、事務費が約1億9,700万円となっており、その他、会計年度任用職員の雇用に関する経費が約300万円、合計10億円でございます。川崎じもと応援券第3弾事業の委託料との比較につきましては、縮減額が約1億5,100万円となっており、主な要因といたしましては、民間のキャッシュレス決済サービスの活用により、利用店舗の募集や管理に要する事務経費等を縮減したことによるものでございます。今後、同様の事業を実施する場合の委託料の縮減につきましては、社会経済環境の動向によるものと考えております。1セット当たりの金額を引き下げた理由につきましては、本事業が物価高騰の影響を受けている市民の皆様の消費を下支えすることが主目的でありますことから、多くの方々に御購入いただけるようにしたものでございます。また、本事業は、電子商品券により実施することから、印刷費、郵送費等は不要となるため、セット金

額を引き下げたことによる委託料への影響は少ないものと考えております。利用者の偏りにつきましては、これまで1セット1万円でありましたことから、購入を控えた方がいらっしやうと考えており、より多くの方々に御購入いただけるよう1セット5,000円としたものでございます。以上でございます。

○議長 青木功雄 健康福祉局長。

○健康福祉局長 石渡一城 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

就労選択支援事業についての御質問でございますが、就労系障害福祉サービスを希望する方の支援につきましては、現状、申請時にサービスを選択する必要があり、就労する事業所が決まった上でその事業所がアセスメントを実施しているところでございます。就労選択支援につきましては、就労系障害福祉サービスを希望する方の就労能力や適性を客観的に評価し、具体的な支援内容に活用する手法等が確立されておらず、適切なサービス等につなげられていないという課題があったため、働く力と意欲のある方に対して働き方を考えることをサポートするとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した方には、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供することを目的に創設されました。期待される効果ですが、研修を修了した就労選択支援員の配置により専門的な支援を受けることが可能となり、本人の就労能力や適性、ニーズや強み、職業上の課題、就労に当たっての支援等を本人と協同して整理することで、本人の自己理解を促進することが可能となります。具体的なサービス内容につきましては、原則1か月の利用期間を設け、生産活動等の機会の提供を通じてアセスメントを行い、その評価や整理の結果に基づき、障害福祉サービス事業者等の関係機関と連絡調整を行い、利用者に対しては進路選択に資する就労や雇用に関する情報を提供するものでございます。就労系障害福祉サービスの利用につきましては、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、就労系障害福祉サービス事業所等がアセスメントを実施した場合には、その評価や整理をもってアセスメントの実施に代えることができるため、就労選択支援の利用は必須ではございません。

就労選択事業所の要件につきましては、就労移行支援または就労継続支援に係る障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者となります。また、就労選択支援員の要件につきましては、支援員養成研修の修了者としており、養成研修の受講要件としては基礎的研修を修了していることや就労支援に関して一定の経験を有していることとなります。申請につきましては、サービスの開始が令和7年10月からを予定しているため、その2か月前までに事前相談を終え、前月の15日までに申請を受理することになります。対象者につきましては、就労移行支援または就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に利用している者となります。また、特別支援学校在学生につきましても対象としております。特別支援学校における就労アセスメントにつきましては、文部科学省及び厚生労働省からの通知を踏まえ、平成29年度から、就労移行支援または就労継続支援の利用意向がある生徒について、各校の進路指導計画に基づき、高等部の2年生及び3年生で実施しているところでございます。特別支援学校における就労アセスメントにつきましては、手法が増えることは大変有用であると考えますが、就労選択支援の活用について具体的な方法が示されていないため、今後の国の動向を注視しながら

ら、本人の希望や能力に沿った有効な支援につながるよう教育委員会と共有を図ってまいりたいと存じます。就労先と就労アセスメントを行う法人については、同一となる可能性がございますが、中立性の確保から、国の報酬におきまして、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果、利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型または指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一事業者によって提供されたものの占める割合が8割を超えている場合には減算を設けることとしております。また、本市におきましても必要以上に特定の事業所に集中して就労選択支援を支給決定しないよう、事務処理要領において示していくことを検討しております。計画相談支援事業所との連携につきましては、就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び計画相談支援事業所等に提供しなければならないと規定されております。障害者地域就労援助センターにつきましては、市の要綱に基づく事業で障害者の就労を支援するため、南部、中部、百合丘の3か所に設置しております。このうち中部就労援助センターは、国と神奈川県から委託を受けて就業面と生活面の一体的な相談支援を行う障害者就業・生活支援センターとして位置づけられており、同センターが実施している就労アセスメントは、指定就労選択支援事業者が行うアセスメントの実施に代えることができるとされております。一方で、本市独自事業の南部及び百合丘就労援助センターにおけるアセスメントの取扱いについては、現在国から示されていないことから、今後の動向を注視してまいります。以上でございます。

○議長 青木功雄 各務議員。

○25番 各務雅彦 御答弁ありがとうございました。あとは委員会に譲り、質問を終わります。

○議長 青木功雄 48番、木庭理香子議員。

[木庭理香子登壇、拍手]

○48番 木庭理香子 私は、みらい川崎市議会議員団を代表し、追加で提案されました議案第66号、川崎市立看護短期大学条例及び川崎市立看護短期大学奨学金貸付条例を廃止する条例の制定について、議案第67号から第73号、川崎市障害福祉サービス等及び障害児入所・通所事業等の指定基準条例の一部改正等について、議案第74号から第86号、川崎市介護保険事業者指定基準条例の一部改正等について、議案第88号、令和6年度川崎市一般会計補正予算について伺います。

まず、看護短期大学についてです。本市は、令和4年4月の川崎市立看護大学開学に合わせ、短期大学の学生募集を停止、現在の学生の卒業をもって廃止し、それに合わせ短期大学の奨学金を廃止するというものです。平成7年の開学以降、同校における奨学金の貸付延べ人数、総額について具体的に伺います。また、設置が予定されている大学院に対しても奨学金制度の創設が必要と考えますが、見解と対応を伺います。

次に、障害福祉サービスに関連する議案についてです。本条例改正は、厚生労働省の改正を踏襲することを基本方針にしているとのこと。本市では、今年4月に第5次かわさきノーマライゼーションプランが改定されますが、直前となるこの時期に発出されたことで受ける影響について見解と対応を具体的に伺います。次に、改正等の概要によると、共通事項、通所系の指定障害福祉サービスでは、サービス管理責任者は利用者の意思決定支援の配慮や努力義務が明記されていますが、当事者の意思確認が必要になることは負担

増につながる懸念があります。見解と対応を伺います。あわせて、直近の計画相談支援実績と事業所数について及び今後の見込みについて伺います。また、サービス管理責任者の負担軽減から担い手確保は重要です。資格取得までに5年～8年かかるとのことですが、計画的な人材育成について見解と対応を伺います。次に、就労選択支援についてです。利用者の意思決定支援の新しい就労支援サービスとして、令和7年10月から就労選択支援が実施されることとなりました。当該サービスは、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。想定される就労アセスメントの手法やツールの内容について伺います。あわせて、障害者就労支援かわさきモデルに働く力のアセスメントのプロセスが入っていますが、実施内容と新しいサービスとの関連を伺います。次に、本計画期間は令和8年3月までにもかかわらず、就労選択支援については国の動向を注視しながら支援を希望する方が適切に利用できる体制を整えていくとの記述があるのみです。本サービスは一般就労への移行や就労の定着率向上を促進することが期待され、本市も本格実施に向けて先進的な取組を実施している事業所とモデル事業を行うなど、スピード感を持って取り組むべきと考えますが、見解と対応を伺います。あわせて、精神障害者の就労支援及び職場定着の支援についても見解を伺います。次に、就労継続支援B型についてです。工賃の支払いに要する額をこれまでは運営費から支出することも可能でしたが、今後は認められないとのこと。それはすなわち工賃の支払いを全て業務の対価で賄うこととなり、利用者が受け取る賃金が低下する可能性もあると言えます。今後どのように利用者の利益を守るのか、見解と対応を伺います。次に、指定通所支援についてです。まずは、児童発達支援、放課後等デイサービスでは、指定児童発達支援事業者は事業所ごとに心身の健康等に関する健康・生活、運動・感覚、認知・行動、言語・コミュニケーション、人間関係・社会性の5つの領域とのつながりを明確とした事業所全体の支援内容を示す支援プログラムを策定するだけでなく、公表することが義務化されます。これにより得られるメリット及びデメリットについて見解を伺います。

次に、介護保険事業者指定基準条例の一部改正に関する議案についてです。まず、多機能系サービスについてです。現在、在宅支援から施設入所までのつなぎの役割を担っている小規模多機能居宅介護の管理者が、今後はデイサービスやグループホーム、地域密着型特別養護老人ホームなど、サービス内容にかかわらず兼務が可能になるとのことです。今後、市としてどのように把握するのか伺います。また、兼務可とすることで各施設の管理運営が手薄になることが懸念されます。対策について見解と対応を伺います。次に、居宅介護支援についてです。現状、ケアマネジャー1人に対し要介護と要支援の合計に3分の1を掛けた数が35以下とされていた人員基準が44まで緩和されるとのこと。そもそもケアマネジャーについては現場から人手不足が指摘される中、ケアマネジャーに登録している人数も実務者数も市が把握していない現状があります。条例改正を機に、常勤、非常勤の雇用形態を含め、早急に正確な実態把握が必要と考えますが、見解と対応を伺います。また、令和5年12月末から認定調査等の電子化を順次導入し業務負担の軽減に努めているとのことですが、人員基準を緩和するメリットについて具体的に伺います。また、これまで1か月に一度は利用者の居宅訪問が義務づけられていましたが、今後は利用者や家族の同意があれば、少なくとも2か月に1回の居宅訪問を要件とすることで、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことができるということです。令和3年に示された第8

期いきいき長寿プランによると、市内の約13世帯につき1世帯が高齢者のみ世帯で、高齢者の5人に1人が独り暮らしをしている現状です。携帯電話やパソコン等の機能を活用した見守りが現実的に可能なのか疑問です。ケアマネジメントの質の向上の観点から、居宅訪問の要件を緩和することですが、逆行しないとする根拠及び利用者の安全性の担保について具体的に伺います。さらに、予防ケアプラン、ケアプランの作成やそれぞれのモニタリングの在り方について変更はあるのか伺います。次に、施設系サービスについてです。現在、特別養護老人ホーム、老人保健施設、有料老人ホーム、グループホームなど施設系と呼ばれるサービスには、協力医療機関を定めることが義務づけられていますが、今後は、入所者の病状が急変した場合に医師や看護師が相談対応を行う体制や診療を行う体制を常時確保していること、入院を要する場合は原則として受け入れる体制を確保していることが義務づけられます。こうした厳しい条件では入院が可能な大病院しか対応できず、個人病院と契約している施設は混乱を来すことが想定されます。また、医師の過重労働が問題視される昨今、大病院にとっても、通常の患者対応で業務が逼迫する中、さらなる負担となることが明白です。一定の経過措置として3年間猶予を設けているとのことですが、こうした課題について本市としてどう取り組むのか、見解と対応を伺います。

次に、議案第88号、令和6年度川崎市一般会計補正予算について伺います。

初めに、予算編成の考え方についてです。今回の補正予算は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が原資であり、主に生活者及び事業者支援に焦点が当てられていますが、経済労働費以外の事業がありません。予算編成に当たっての考え方について、財政局長及び総務企画局長に伺います。

次に、プレミアムデジタル商品券事業費についてです。本事業には約10億円が計上されており、物価、エネルギー価格の高騰対策として消費の下支えを通じた地域経済活性化及びデジタル化促進を目的としてプレミアム付デジタル商品券を発行するものです。まず、令和4年度に電子商品券方式で実施した川崎じもと応援券第3弾事業で見いだした課題等、総括について伺います。次に、商業関係団体との意見聴取の在り方についてです。過去の川崎じもと応援券事業では、川崎市商店街連合会など関係団体との意見交換の機会を設けずに事業実施を決めるなど、意見聴取の在り方への課題とともに、実施内容についてもそれら団体の意見が反映されてこなかった実態があります。今回の実施に当たっては、丁寧な意見聴取と制度設計の反映が求められていましたが、見解と対応を伺います。次に、事業スキームについてです。前回の第3弾と今回の違いについて具体的に伺います。また、今回既存の電子マネーの仕組みを活用した事業手法を選定した理由について伺います。さらに、委託事業者選定に当たっての考え方と評価ポイントについて伺います。加えて、幅広く市民の利用促進を図るためには、複数の電子マネーを対象とすることが望ましいと考えます。見解と対応を伺います。また、川崎じもと応援券第4弾と位置づけられない理由についても伺います。次に、スケジュールについてです。事業の目的から素早い事業構築が不可欠です。実施までのスケジュール及び利用期間の考え方について伺います。

次に、利用対象者及び購入限度額についてです。今回は市内在勤者を対象外とした理由を伺います。また、市内在住者の確認をどのように行うのか伺います。さらに、商品券発行については、1セット6,000円分の電子商品券を5,000円で販売し、購入限度は対象者1人につき10セットまでを予定しています。前回と比べセット単価を半額にした理由を伺い

ます。次に、利用可能店舗についてです。消費の下支えの観点から踏まえれば、多くの店舗で利用できることが求められますが、対象となる利用可能店舗について具体的に伺います。あわせて、これまで対象とならなかった新規事業者への参加勧奨について具体的に伺います。また、過去のプレミアム商品券事業においても制限をかけずに取り組んだ事例を参考に、利用可能店舗数の目標設定の考え方について見解と対応を伺います。さらに、利用可能店舗が中小企業等に限定されないため、過去の事業実績を見ても大規模店舗に利用が過度に集中することが懸念されます。中小企業等での利用促進に向けた取組も必要であると考えますが、見解と対応を伺います。加えて、過去のプレミアム商品券事業においては、サンクスフェアという懸賞付きの商店街利用促進キャンペーンを実施した経過もありますが、同様の事業も検討すべきと考えます。見解と対応を伺います。次に、事業者の換金対策等についてです。これまで、地域活性化の観点から事業者の負担軽減を図るため、換金対策を重視してきました。今回は既存のキャッシュレス決済を利用する事業スキームから対応が難しいとも仄聞しますが、多くの事業者に参加を促す観点から見解と対応を伺います。また、今回の事業実施を契機として、これまでキャッシュレス決済に対応してこなかった市内中小企業等に対して、希望する店舗へのキャッシュレス決済導入も促進すべきと考えます。これまでの川崎じもと応援券事業においても、デジタル化の促進を事業目的の一つとして掲げてきましたが、実績及び課題認識、今回の事業実施に当たっての見解と対応を伺います。さらに、今回は利用可能店舗側にも決済手数料が生じることが想定されますが、取扱いの考え方について伺います。

次に、事務費の縮減についてです。我が会派は、これまでの商品券事業においても、事務経費の縮減を求めてきました。前回実施した川崎じもと応援券第3弾は約3億5,300万円の事務費を想定していましたが、今回は2億円を見込んでいます。事業費の内訳と今回の事業における縮減の取組について具体的に伺います。次に、販売方法についてです。これまで、デジタルによるプレミアム商品券実施に当たり、専用ホームページ等からの事前登録と抽せんによる販売方法を採用してきましたが、今回の検討状況について伺います。また、売れ残った場合への対応について、過去の事業においても追加販売等を実施してきましたが、見解と対応を伺います。さらに、購入者の決済方法をどのように想定しているのか具体的に伺います。加えて、デジタル対応が不慣れな方々への対応についても伺います。

次に、購入済み未利用分についてです。販売された商品券のうち、利用されなかった購入済み未利用分については国への返金が必要となるのか、見解と対応を伺います。また、過去の事業においても利用されなかったプレミアム分については、交付金の性質から他の交付金活用事業に充当してきた経緯があります。過去の川崎じもと応援券事業におけるプレミアム分の金額及び充当先の用途について伺います。また、今回の事業実施に当たっても未利用のプレミアム分が発生することが想定されますが、その用途については経済対策等へ充当するよう事前の検討が必要と考えます。見解と対応を伺います。さらに、販売額部分について、第3弾での取扱い状況及び今回の取扱いについて具体的に伺います。次に、周知広報についてです。市民に広く活用していただくためにも、事業の認知度向上は重要です。これまでの川崎じもと応援券やドラえもんのキャラクターを採用した掲示物作成など、継続性を重視した周知広報も効果的と考えますが、見解と対応を伺います。また、本市が進めている市制100周年記念事業や全国都市緑化かわさきフェアと関連づけた取組も

効果的と考えますが、見解と対応を伺います。

次に、環境産業振興事業費についてです。これは脱炭素貢献型新技術・新製品開発等支援補助金として、市内中小企業等への脱炭素社会への貢献と経営基盤競争力強化のために実施する事業であり、補助金3,000万円と補助事業選定に伴う報償費18万8,000円を計上しています。まず、令和4年度から令和5年度にかけて実施した環境分野企業間連携等研究開発補助金との主な違いについて伺います。また、今回は9社の応募があり、審査の結果、6社の事業が選定されました。本年1月末が補助対象期間でしたが、実施状況及び効果検証について伺います。さらに、今回は前回より原材料や外注加工費など比較的広い範囲の経費が補助対象となりましたが、今回も同様なのか伺います。加えて、補助対象事業の審査に当たっては、中立性と専門性が重要となりますが、どのように担保するのか伺います。

次に、中小企業経営革新支援事業費についてです。これは未来志向の設備投資応援補助事業として、エネルギー調達コストの効果的な負担軽減や高効率化による収益拡大を目的に実施する補助事業であり、2億500万円の補助金と業務委託料4,500万円を計上しています。まず、令和4年度から令和5年度にかけて実施したエネルギー最適化補助金との主な違いについて伺います。また、エネルギー最適化補助金は令和5年12月28日までが補助対象期間でしたが、エネルギー設備導入調査及び補助金交付の実施に至った企業数、申請額が予算上限額に達したおおむねの時期及び検証結果について伺います。さらに、調査を含めた実務作業を担う委託先の選定方法及び契約手法について伺います。加えて、今回は小規模事業者の下限額を20万円に引き下げるとともに、前回補助を受けていない新規事業者に対しては補助率も2分の1から3分の2に引き上げています。新規事業者の応募を促進することが目的と理解しますが、判断理由と経緯について伺います。また、再実施に当たり周知広報が重要となります。どのように行うのか伺います。

次に、信用保証等促進事業費についてです。これは、物価高騰等で影響を受けた中小企業者等の資金繰り支援のために実施する伴走支援型経営改善資金について国補助後の事業主負担分の保証料に対して補助を行うもので、1億4,000万円余の補正額を計上しています。まず、令和3年度に創設された本制度のこれまでの実施状況と実績について伺います。また、当初予算では代位弁済補助金を含め6億5,000万円余を計上していますが、この時点で補正予算を計上した判断理由と経緯について伺います。さらに、神奈川県も同交付金を活用し同様の事業を計上していますが、屋上屋の事業になることが懸念されます。県との間でどのように調整を図ったのか伺います。加えて、本事業の執行に当たっては経済労働局と川崎市信用保証協会の連携が重要となります。これまでも事務ミスが発生していますが、連携を一層密にし、システム改修等を速やかに実施する必要があると考えます。見解と対応を伺います。

以上、代表質疑をさせていただきます。(拍手)

○議長 青木功雄 総務企画局長。

○総務企画局長 中川耕二 総務企画局関係の御質問にお答え申し上げます。

重点支援地方交付金についての御質問でございますが、同交付金は、物価高騰対策として地方公共団体が地域の実情に応じて必要な対策を実施するため交付されるものでございます。その趣旨を踏まえながら、国が示す推奨メニューと整合が取れているか、限られた事業期間内の中で幅広く市民や事業者にも効果が生き届く取組であるかなどの観点から、物

価高騰の影響を受ける生活者や事業者への支援として、プレミアムデジタル商品券事業に加えて、経営基盤や競争力の強化に取り組む事業者を支援する事業を選定したところでございます。以上でございます。

○議長 青木功雄 財政局長。

○財政局長 白鳥滋之 財政局関係の御質問にお答え申し上げます。

予算編成についての御質問でございますが、今回の補正予算案につきましては、当該事業を所管する経済労働局から補正予算見積書等の提出を受け、これまで実施してきた事業の実績や予算の執行状況等を踏まえ、所要額を精査し、計上したところでございます。以上でございます。

○議長 青木功雄 経済労働局長。

○経済労働局長 久万竜司 経済労働局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、プレミアムデジタル商品券事業費についての御質問でございますが、本事業は、エネルギー価格をはじめとした物価高騰の影響を受けている市民の暮らしと企業活動への影響を踏まえ、消費の下支えを通じた地域経済活性化及びデジタル化促進を目的として、民間のキャッシュレス決済サービスを活用し、市内在住者を対象としたプレミアム付デジタル商品券を発行するものでございます。川崎じもと応援券第3弾事業の総括等につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが大幅に減少している飲食店や生活関連サービス等の事業者を支援するとともに、接触機会の低減やデジタル化促進の対応として、本市では初めてとなる電子商品券による事業でございます。発行した40万セットが完売し、99.8%の利用があり、市内事業者における資金の循環に貢献したものと考えております。一方、利用店舗数の確保に時間を要したことや、事務経費の縮減が必要であったこと等が課題であったと考えております。今回の事業実施に当たりましては、商業者等のニーズを把握することは重要であると考えておりますことから、商業団体と事前に意見交換を行いまして、プレミアム分を市内だけで使えるようにすべきである、換金のパンをできるだけ短くしてほしい等の御意見をいただき、制度設計の参考とさせていただいたところでございます。第3弾事業との違いにつきましては、第3弾事業の主目的は新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援であり、本事業は、物価高騰の影響を受けている市民の皆様の消費を下支えすることを主目的としているところが異なっているところでございます。こうしたことから、本事業は第4弾事業と位置づけられないものとしたところでございます。

今回の事業手法につきましては、民間のキャッシュレス決済サービスの登録店舗を生かして利用店舗を確保するとともに、事務経費についても縮減が図られるよう、同サービスを選択したものでございます。委託事業者の選定に当たりましては、より多くの市民の皆様に利用していただくことが重要であると考えておりますことから、市民の皆様が市内の店舗等を利用することを前提として、利用店舗数や使いやすさ、適正な事業執行、フォロー体制等を評価してまいります。複数の民間のキャッシュレス決済サービスを対象とすることにつきましては、事務経費が増大することや、短期間で足並みをそろえて事業費等を管理しながら実施することは難しいと考えておりますが、事業者単独での、あるいは、ある事業者が複数の事業者を束ねた提案なども想定し、今後対応を検討してまいります。事業スケジュールにつきましては、4月中旬までに委託事業者を選定後、契約を締結し、6

月上旬から商品券の申込みを開始して、7月上旬から利用開始できるよう準備を進めてまいります。また、利用期間の考え方は、年内に御活用いただき年度内で事業を完了できるように、12月下旬までの予定としております。市内在勤者を対象としなかった理由につきましては、市民の皆様様の消費の下支えを図るため、市内在住者としたものでございます。市内在住者の確認につきましては、民間のキャッシュレス決済サービスの機能で本人確認すること、または、必要に応じて本人確認資料等により申込者の居住地等を確認することで、市内在住者以外の方が購入することがないように対応してまいりたいと考えております。1セット5,000円とした理由につきましては、本事業が物価高騰の影響を受けている市民の皆様様の消費を下支えすることが主目的でありますことから、多くの方々に御購入いただけるようにしたものでございます。利用店舗につきましては、飲食店、宿泊施設、生活関連サービス、小売店などの幅広い業種で御利用いただけるようにしてまいりたいと考えております。

新たな事業者の参画につきましては、本事業の実施に当たり、川崎商工会議所や商業団体等と連携して幅広く広報を行ってまいります。利用店舗数の目標設定の考え方につきましては、多くの事業者に参画していただくことが重要であると考えておまして、第3弾事業を大きく上回る店舗数を目標として取り組んでまいります。中小企業を利用していただけの取組につきましては、本事業が民間のキャッシュレス決済サービスを利用することから、中小企業に限定することはサービスの性質上難しいものと考えておりますが、案内ポスターを配付するなど販売促進に向けた支援を行ってまいります。商店街利用促進キャンペーンであるサンクスフェアにつきましては、過年度のプレミアム商品券事業の余剰金を活用して実施したものでございます。今後におきましても、商店街振興は重要であると考えておりますことから、必要な支援について検討してまいります。

決済後の早期の入金等につきましては、民間のキャッシュレス決済サービスを活用することから、サービスの性質上、入金時期を調整することは難しいところでございますが、具体的には、委託事業者の提案内容を踏まえて対応してまいります。キャッシュレス決済の促進につきましては、第3弾の電子商品券事業では約4,500店舗に参画していただき、また、同事業実施後のアンケートにおきましては、キャッシュレス決済を導入していなかった店舗の約半数が第3弾事業をきっかけに新たに他のキャッシュレス決済サービスを導入すると回答したことから、キャッシュレス決済の推進に一定の効果があつたものと考えております。今後、キャッシュレス決済のニーズがさらに広がることを見込まれるため、未対応の店舗向けましては、キャッシュレス決済への対応を御理解いただけるよう様々な機会を通じて働きかけてまいります。決済手数料につきましては、既に民間のキャッシュレス決済サービスに登録されている店舗においては従来どおりの手数料になるものと考えております。事務経費の内訳等につきましては、運営費、コールセンター費、広報費等となっており、民間のキャッシュレス決済サービスの活用により、利用店舗の募集や管理に要する費用等が縮減されるものと考えております。

販売方法につきましては、できるだけ多くの市民の皆様様に御利用いただけるよう、事前にお申込みをしていただき抽せんで販売することを想定しておりますが、具体的な対応につきましては委託事業者の提案内容によるものと考えております。追加販売につきましては、当初の販売で全ての商品券を御購入いただけるよう広報等に取り組んでまいります。

購入されない商品券が生じた場合は追加販売をしてまいります。商品券の購入に係る決済方法につきましては簡便なものが必要であると考えておりますので、そうしたことを実現できる委託事業者を選定してまいります。キャッシュレス決済が不慣れな方への対応につきましては、委託事業者が保有する相談機能等を活用し、適切にフォローしてまいります。期限までに使用されなかった商品券の取扱いにつきましては、本事業の財源は国の地方創生臨時交付金を活用しておりますので、不用額につきましては他の地方創生臨時交付金の対象となる事業の財源として調整することなどについて関係局と調整してまいります。過去3回実施した川崎じもと応援券のプレミアム分の未利用額につきましては、合計で約3,200万円となっており、他の地方創生臨時交付金の対象となる事業に活用されております。本事業のプレミアム分の未利用額につきましては、未利用の状況を踏まえて関係局と調整してまいります。プレミアム分を除いた未利用額につきましては、第3弾事業では一般財源として活用されましたが、本事業につきましては関係局と調整してまいります。

事業名称やキャラクターの活用につきましては、本事業は川崎じもと応援券とは事業目的が異なることから、応援券の名称やキャラクターを使用することは考えておりませんが、事業の認知度向上は重要でありますことから、委託事業者と広報に取り組むとともに、商工会議所や商業団体等と連携して幅広く本事業の周知を図ってまいります。市制100周年記念事業や全国都市緑化かわさきフェアとの連携につきましては、本事業が物価高騰の影響を受けている市民の皆様の消費の下支えを主目的に実施するものでございますので、本事業と目的が異なるものと考えておりますが、配付するポスター等を活用して市制100周年記念事業等を御案内してまいります。

次に、環境産業振興事業費についての御質問でございますが、環境産業振興事業費に係る補助制度につきましては、脱炭素社会への貢献と経営基盤及び競争力の強化の両立を促進することを目的として、市内中小企業等が新技術、新製品の研究開発等に係る経費を補助する事業でございます。令和4年度から令和5年度にかけて実施いたしました環境分野企業間連携等研究開発補助金との主な違いにつきましては、前回は市内中小企業等が主体となり大学や他の企業等と連携して行うものを補助対象事業としていましたが、今回の脱炭素貢献型新技術・新製品開発等支援補助金におきましては、市内中小企業の単独での研究開発も補助対象とするものでございます。なお、前回の環境分野企業間連携等研究開発補助金において採択した6件の事業につきましては、令和6年1月までに研究開発等を完了し、現在は事業報告の内容を精査しているところでございますが、いずれの事業者も新たな顧客開拓につながる製品や従来にない技術の開発を達成されたとの報告をいただいております。今後に向けましては、今回の取組成果を引き続き確認してまいります。補助対象経費の範囲につきましては、前回と同様に、機械設備の購入費やシステム開発費をはじめ開発した製品、技術等における産業財産権取得に係る経費や大学、企業等との共同研究に係る経費など幅広く対象とする予定でございます。補助対象事業の選定につきましては、事業の新規性、独自性、事業化の見込みなどについて、技術、企業経営、市場、販路に関して知見のある有識者から意見聴取を行い、市職員で構成される審査会を経て決定してまいります。

次に、中小企業経営革新支援事業費についての御質問でございますが、令和4年度から令和5年度にかけて実施いたしました川崎市エネルギー最適化補助金との主な違いにつき

ましては、前回はエネルギー調達コストの負担軽減を図るための太陽光発電設備等の導入や、LED照明等の省エネルギー設備の更新に対して補助を実施したものでございますが、今回の川崎市未来志向の設備投資応援補助金におきましては、今年度の取組に加え、生産量の増加や収益の拡大に向けた設備等を補助対象として追加することや、多くの市内中小企業に活用していただけるよう補助率等を変更することとしたところでございます。また、実施企業数等につきましては、エネルギー設備の導入調査を実施した企業数は129者、設備投資に係る補助を交付した企業数は103者でございまして、導入調査を実施した段階では予算を超過する見込みでございましたが、補助金の交付申請時には予算内に収まったものでございます。検証結果につきましては、現在は事業報告の内容を精査しているところでございますが、空気調和設備や冷凍冷蔵庫、照明設備、太陽光発電設備など、エネルギーコストの削減等に寄与する多くの設備の導入が図られたことから、一定の成果があったものと考えております。委託事業者の選定方法等につきましては、本事業では、電気、ガス等のコストの削減効果や生産量の増加等の見込みの確認が行える専門的な知見を含めて効果的な事業実施が必要であるため、それを実施できる事業者を公募型企画提案方式により選定する予定でございます。補助下限額等の変更理由につきましては、より使いやすく補助率を引き上げることで幅広い事業者に活用していただけるよう変更を行うものでございます。広報につきましては、制度内容に加え、経営基盤の強化の必要性等を御理解いただき、制度の活用を促進していくことが重要であると考えておりますことから、同補助制度に係る特設ホームページの設置、市政だよりや企業向け情報誌への掲載、SNS、市内経済団体等を通じたチラシの配付等、様々な情報媒体の活用や企業訪問等を通じて積極的な広報に取り組んでまいります。

次に、信用保証等促進事業費についての御質問でございまして、本市では、令和3年4月以降、コロナ禍や物価高騰等により経営に影響を受けた中小企業等が金融機関の継続的な支援を受けながら経営改善に取り組む伴走支援型経営改善資金の運用を行ってまいりました。本資金の実施状況と実績につきましては、令和4年7月からは、中小企業等の負担軽減を図るため、国による信用保証料の一部補助に加え、本市独自の補助を行っているところでございまして、融資実績といたしましては、令和3年度は220件、約36億9,100万円、令和4年度は666件、約144億6,200万円、令和5年度は令和6年1月末までで779件、約184億6,700万円でございます。本事業費を補正予算に計上しなかった理由等(249ページに「計上した理由等」と訂正)につきましては、物価高騰等の影響が長期化していることを踏まえ、国の交付金を最大限に活用して事業者への支援を適切に実施できるよう庁内で調整し、計上したものでございます。神奈川県との調整につきましては、県市それぞれで信用保証協会を活用した融資制度を有しており、融資を受ける中小企業等は自社の実情に応じて融資メニューを選択しておりますことから、適切な融資が中小企業等に向けて実施できるよう県市で情報共有を図りながら取組を進めているところでございます。市信用保証協会における事務処理につきましては、先般、本市への補助申請等の手続に誤りがあり、ヒューマンエラーの防止等が必要であると考えておりますことから、同協会とさらに連携を深め、システムの活用方法等を含めて適切な事務処理となるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○議長 青木功雄 健康福祉局長。

○健康福祉局長 石渡一城 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、奨学金についての御質問でございますが、条例に基づく短期大学の奨学金につきましては、開学以来の貸付人数が延べ205人であり、貸付総額は2億4,269万2,000円でございます。4年制大学では、市内就職や定着を促進する目的で新たな独自の奨学金を設けたところでございます。大学院におきましては、主に市立病院をはじめ市内医療機関の看護師が高度な技術を身につけることにより所属する機関、施設等においてリーダーとなり、地域包括ケアシステムを推進する役割を担うことができるよう、働きながら学ぶことを想定しております。このため、新たな奨学金は創設しない方向で検討しておりますが、開学に向けた準備として、市内在住者及び在勤者の入学料の額に優遇措置を設けることを検討しております。また、市内就業者が学びやすくなるよう平日夜間帯や土曜日を活用した授業とする方向で検討を進めており、今後も引き続き、ニーズの把握に努めながら、就業と学業の両立ができるよう環境整備に努めてまいります。

次に、第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版についての御質問でございますが、本計画は障害者総合支援法等に基づく法定計画であることから、法改正や国が示す基本指針並びに国による基準改定等を考慮した上で、生活ニーズ調査や団体ヒアリング、有識者等の意見を踏まえ、改定作業を進めてきたところでございます。そのため、計画の理念や体系、方向性については改定への影響はないものと認識しておりますが、昨年12月以降に具体的な条件が示された内容もあることから、事業レベルでは、本条例改正も踏まえて、次年度以降適切に対応してまいりたいと存じます。次に、意思決定の支援についての御質問でございますが、意思決定の支援につきましては、これまで事業者に対し、国から発出されている障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインを周知してきており、事業所においては当然実施していると認識しているところであり、今回の改正において改めて示されたことから、負担増につながるものとは考えておりません。今後につきましては、神奈川県下5県市で共同運用している障害福祉情報サービスかながわや本市ホームページを活用し、改正内容を掲載するとともに、事業者に対してのメール配信などで広く周知してまいります。また、事業者に対する実地指導において、会議に利用者が参加していないことやアセスメント時に生活や課題の把握が適切に行われていない事例があった場合には、引き続き、意思決定支援の必要性を説明するとともに、必要に応じ適切に指導してまいります。次に、計画相談支援についての御質問でございますが、令和5年3月末時点における計画相談支援の実績につきましては2,806件、令和6年1月末時点における指定特定相談支援事業所数につきましては71か所でございます。今後の見込みにつきましては、令和6年度から実施される報酬改定の効果により一定の改善が図られるものと考えておりますが、今後の状況を注視し、必要に応じて国への要望を行うとともに、引き続き、本市独自の補助事業、相談支援専門員の負担軽減や量的確保、質の向上を図るための取組等を実施してまいります。次に、サービス管理責任者の担い手の確保についての御質問でございますが、サービス管理責任者の人材育成は事業所が主体となって実施するものであると認識しており、資格取得までには一定期間の実務経験及び研修修了の双方が必要となるため、国から示される具体的な要件や神奈川県が実施する研修等について、集団指導などの場や事業者への通知などにより周知広報に努めてまいりたいと存じます。

次に、就労選択支援についての御質問でございますが、就労アセスメント手法についま

しては、短期間の生産活動等を通じて就労アセスメントシート等のツールを活用して適切かつ的確に適性や意向の把握に努め、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理を実施する内容でございます。働く力のアセスメントにつきましては本市独自事業でございます。南部、中部、百合丘の3か所の障害者地域就労援助センターにおいて、就労体験や職場実習等を通して障害特性及び作業の正確さ、スピードなどの作業能力を把握し、求職につなげていくものとして行っております。このうち、中部就労援助センターは、国と神奈川県から委託を受けて就業面と生活面の一体的な相談支援を行う障害者就業・生活支援センターとして位置づけられており、同センターが実施している就労アセスメントは、指定就労選択支援事業者が行うアセスメントの実施に代えることができるかとされております。一方で、本市独自事業の南部及び百合丘の就業援助センターにおけるアセスメントの取扱いについては、現在国から示されていないことから、今後の動向を注視してまいります。就労選択支援事業の実施に向けましては、令和5年3月に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が公表した就労支援のためのアセスメントシートをこの制度における標準的な就労アセスメントツールとして活用することが想定されております。このシートは、就労に関する情報を御本人と支援者が協同で収集、整理するとともに、個人と環境の相互作用を重視したアセスメントが実施できるよう考慮されたものとされております。今後、公表されているアセスメントシート等について周知するとともに、取扱い等について国の動向を注視し、適切な就労アセスメントの実施に向け取組を進めてまいりたいと存じます。次に、精神障害者の就労支援等につきましては、令和6年4月から、精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者が週10時間以上就労する場合においても法定雇用率の算定対象となることから、雇用するまでの企業側への手厚い支援と雇用就労後の定着支援が課題となるものと考えております。そのため、令和6年度には企業応援センターかわさきの体制を強化するとともに、就労支援ネットワーク会議などを引き続き活用し、就労・定着支援の向上に努めてまいります。

次に、就労継続支援B型事業所における工賃の向上につきましては、利用者の就労意欲の喚起等につながる重要な取組であると認識しているところでございます。工賃の増額に向けて、製品の工夫とクオリティの向上につながる販売会等の開催を支援するとともに、受注に係る調整業務等を行う障害者施設共同受注窓口「しごとセンター」の周知や、市役所から障害者施設への優先調達を進めていくため財政局と連携して取り組んでいるところでございます。今後につきましても、インターネットを活用した販路開拓のコンサルティングの活用支援など、効果的な工賃向上のための取組を進めてまいります。次に、支援プログラムについての御質問でございますが、健康・生活、運動・感覚、認知・行動、言語・コミュニケーション、人間関係・社会性の5領域にまとめられた本人支援プログラムを策定することにより、障害のある子どもが将来日常生活や社会生活を円滑に営めるようにすることを期待でき、そのプログラムが公表されることにより支援の質の確保及びサービスの向上が図られ、障害児とその保護者が希望する事業所を適切に把握することができるものと考えております。また、現時点ではデメリットはないものと認識しておりますが、策定までには1年間の経過措置期間が設けられておりますので、その中で新たな課題等の整理をしてまいりたいと存じます。

次に、多機能系サービスにおける管理者の兼務についての御質問でございますが、管理

者の勤務状況につきましては、事業所の届出時において、常勤要件となる職種があることから、兼務状況と併せて確認を行っております。介護保険事業者においては、契約時において重要事項説明により管理者の兼務体制も含めた勤務体制の説明が義務づけられており、管理者の兼務の判断は一義的には各事業者によりなされることとなります。本市といたしましては、今年度中の事業者向け制度改正説明会で周知を図るとともに、次年度の集団指導講習において改めて管理者の責務について周知徹底するとともに、運営指導において管理者の責務が果たされていない兼務については是正を求めるなど、指導を行ってまいります。

次に、居宅介護支援についての御質問でございますが、居宅介護支援事業所における介護支援専門員につきましては、事業所の新規指定申請及び介護支援専門員の変更時に事業者が届出をすることとなっており、介護支援専門員の員数につきましては、実員数ではなく常勤換算方法により必要な員数の確認を行うこととされております。人員基準が緩和されることについてのメリットにつきましては、介護支援専門員の1人当たりの労働投入時間やICT機器等の導入の割合及び今般の改正におけるモニタリング場面におけるテレビ電話等の導入と併せ、ケアマネジメントの質を担保しつつ業務効率化を進めて人材を有効活用できるという点が挙げられております。また、ケアマネジメントの質の確保の点につきましては、今回モニタリングにおいてテレビ電話等を活用できる要件として、利用者からの同意に加えて、利用者の心身状態が安定していること、テレビ電話装置等を活用して意思疎通が行えることや、テレビ電話等では把握できない情報について担当者から提供を受けることについて、主治医及び他の関係者の同意が得られることとされており、利用者の意向に沿い、かつ安全性が確保される条件の下、ケアプラン作成に当たりケアマネジャーが効率的に必要な情報を入手できることとなることから、ケアマネジメントの質の向上に寄与すると考えております。次に、ケアプラン等の作成やモニタリングの在り方につきましては、今般の改正は、モニタリング時においてテレビ電話活用等により居宅訪問回数のみを変更するものであることから、ケアプランの内容やモニタリングでの確認事項を簡素化するなどの変更を行うものではないと考えております。次に、協力医療機関についての御質問でございますが、今般の改正においては、入所者の急変時等に適切な対応が行われるよう協力医療機関と実効性のある連携となるための内容を定めたものであり、各施設においては、現行の協力医療機関に加えて複数の協力医療機関を定めることによって、各要件を満たすこととしても差し支えないとしております。今後につきましては、当該改正事項に係る国通知等の内容を踏まえ、各施設の対応状況等を確認するとともに医療関係団体と連携を取りつつ、各医療機関への基準内容や報酬面での措置など制度改正内容の周知を行い、経過措置期間中に各施設が条例において定める基準が遵守されるよう対応を進めてまいります。以上でございます。

○議長 青木功雄 木庭議員。

○48番 木庭理香子 様々御答弁ありがとうございました。あとは委員会に譲り、質問を終わります。

○議長 青木功雄 お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 青木功雄 御異議ないものと認めます。およそ5分休憩いたします。

午後6時35分休憩

午後6時40分再開

〔局長「ただいまの出席議員議長とも55人」と報告〕

○議長 青木功雄 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、日程第4の議案23件に対する代表質疑を行います。ここで、経済労働局長から発言の申出がありましたので、発言を願います。経済労働局長。

○経済労働局長 久万竜司 先ほど信用保証等促進事業費に関する答弁の中で、本事業費を補正予算に計上しなかった理由等と申し上げましたが、正しくは本事業費を補正予算に計上した理由等でした。訂正の上、おわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

○議長 青木功雄 それでは、公明党代表から発言を願います。7番、枝川舞議員。

〔枝川 舞登壇、拍手〕

○7番 枝川 舞 私は、公明党川崎市市議会議員団を代表して、本議会に追加提案されました諸議案について伺います。

初めに、議案第70号、川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第71号、川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について伺います。改正された障害者総合支援法の4月施行に当たり、就労アセスメントが一層重視されることになりました。このたびの条例改正による対応について、概要と今後の取組を伺います。他都市では、本市事業者へ委託し、障害者就労アセスメントモデル事業が実施されています。事業内容は、就労を希望する障害者が自分の強みや課題等を整理する機会を得ることで、個々の希望に応じた多様な働き方を選択できるよう、就労アセスメントの手法を活用し、就労準備や職業訓練、一般就労への移行及び定着支援までをシームレスに支援するためのモデル構築に取り組んでいます。本市においても、令和7年度の本格的な実施を見据え、事業者等との連携によるシームレスな川崎モデル構築に取り組むべきと考えますが、見解と今後の対応を伺います。

次に、議案第88号、令和6年度川崎市一般会計補正予算について伺います。このたびの補正予算案では、長引く物価高への支援として、我が党が求めてきた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した経済対策に約14億円の補助事業が示されました。昨年来、市長要望や代表質問を通し、デジタル商品券などを活用した消費の下支えや生活者支援を求めてきたことから、このたびのプレミアムデジタル商品券事業の提案については、一定の評価をしたいと思います。過去3度、じもと応援券としてプレミアム商品券事業を実施してきました。本事業では、これまでの課題がどのように改善され、事業に反映されているのか、事業スキームとスケジュールを伺います。あわせて、対象品目の拡大を求めてきましたが、対応を伺います。キャッシュレス決済を導入していない事業者へ丁寧な対応が求められます。見解と取組を伺います。あわせて、商工会議所や商店街との丁寧な情報共有が必要と考えますが、対応を伺います。

環境産業振興事業費についてです。脱炭素社会への貢献と経営基盤及び競争力の強化の

両立を目的とした新技術、新製品の研究開発費等に係る経費を補助対象としています。補助対象は、極力、企業などの実態に応じ、柔軟な対応が求められますが、対象経費の考え方について、具体的な事例と併せて伺います。また、今後のスケジュールと審査方法などの具体的な取組を伺います。

中小企業経営革新支援事業費についてです。エネルギー調達コストの効果的な負担軽減や高効率化による収益の拡大を目的とする設備投資を補助対象としています。設備投資を促すため、積極的に効果的な手法や具体的な事例を示すなどの広報が求められます。見解と対応を伺います。また、今後のスケジュールと具体的な取組を伺います。

信用保証等促進事業費についてです。長期間に及ぶコロナ禍を乗り越えたものの、今後の動向が見通せない物価高や円安など、市内中小企業の経営環境は依然厳しい状況が続いています。今回の補正予算案では、物価高の影響を受ける市内中小企業の資金繰りを支援するため、1億4,000万円余が計上されました。過去3年間の利用実態を伺います。また、補正予算を活用して増額する趣旨と積算根拠について伺います。以上です。

○議長 青木功雄 経済労働局長。

○経済労働局長 久万竜司 経済労働局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、プレミアムデジタル商品券事業費についての御質問でございますが、本事業は、エネルギー価格をはじめとした物価高騰の影響を受けている市民の暮らしと企業活動への影響を踏まえ、消費の下支えを通じた地域経済活性化及びデジタル化促進を目的として、民間のキャッシュレス決済サービスを活用し、市内在住者を対象としたプレミアム付きデジタル商品券を発行するものでございます。これまで実施してきた川崎じもと応援券事業における課題といたしましては、利用店舗数の確保に時間を要したことや事務経費の縮減が必要であったこと等がございまして、本事業では、民間のキャッシュレス決済サービスを活用することにより、同サービスの登録店舗を生かして、利用店舗を確保するとともに、利用店舗の募集や管理に要する事務経費についても縮減が図られると考えております。事業スキームにつきましては、プレミアム率20%、1セット6,000円分の電子商品券を5,000円で販売し、購入限度は対象者1人につき最大10セットまでで、発行総額は48億円、発行セット数は80万セットを予定しております。スケジュールにつきましては、4月中旬までに委託事業者を選定後、契約を締結し、6月上旬から商品券の申込みを開始して、7月上旬から利用開始できるよう準備を進めてまいります。対象品目につきましては、本事業は、物価高騰の影響を受けている市民の皆様の消費の下支えを主目的に実施するものでございますので、多くの品目を商品券で購入していただけるよう取り組んでまいります。それぞれの品目に関する法令等を踏まえて、品目の拡大を検討してまいります。キャッシュレス決済を導入していない事業者への対応につきましては、キャッシュレス決済への対応を御理解いただけるよう、様々な機会を通じて働きかけてまいります。関係団体との連携につきましては、本事業の検討に当たり、商業団体等から御意見を伺いながら進めてきたところでございまして、事業の実施に当たりましては、川崎商工会議所や商業団体等と丁寧に情報共有を行ってまいります。

次に、環境産業振興事業費及び中小企業経営革新支援事業費についての御質問でございますが、環境産業振興事業費に係る補助制度につきましては、脱炭素社会への貢献と経営基盤及び競争力の強化の両立を促進することを目的として、市内中小企業等が新技術、新

製品の研究開発等に係る経費を補助する事業でございます。補助対象経費の範囲につきましては、前回と同様に、機械設備の購入費やシステム開発費をはじめとした開発した製品、技術等における産業財産権取得に係る経費や大学、企業等との共同研究に係る経費など、幅広く対象とする予定でございます。今後のスケジュールにつきましては、補助対象期間を令和6年4月から令和7年1月までとし、令和6年4月から公募を開始し、申請内容の審査を経て、令和6年6月下旬に補助対象者を決定する予定でございます。補助対象事業の選定につきましては、事業の新規性、独自性、事業化の見込みなどについて、技術、企業経営、市場、販路に関して知見のある有識者から意見聴取を行い、市職員で構成される審査会を経て決定してまいります。

次に、中小企業経営革新支援事業費に係る補助制度につきましては、エネルギー調達コストの効果的な負担軽減や高効率化による収益の拡大を目的として、創エネ・省エネ設備や生産設備の導入、更新に対して補助する事業でございます。広報につきましては、制度内容に加え、経営基盤の強化の必要性等を御理解いただき、制度の活用を促進していくことが重要であると考えておりますことから、同補助制度に係る特設ホームページの設置、市政だよりや企業向け情報誌への掲載、SNS、市内経済団体等を通じたチラシの配付等、様々な情報媒体の活用や企業訪問等を通じて積極的な広報に取り組んでまいります。今後のスケジュール等につきましては、本年5月から先着順による公募を開始し、エネルギー管理士等の専門家による事前調査で、電気、ガス等のコストの削減効果や生産量の増加等の見込みについて確認した上で、8月までに交付決定を完了させる予定でございます。

次に、信用保証等促進事業費についての御質問でございますが、本市では、令和3年4月以降、コロナ禍や物価高騰等により経営に影響を受けた中小企業等が金融機関の継続的な支援を受けながら経営改善に取り組む伴走支援型経営改善資金の運用を行ってまいりました。本資金の利用実績といたしましては、令和3年度は220件、約36億9,100万円、令和4年度は666件、約144億6,200万円、令和5年度は令和6年1月末までで779件、約184億6,700万円でございます。補正予算の理由につきましては、物価高騰等の影響を受ける事業者への支援として、国の交付金を最大限に活用し、資金繰り支援をするための所要額を計上したものでございます。積算根拠につきましては、令和5年度の実績を基に、1件当たりの補助金額を14万円程度、件数は980件程度を見込んでいるところでございます。以上でございます。

○議長 青木功雄 健康福祉局長。

○健康福祉局長 石渡一城 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、就労アセスメントについての御質問でございますが、今般の条例改正により創設する就労選択支援事業の概要につきましては、原則1か月の利用期間を設け、生産活動等の機会の提供を通じてアセスメントを行い、その評価や整理の結果に基づき、障害福祉サービス事業者等の関係機関と連絡調整を行い、利用者に対して進路選択に資する就労や雇用に関する情報を提供するものでございます。新たな事業となることから、事業概要等について、神奈川県下5県市で共同運用している障害福祉情報サービスかながわや市ホームページに掲載するとともに、事業所に対してのメール配信、毎年開催する市内全事業所を対象とする集団指導の場などを活用し、広く周知してまいります。

次に、事業実施に向けての御質問でございますが、令和5年3月に独立行政法人高齢・

障害・求職者雇用支援機構が就労支援のためのアセスメントシートを公表しており、就労選択支援における標準的なツールとしての活用が想定されております。このシートは、就労に関する情報を御本人と支援者が協同で収集、整理するとともに、個人と環境の相互作用を重視したアセスメントが実施できるよう考慮されたものとされております。就労選択支援事業の実施に向けましては、公表されているアセスメントシート等の周知やサービス事業所との意見交換を行うとともに、今後の国の動向を注視しながら取組を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長 青木功雄 枝川議員。

○7番 枝川 舞 御答弁ありがとうございました。あとは委員会に譲り、質問を終わります。(拍手)

○議長 青木功雄 14番、小堀祥子議員。

[小堀祥子登壇、拍手]

○14番 小堀祥子 私は、日本共産党を代表して、提案されました追加議案について質問します。

議案第67号、川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第69号についてです。これは、内閣府令の改定により、本市療育センターの医療型児童発達支援を児童発達支援に、福祉型児童発達支援センターと医療型児童発達支援センターを児童発達支援センターに一元化するなどのため改正するものです。この一元化により、本市療育センターの人員は減らされることはないのか、機能に後退はないのか、伺います。

前述の議案第67号から議案第73号についてです。この改正は、厚生労働省令の改定により、グループホームや入所施設を利用する障害者の個別支援計画の作成などに当たり、利用者の自己決定の尊重に配慮するために、利用者が希望する生活や課題等を把握し、適切な支援内容の検討をしなければならないとするものです。これは当然のことですが、個別支援計画を作成する現場は人手不足が常態化しており、このままではお題目にすぎなくなります。一人一人の利用者に寄り添える事業所にするために、この機会に人員体制を確保する処遇改善を行うべきですが、伺います。また、この条例改正で、事業者は、施設利用者やその家族、地域住民の代表者や知見を有する者などによる地域連携推進会議を設置し、事業の運営の報告や要望などを聞く機会を設けることが義務づけられています。1年間の猶予期間はありますが、全ての事業者が設置するにはかなりの支援が必要です。市の対応をどうするのか、伺います。

議案第71号、川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。就労継続支援B型の工賃の支払いに要する額は、原則として自立支援給付を充ててはならないという規定が盛り込まれました。B型の工賃は全国平均でも1万数千円で、多くの事業所では食費を払えば持ち出しになるような低さですが、それだけの仕事を探すのも大変な苦勞です。仕事おこしと一体に行わなければ、就労継続支援としての役割が果たせません。対応を伺います。

前述の議案第67号、議案第71号及び議案第74号、川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第76号から議案第80号及び議案第82号から議案第86号についてです。これらの議案には、常勤の管理者または施

設長について、同一敷地内を限定し兼務できるとしてきましたが、同一敷地内を削除し、他の事業所等の職務も兼務することができるとしています。敷地外の事業所の兼務を可能とした場合、管理者が不在の事業所になります。管理上支障がない場合としていますが、管理上支障がないとの判断は誰が行うのか、伺います。兼務が不相当と判断されることがあるのか、判断の基準について伺います。懸念されるのが大地震などの自然災害や重大事故、事件発生などの緊急事態に管理者の的確な判断、対応が求められます。こうした事態に管理者不在の場合の利用者、職員の安全確保に問題はないと考えるのか、伺います。

議案第78号、川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。本議案は、常勤の介護支援専門員、ケアマネジャーの員数の基準を、現行の利用者数を35人換算から44人換算、最大49人換算に改定するものです。ケアマネジャーは、利用者への訪問や利用者が介護保険サービスを利用する際のケアプランの作成やサービス事業者との調整などを担っています。本改定でケアマネジャーが担う利用者数を増やすことで負担増が懸念されます。改定によりケアマネジャーに負担増を強いることにならないのか、見解を伺います。また、利用者訪問、プラン作成やサービス事業者との調整に追われるなどによって、利用者への必要なサービス提供の遅れなどの影響が出ることが想定されます。見解を伺います。

議案第88号、令和6年度川崎市一般会計補正予算についてです。この補正予算は、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金14億2,000万円余を活用したもので、4つの事業を行おうとするものです。

初めに、プレミアムデジタル商品券事業についてです。補助金の7割、10億円を使って行う事業で、2割のプレミアムをつけ、発行総額は48億円です。商品券は全て電子商品券で、1セット6,000円分の商品券を5,000円で販売、1人につき10セットまで販売を行います。前回は1セット1万円で販売したのに対し、買い求めやすくしたとのこと。利用期限は今年7月上旬から12月末までの予定としています。前回、第3弾のじもと応援券と大きく異なるのは販売方法です。前回は委託事業者によって、参加店を募り、QRコードを発行し、利用者はインターネットで商品券を購入し、参加店で利用するシステムでした。しかし、今回は民間事業者のキャッシュレス決済を活用し、その加盟店が対象になります。なぜシステムを変更するのか、伺います。民間事業者のキャッシュレス決済には様々な種類がありますが、どのようなシステムを活用しようとしているのか、伺います。市内の店からは、厳しい経営の中で、手数料を払って、システムを導入するのは無理、お客さんは高齢者が多く、キャッシュレス決済を利用していない方が多いとの声にあるように、民間のキャッシュレス決済の導入は取扱い店舗の対象を狭めることにならないか、伺います。第3弾のじもと応援券を全て電子決済にしたことについて、スマホを持っていない、操作ができないなど、利用できない市民から市民を切り捨てていると抗議の声が上がりました。民間事業者のキャッシュレス決済を利用した場合、より多くの市民が対象外になることが懸念されます。対象外になることが想定される市民は何割くらいになるのか、伺います。

前回は、市内中小事業者に限られ、大手スーパーや家電量販店、大手ドラッグストアなどは対象外とされました。しかし、今回は採用されたキャッシュレス加盟店が市内で営業していれば、規模の大小は問いません。2015年、川崎プレミアム商品券事業を実施した際も、大型店などの利用も可能とされた結果、利用された店舗の73.6%が大型店でした。今

回、大型店の利用も可能とすることで、利用が大型店に集中し、地域の小規模事業者の経営を圧迫することになるのではないかと危惧されます。見解を伺います。前回までの商品券事業では、手数料は市の負担となり、事業者の負担はありませんでしたが、今回、民間のキャッシュレス決済を活用することで事業者負担は生じるのか、伺います。また、その手数料は売上の何%になるのか、伺います。また、入金までは何日ぐらいかかると想定されるのか、伺います。2023年8月に発表された川崎じもと応援券第3弾の実施結果によると、利用店舗アンケート結果において、商品券の券種、つまり紙の商品券か、電子商品券がよいか尋ねる設問に、「紙と電子の併用」との回答が43.7%もあり、「電子商品券のみ」の45.5%とほぼ同数でした。これは、とりわけ高齢者など電子決済になじみのない市民が一定数いらっしゃることを反映していると思われます。我が党は、前回の実施についても紙の商品券と電子商品券の併用が必要と求めましたが、アンケートの結果は、この指摘を利用店舗の声で裏づけたものと言えます。これらの声を生かすには、紙の商品券と電子商品券の併用が必要と思いますが、対応を伺います。前は、対象となる利用者を市内在住、在勤、在学の方としていましたが、今回は在住のみです。対象者を絞った理由を伺います。

次に、環境産業振興事業費についてです。これは、市内中小企業が脱炭素社会への貢献と経営基盤及び競争力の強化を促進することを目的に、新技術、新製品の研究開発等の経費で500万円を上限に事業費の4分の3の補助を行うものです。6件分の3,000万円余が計上されています。物価高騰対策の国の予算を使う以上、経営難に苦しむ市内事業者が使いやすいものでなければなりません。研究開発には、事業スタート時に初期投資が必要となります。事業終了後の助成ではなく、事業のスタート時にも補助金を支給すべきです。伺います。予算を超えて申込みがあった場合、市が予算を増やし、対象事業にふさわしいものであれば補助すべきと思いますが、伺います。

次に、中小企業経営革新支援事業費についてです。これは、市内中小事業者がエネルギーコストの軽減や効率化などにより収益の拡大を目的として、太陽光発電設備等の導入や照明設備等の省エネルギー設備の更新のほか、工作機械、加工機など生産設備の導入、更新に対する補助金を交付するものです。既に実施されている制度を拡充実施するもので、今年度、既に利用している事業者は事業費の2分の1の補助、今回が初めての事業者は、補助率を増やし3分の2の補助を行います。また、より小規模な事業者が利用できるようにするために、補助下限額を20万円とし、総事業費30万円の事業でも利用できるようにしました。2億5,000万円の補正予算が計上されていますが、対象事業の件数は何件と想定しているのか、予算額を上回る申込みがあった場合、市が補助を増やし、できるだけ多くの事業者が利用できるようにすべきですが、伺います。

信用保証料等促進事業費についてです。今回の補正は、期限となる現行の信用保証料の料率を国の補助金を活用することで、当面継続するというものです。しかし、市内事業者の経営危機は、現状の支援の継続では打開できないほど深刻です。1月からぱったり仕事がなくなった、100万円程度のつなぎ資金があれば事業が続けられるのに借りられないなど、市内事業者の声は切実です。物価高騰対策の趣旨を踏まえ、迅速に事業継続の支援となるよう、審査基準の緩和やさらなる利子、保証料の負担を減らすなどの改善が必要と思いますが、伺います。ゼロゼロ融資の返済の最後のピークが4月にやってきます。より多

くの事業者がこの制度を使って、借り換えがスムーズに進むよう金融機関に要請すべきですが、伺います。

以上で質問を終わります。(拍手)

○議長 青木功雄 経済労働局長。

○経済労働局長 久万竜司 経済労働局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、プレミアムデジタル商品券事業費についての御質問でございますが、本事業は、エネルギー価格をはじめとした物価高騰の影響を受けている市民の暮らしと企業活動への影響を踏まえ、消費の下支えを通じた地域経済活性化及びデジタル化促進を目的として、民間のキャッシュレス決済サービスを活用し、市内在住者を対象としたプレミアム付きデジタル商品券を発行するものでございます。民間のキャッシュレス決済サービスを活用することとした理由につきましては、同サービスの登録店舗を生かして、利用店舗を確保できることや、利用店舗の募集や管理に要する事務経費等の縮減を図るためでございます。キャッシュレス決済の種類につきましては、委託事業者によりますが、利用店舗に設置しているQRコードを利用者のスマートフォンで読み込み、決済を行うものを想定しております。

利用店舗につきましては、経済産業省が令和3年に実施したキャッシュレス決済実態調査アンケートでは、飲食店や小売店については、全国の8割程度がキャッシュレス決済を導入しており、一定の普及が進んでいると認識しているところでございます。利用対象者につきましては、総務省による令和4年通信利用動向調査では、神奈川県におけるスマートフォン保有率が83.4%となっていることから、多くの方々に利用していただけるものと考えております。利用店舗につきましては、本事業が物価高騰の影響を受けている市民の皆様の消費を下支えすることが主目的でありますことから、利便性を考慮して、店舗の規模を問わず利用できるようにし、また、決済手数料につきましては、既に民間のキャッシュレス決済サービスに登録されている店舗では、従来どおりの手数料になるものと考えております。キャッシュレス決済サービスに係る手数料及び入金までの期間につきましては、委託事業者の提案内容によるものと考えております。紙と電子の商品券の併用につきましては、店舗でのオペレーションが複雑になり店舗側の負担が大きいこと、併用による事務経費の増加等を踏まえて、電子商品券のみの発行としたものでございます。市内在住者のみを対象とした理由につきましては、市民の皆様の消費の下支えを図るため、市内在住者としたものでございます。

次に、環境産業振興事業費についての御質問でございますが、環境産業振興事業費に係る補助制度につきましては、脱炭素社会への貢献と経営基盤及び競争力の強化の両立を促進することを目的として、市内中小企業等が新技術、新製品の研究開発等に係る経費を補助する事業でございます。補助金の交付につきましては、補助対象事業が適切に実施されたことを確認する必要があるため、事業の完了検査後、支出することとしております。交付対象事業につきましては、事業効果が見込まれるものについて、審査により予算の範囲内で決定する予定でございますが、採択されなかった事業を申請した企業に向けましても、本市をはじめ、国や県、支援機関等の支援制度を御紹介するなど、適切な対応を行ってまいります。

次に、中小企業経営革新支援事業費についての御質問でございますが、同事業に係る補

助件数の見込みにつきましては、令和5年度の川崎市エネルギー最適化補助金では、市内中小企業103者に対して設備導入補助を実施したことから、今回の事業におきましても、予算規模がほぼ同額であることや、補助率を引き上げる一方で補助下限額を引き下げることとしたことを踏まえ、補助件数は同程度になるものと考えております。また、予算額を上回った場合の対応につきましては、コストの削減効果や生産量の増加が見込まれる設備導入について、予算の範囲内で決定する予定でございますが、申請されなかった事業者につきましても、企業等のニーズに応じて、本市をはじめ、国や県、支援機関等の支援制度を紹介するなど、適切な対応を行ってまいります。

次に、信用保証等促進事業費についての御質問でございますが、本市では、コロナ禍や物価高騰等により経営に影響を受けた中小企業等を対象に、伴走支援型経営改善資金等の運用を行っており、こうした資金の信用保証料補助や利子補給の対象となる資金について、令和6年度も支援の継続を予定しております。融資制度のセーフティネット認定におきましては、売上げ減少の対象となる月等の要件を緩和するとともに、金融機関等による必要書類の事前確認と代理申請を認めるワンストップ手続を実施しているところでございます。また、新型コロナウイルス感染症対応資金からの借り換えにも対応している伴走支援型経営改善資金等の利用促進に向けましては、市のホームページやパンフレット等で広報を行うとともに、継続的に金融機関に対して本市融資制度の内容を説明し、迅速かつ丁寧に、中小企業等に融資制度を金融機関から御案内できるよう取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長 青木功雄 健康福祉局長。

○健康福祉局長 石渡一城 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、児童発達支援の一元化についての御質問でございますが、児童発達支援につきましては、児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた発達支援が受けられる体制の整備を進め、地域の障害児支援体制の充実を図ることから類型が一元化されるものでございます。本市におきましては、地域療育センターにおいてその機能を担っておりますが、人員につきましては、現行の福祉型児童発達支援センターに加えて、医療型で必要とされる診療所に係る人員が配置されておりますので、一元化後も人員体制の変更はございません。また、機能につきましては、現在も各地域療育センターの運営事業者は医療型と福祉型の両方の指定を受けており、機能は引き続き維持されるものでございます。

次に、障害福祉サービス事業所等における処遇改善についての御質問でございますが、今般の国における障害福祉サービス等報酬改定におきましては、現場で働く方々の賃金上昇に確実につながるよう加算率の引上げが行われる予定でございます。また、本市におきましては、良質なサービスの提供や処遇の向上を図るため、グループホームに対しては世話人体制確保加算、その他の事業所に対しては定率加算を独自に設けております。

次に、地域連携推進会議についての御質問でございますが、今般の改正による地域連携推進会議につきましては、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れ、事業運営の透明性や質の確保を目的として新たに規定するものでございます。また、地域連携推進会議に代わり外部の者による評価を受け、当該評価の実施状況を公表する措置を講じている場合には、この規定を適用しないこととしております。

次に、就労継続支援B型事業所の工賃についての御質問でございますが、工賃の増額に

向けて、製品の工夫とクオリティの向上につながる販売会等の開催を支援するとともに、受注に係る調整業務等を行う障害者施設共同受注窓口「しごとセンター」の周知や、市役所から障害者施設への優先調達を進めていくため、財政局と連携して取り組んでいるところでございます。今後につきましても、インターネットを活用した販路開拓のコンサルティングの活用などの支援など、効果的な工賃向上のための取組を進めてまいります。

次に、管理者の兼務についての御質問でございますが、今般の改正では、介護サービス等の事業者は、事業所の管理者について、管理上支障がない場合に他の事業所等の職務に従事させることができることとされておりますことから、管理者の兼務の判断は、一義的には各事業者によりなされることとなります。また、兼務が不相当と判断される場合につきましては、従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理などの基準条例上の管理者の責務が果たされていない場合が該当することから、管理者変更に係る届出時のヒアリングや運営指導等を通して、本市が管理者の配置等において是正するよう指導を行うこととなります。緊急時等の対応につきましては、各事業所の運営規程において、緊急時等における対応方法または非常災害対策について定めることとされておりますことから、緊急時等における各事業所の体制に応じた適切な対応が行われるものと考えております。

次に、介護支援専門員についての御質問でございますが、常勤の介護支援専門員を置くこととされる数につきましては、国の介護保険給付費分科会において、介護支援専門員1人当たりの労働投入時間やICT機器等の導入割合及び今般の改正におけるモニタリング場面におけるテレビ電話等の導入など、業務効率化を進めて人材を有効活用する点と、ケアマネジメントの質とを合わせて議論が行われた結果、改正されたものと認識しております。利用者サービスへの懸念につきましては、今般の改正は、1人当たりの担当件数を一律引き上げるものではなく、担当できる上限数を緩和するものであることから、各居宅介護支援事業所において、業務遂行上、適切な担当件数を判断するものと考えております。以上でございます。

○議長 青木功雄 小堀議員。

○14番 小堀祥子 あとは委員会に譲り、質問を終わります。(拍手)

○議長 青木功雄 17番、三浦恵美議員。

[三浦恵美登壇、拍手]

○17番 三浦恵美 私は日本維新の会川崎市議会議員団を代表し、追加議案について、以下、伺ってまいります。

初めに、議案第88号、令和6年度川崎市一般会計補正予算について、プレミアムデジタル商品券事業費について伺います。令和4年に発行された川崎じもと応援券ですが、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している地元企業を支援するため、地域の消費を促進することを大きな目的としていました。今回のプレミアムデジタル商品券は、エネルギー価格など物価高騰の影響を受けている市民の消費を下支えすることを目的としています。そのため、前回の川崎じもと応援券では、利用対象者を市内在住、在勤及び在学の方としていたものを、今回のプレミアムデジタル商品券では、市内在住と限定していたのであると推測いたします。ただし、市民限定の商品券となると、個人認証が重要になると考えます。今回の発行は民間事業者のキャッシュレス決済を利用する予定

と聞いておりますが、どのように個人認証をするのか見解を伺います。また、キャッシュレス決済で利用することで属性ごとの購買傾向など様々な情報を得ることができると考えます。これらは今後の本市の発展に向けた重要なデータになると思いますが、今回の発行における属性などのデータ収集について見解を伺います。また、商品券の利用期間が7月上旬からと、川崎市制100周年の記念すべき月に設定されています。そこで、例えば市制100周年プレミアムデジタル商品券と銘打って発行すれば、市制100周年の周知も進み、市民のシビックプライド醸成にも資すると考えます。市制100周年と連携した商品券の発行について見解を伺います。

次に、中小企業経営革新支援事業費について伺います。中小企業経営革新支援事業費は、令和4年度から今年度に繰り越しされている川崎市エネルギー最適化補助金の事業申請範囲を拡大した内容であると確認できます。そこで、今回の事業における具体的な変更点について伺います。また、川崎市エネルギー最適化補助金では、129件の調査数に対して103件の採択結果との報告を受けています。これは川崎市内中小企業約2万6,000社のうち0.5%にすぎず、周知不足の感が否めません。より多くの市内中小企業支援になっていくことが重要と考えます。今回の中小企業経営革新支援事業費について市内中小企業へどのように周知を図っていくのか、見解を伺います。

次に、議案第71号から議案第73号で新たに示された地域連携推進会議について伺います。これは利用者及びその家族、地域住民の代表者、行政等で構成される協議会で、年に1回以上の会議と指定障害者支援施設の見学をすることが求められるものになります。そして、条例案の中に第三者による評価を受け、当該評価の実施状況を公表している場合等には適用しないとの文言が確認できることから、今回の改正は、地域連携推進会議に対して、第三者としてのチェック機能を求めたものと理解いたします。そこで、地域連携推進会議による支援の質の確保をするための報告、助言等の記録をどのように公表するのか、また、公表するに当たり、事業者にどのように周知していくのか伺います。また、市内で福祉サービス第三者評価を利用している施設数を把握していないと聞いております。ということは、今後、地域連携推進会議がどれだけ開かれる必要があるかについても把握していないものと認識します。今回の改正によって新たに行うべきことが増え、施設負担及び行政負担も増えるのではないのでしょうか。今回の改正で第三者評価を受け、実施状況を公表している場合には該当しないとしています。であるならば、施設や行政の負担を軽減するためにも第三者評価を推進していくことが重要だと考えますが、見解を伺います。

次に、議案第74号、第75号、第80号、第82号及び第86号の川崎市介護保険事業者指定基準条例の一部改正について伺います。今回の改正で、施設系サービスに対して協力医療機関に義務づける新たな項目として、入所者の病状が急変した場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保すること、診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保すること、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保することなどが示されています。そこで、現在、協力医療機関が担う役割はどのように定められているのか伺います。また、この改正により、現在の協力医療機関の内容の見直しや新たな医療機関の追加が見込まれます。医療側として受け入れられる体制があるのか、もし受け入れられないのであれば、本市としてどのようなサポートをしていくつもりであるのか伺います。また、全施設がこのような要件を満たす医療機

関と締結することはハードルが高いと考えられますが、3年間の経過措置も含め、市の認識と今後の対応を伺います。

質問は以上です。

○議長 青木功雄 経済労働局長。

○経済労働局長 久万竜司 経済労働局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、プレミアムデジタル商品券事業費についての御質問でございますが、本事業は、エネルギー価格をはじめとした物価高騰の影響を受けている市民の暮らしと企業活動への影響を踏まえ、消費の下支えを通じた地域経済活性化及びデジタル化促進を目的として、民間のキャッシュレス決済サービスを活用し、市内在住者を対象としたプレミアム付きデジタル商品券を発行するものでございます。個人認証の手法につきましては、本事業が市内在住者を対象としていることから、民間のキャッシュレス決済サービスの機能で本人確認すること、または必要に応じて、本人確認資料等により申込者の居住地等を確認することで市内在住者以外の方が購入することがないように対応してまいりたいと考えております。データの活用につきましては重要な視点と認識しておりますが、民間のキャッシュレス決済サービスを活用するため、委託事業者が定めるサービス利用規約等の制限もあることから、今後、取得可能なデータを精査し、利用可能性を検討してまいります。市制100周年記念事業との連携につきましては、本事業が物価高騰の影響を受けている市民の皆様の消費の下支えを主目的に実施するものでございますので、本事業と目的が異なるものと考えておりますが、配付するポスター等を活用して市制100周年記念事業を御案内してまいります。

次に、中小企業経営革新支援事業費についての御質問でございますが、令和4年度から令和5年度にかけて実施いたしました川崎市エネルギー最適化補助金との主な変更点につきましては、前はエネルギー調達コストの負担軽減を図るための太陽光発電設備等の導入やLED照明等の省エネルギー設備の更新に対して補助を実施したものでございますが、今回の川崎市未来志向の設備投資応援補助金におきましては、今年度の取組に加え、生産量の増加や収益の拡大に向けた設備等を補助対象として追加することや、多くの市内中小企業に活用していただけるよう補助率等を変更することとしたところでございます。事業の周知につきましては、制度内容に加え、経営基盤の強化の必要性等を御理解いただき、制度の活用を促進していくことが重要であると考えておりますことから、同補助制度に係る特設ホームページの設置、市政だよりや企業向け情報誌への掲載、SNS、市内経済団体等を通じた視察の配付等、様々な情報媒体の活用や企業訪問等を通じて積極的な広報に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長 青木功雄 健康福祉局長。

○健康福祉局長 石渡一城 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、地域連携推進会議についての御質問でございますが、地域連携推進会議における報告、助言等の記録の公表につきましては、利用者及びその家族をはじめ広く情報提供するため、事業所での掲示や法人のホームページ及び障害福祉サービス等情報公表システム等への掲載などを想定しております。公表義務の周知につきましては、神奈川県下5県市で共同運用している障害福祉情報サービスかながわや本市ホームページを活用し、改正内容を掲載するとともに、事業所に対してのメール配信などで広く周知してまいります。

地域連携推進会議の開催、もしくは外部評価の実施の選択については、それぞれの状況に応じて各事業所が判断するものでございますが、いずれにいたしましても、事業運営の透明性や質の確保をすることが重要であると考えております。

次に、協力医療機関についての御質問でございますが、現行の基準条例において、入所者の急変や入院治療に対応するため、介護保険施設は協力医療機関を定めることとされております。今般の改正により、医療機関側の受入れ体制につきまして、夜間休日の対応及び原則入院できる体制の確保など求められる役割が明記されたため、施設によっては、内容の見直し、医療機関の追加等が発生することが想定されることから、今後、状況を確認しつつ、国の通知等も踏まえ、適切な対応を行ってまいります。さらに、医療関係団体等と連携を取りつつ、経過措置期間中に各施設が条例において定める基準が遵守されるよう対応を進めてまいります。以上でございます。

○議長 青木功雄 三浦議員。

○17番 三浦恵美 それぞれ御答弁ありがとうございました。あとは委員会に譲り、質問を終わります。(拍手)

○議長 青木功雄 以上をもちまして、ただいまの議案23件に対する代表質疑を終結いたします。

○議長 青木功雄 次に、議案の委員会付託についてであります。ただいまの日程第4の各案件中、報告第88号を除く議案22件につきましては、お手元の議案付託表(その3)のとおり、健康福祉委員会に付託をいたします。(資料編*ページ参照)

○議長 青木功雄 次に、議案第88号についてです。

お諮りいたします。議案第88号につきましては、予算審査特別委員会に付託をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 青木功雄 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長 青木功雄 お諮りいたします。本日はこれをもって散会することとし、明日29日から3月17日までの18日間は委員会における議案の審査等のため休会とし、次回の本会議は3月18日の午前10時より再開し、各案件に対する委員長報告、討論、採決等を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 青木功雄 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長 青木功雄 本日はこれをもって散会いたします。

午後7時36分散会